

官報
號外

昭和五十年三月四日

○議長（前尾繁三郎君）御異議なしと認めます。

○羽田孜君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この予算三案は、去る一月二十四日に予算委員会に付託され、同月二十九日、政府から提案理由の説明があり、翌三十日より質疑に入り、その後、公聽会、分科会を合わせて二十九日間審議を行い、本日、討論採決をいたしたものであります。

○第七十五回 国 会 衆議院会議録 第十号(一)

議事日程 第九号
昭和五十年三月四日

第三 第一 第二 第三
難傷病者遣返等措置法等の一部を
改正する法律案(内閣提出)
日本国と中華人民共和国との間の海運協
定の締結について承認を求めるの件
入場税法の一部を改正する法律案(内閣
提出)

○本日の会議に付した案件

昭和五十年度

昭和五十年度一般会計予算 昭和五十年度特別会計予算

昭和五十年度政府関係概算予算
第一 戰傷病者戰没者遺族等援護法等の一

部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一　日本国と中華人民共和国との間の海

日程第三　入湯脱法の一部を改正する法律案
連協定の締結について承認を求める件

日和第三、入場料金の一部を正直に、入場料金
(内閣提出)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

瀬長魯次郎君から、海外旅行のため、三月十五日から二十八日まで十四日間、請假の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

五十年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(前尾繁三郎君) 議員諸君の件につきお詔
りいたします。

昭和五十年度一般会計予算及び同報告書
昭和五十年度特別会計予算及び同報告書
昭和五十年度政府関係機関予算及び同報告書

算、昭和五十年度特別会計予算、昭和五十年度政
府関係機関予算、右三件を一括して議題といたし
ます。
委員長の報告を求めます。予算委員長荒松清十
郎君。

昭和五十年度一般会計予算
昭和五十年度特別会計予算
昭和五十年度政府関係機関

○議長（前原繁二郎君）御異議なしと認めます
よって、日程は追加せられました。

○議長(前尾繁三郎君) 羽田孜君の動議に御異
りませんか。

すなれど、この際、昭和五十年度一般会計予算、昭和五十年度特別会計予算、昭和五十年度政府関係機関予算、右三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

質疑は、租税特別措置、資産再評価税等多岐にわたって行われましたが、特に減税について、巨額な自然増収に対する減税の割合は五・七%で、例年より著しく低く、大衆課税の強化となつていいのではないか、また、利子、配当所得の特別措置の五ヵ年間の延長は、高額所得者に対する優遇であつて、社会的公正を欠いているのではないとかとの趣旨の質疑が行われ、政府より、明年度は二千五十億円の減税のほかに、四十九年度の大額減税の平年度化分として約四千五百億円の減税効果が見込まれておるし、他方、歳入の確保についても意を用いねばならなかつたことについて理解

してほしい。所得税減税については、従来から低所得層に厚くしているので、大衆課税の強化とはなっていない。利子、配当所得について総合課税にするとは望ましいが、現在の行政能力では所得を十分に捕捉し得ないので、なお五ヵ年間の猶余期間をもって、課税の公平を期するため諸般の検討をしたいとの趣旨の答弁がありました。

第二は、銀行行政についてであります。

本問題につきましては、特に都市銀行のもうけ過ぎ、貸し出し方針等、経営上のマナーと銀行行政のあり方等についてただされましたが、特に、歩積み両建て等の拘束性預金を強要している現状には許しがたいものがあるが、政府の見解はどうか、この際、銀行の社会的責任を明確にするため、銀行法の改正を行う考えはないかとの趣旨の質疑が行われ、政府より、拘束性預金について、行き過ぎた例のあることは遺憾である、この際、改めて銀行局長通達を出し、自肅の徹底に努めるとともに、不当な事例については、從来にも増して厳しい責任の追及を行う、また、銀行法の改正については、慎重に検討していきたいと考えているとの趣旨の答弁がありました。

なお、預金の目減り対策について、特に金融界の代表を参考人として出席を求め、意見を聴取いたしましたが、いずれも、預金者に対し、金融機関の負担力の範囲内で如何かの措置を講じたいとの意見が述べられ、政府からも、本問題について、現在検討を進めており、遠からず実行に移すべく努力中であるとの答弁がありました。

次に、中東和平に関し、過般行われた内閣総理大臣の施政方針演説において、問題解決の基本方針として、総理大臣は、国連安全保障理事会決議二百四十二号の実行を求めていたほか、特に、パレスチナ人の正当な権利は、国連憲章に基づき承認されるべきもの云々と、パレスチナ人の民族自決権を明確にうたっているのに、外務大臣の外交演説では、單に、安保理事会決議二百四十二号に触れているのみで、民族自決権については、全然触

れていない。このことは、総理大臣と外務大臣との間の政策上の食い違いであると認められるので、外務大臣は、衆参両院の本会議において、外交演説の訂正を行うべきではないかとの質疑が行われました。

これに対し、内閣総理大臣より、わが国は、一九七一年及び七二年にパレスチナ人の民族自決権に関する国連の決議に賛成しており、自來、政府は一貫してこの方針を堅持しているので、外交演説も、当然この方針を前提として行われているものである。施政方針演説の起草に当たっては、外務大臣も十分意見を述べており、政策上、何らの食い違ひはないから訂正する必要はない。また、総理大臣の施政方針演説は、政府の方針を代表するものであるとの趣旨の答弁が行われ、外務大臣より、施政方針演説と外交演説とは、十分に調整を図りつつ書かれたものである。外交演説でも、施政方針演説と同様のことを述べることも、一つの考え方であると思われたが、この種の問題は、総理大臣の演説として述べられるならば、世界に与える印象及びその効果がはつきりあらわると考へて、公明両党共同提案によるものと決した次第でございました。

今後とも、パレスチナ民族自決権につき、総理大臣と外務大臣との間に、意見の相違があるがございまして、外務大臣は、この際、御報告申し上げます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 昭和五十年度一般会計予算外二件に対する質疑

昭和五十年度一般会計予算、昭和五十年度特別会計予算及び昭和五十年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されております。

この際、その趣旨弁明を許します。堀昌雄君。

〔本号(二)に掲載〕

〔堀昌雄君登壇〕

私は、提案者を代表いたしまして、ただいま議題となりました日本社会党と公明党が共同提案いたしております昭和五十年度一般会計予算、昭和五十年度特別会計予算及び昭和五十年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

正問題等、国政各般にわたって、きわめて熱心に質疑が行われましたが、詳細は会議録により御承知を願いたいと存じます。

かくして、本日、質疑終了後、日本社会党及び公明両党共同提案による、また、日本共産党・革新共同から、さらに民社党から、予算三案を撤回のうえ編成替えを求めるの動議が、それぞれ提出され、趣旨説明が行なわれた後、予算三案及びそれの動議を括して討論に付しましたところ、自由民主党は、政府原案に賛成、それぞれの動議に反対、日本社会党及び公明党は、両党共同提案の動議に賛成、政府原案及び他党の動議に反対、日本共産党・革新共同は、同党提案の動議に賛成、政府原案及び他党の動議に反対、民社党は、同党提案の動議に賛成、政府原案及び他党の動議に反対の討論を行い、採決の結果、各動議は否決され、予算三案は、多数をもって、政府原案のとおり可決すべきものと決した次第でございました。

右の動議を提出する。

まず最初に、昭和五十年度予算の編成替えを求める理由を申し上げます。

三木内閣は、口では対話と社会的不公正の是正を唱えながら、施策の実態は、まさに有言不实行の、全くのまやかしであり、このことは、三木内閣初の本格的予算とも言うべき五十年度予算の実態が、如実に証明しているところであります。

すなわち、昭和五十年度予算は、次のような基本的な欠陥を持つております。

その第一は、物価の安定、社会的公正の確保を公約しながら、公共料金の値上げ、独占禁止法の改正、あるいは公害規制に対する態度など、大企業と資産所得者の利益を守り、物価、賃金の悪循環論を振りかざして、インフレと不況の犠牲を国民に転嫁しようとしているところであります。このような姿勢では、社会的公正に反するばかりか、インフレと不況を一層拡大することは必至であります。

第二は、三木内閣の看板である福祉の充実も、老齢福祉年金等のわずかの底上げをしたにすぎず、これでは、放置されてきた福祉充実にはほど遠く、また、国民年金、厚生年金の賦課方式の実施や、年金額の引き上げも見送られてしまっています。

第三は、学金、授業料の大額の大幅値上げを黙視し、国公、私立

求める動議につき、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。(拍手)

昭和五十年度一般会計予算、昭和五十年度特別会計予算及び昭和五十年度政府関係機関予算については、政府はこれを撤回し、少なくとも次の諸点を含めて速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

間の格差是正のための処置はとられず、義務教育無償の措置も進まず、高校全入制への具体策もとられていないのです。

その三は、税制改正でも、インフレ下での物価調整減税すらできず、かえって、酒税、たばこの値上げ等、間接税の増税を行い、大企業、高額所得者や資産所得者に対する不公平税制を温存し、高度経済成長政策のもとに体系化された税制を、いささかも転換しようとしている点を指摘せざるを得ないのであります。

第四の理由は、今日の地方財政が、增高する行財政需要とインフレ、物価高のことで、従来の貧弱な財政構造のままで膨大な超過負担を抱え、まさしく危機に瀕しております。にもかかわらず、何ら抜本的な措置を講じていないばかりか、逆用、失業対策はきわめて貧弱であり、中小企業、労働者の不安は増大しております。一方、緊迫した農林漁業の危機打開を求める国民の声にこたえていないことは、全く遺憾なことです。

その六であります、住宅、土地対策についても、建設戸数を実質的に削減し、住宅困窮者の期待を全く裏切っているのであります。三木総理の公約であります環境保全対策も、五十年規制の延長を初め、大幅に施策が後退をいたしております。(拍手)

編成替えを求める理由の最後であります、國民生活優先の予算編成が強く求められているこのとき、依然として第四次防計画に固執し、防衛関係費を前年度よりも大幅に増額させているのは、國民の声を全く無視したものと言わざるを得ません。

新規の装備費、研究費を初め、新規定員増に伴う人件費の全額削減、訓練、演習費等の大幅削減、継続費、国庫債務負担行為の凍結は、当然であると言わざるを得ません。

以上の格差是正のための処置はとられず、義務教育無償の措置も進まず、高校全入制への具体策もとられていないのです。

その三は、税制改正でも、インフレ下での物価調整減税すらできず、かえって、酒税、たばこの値上げ等、間接税の増税を行い、大企業、高額所得者や資産所得者に対する不公平税制を温存し、高度経済成長政策のもとに体系化された税制を、いささかも転換しようとしている点を指摘せざるを得ないのであります。

第四の理由は、今日の地方財政が、增高する行財政需要とインフレ、物価高のことで、従来の貧弱な財政構造のままで膨大な超過負担を抱え、まさしく危機に瀕しております。にもかかわらず、何ら抜本的な措置を講じていないばかりか、逆用、失業対策はきわめて貧弱であり、中小企業、労働者の不安は増大しております。一方、緊迫した農林漁業の危機打開を求める国民の声にこたえていないことは、全く遺憾なことです。

その六であります、住宅、土地対策についても、建設戸数を実質的に削減し、住宅困窮者の期待を全く裏切っているのであります。三木総理の公約であります環境保全対策も、五十年規制の延長を初め、大幅に施策が後退をいたしております。(拍手)

編成替えを求める理由の最後であります、國民生活優先の予算編成が強く求められているこのとき、依然として第四次防計画に固執し、防衛関係費を前年度よりも大幅に増額させているのは、國民の声を全く無視したものと言わざるを得ません。

新規の装備費、研究費を初め、新規定員増に伴う人件費の全額削減、訓練、演習費等の大幅削減、継続費、国庫債務負担行為の凍結は、当然であると言わざるを得ません。

以上のような、國民生活輕視の予算を容認することはできないのです。

日本社会党及び公明党は、これまでそれぞれの立場を明らかにし、予算委員会の中で、政府に施策の具体化を求めてきたところですが、国

民生活の緊急課題について、ここに共同して、政府が昭和五十年度予算を撤回し、次に述べる基本方針及び重点組み替え要綱に基づき、編成替えを行なうことを強く要求するものであります。(拍手)

次に、予算編成替えの基本方針について、御説明申し上げます。

今日の経済情勢は、インフレ、物価高騰と不況の併存といきわめて深刻な事態に直面し、社会的公正はますます拡大されております。

当面する局面を開拓するには、まず、これまでの政府・自民党がとり続けてきた大企業優先の高度経済成長政策の誤りを率直に反省し、國民生活優先の経済路線へ転換することが必要であり、同時に、この方向に沿って、インフレ、物価高の収束、不況の克服はもとよりのこと、現実にインフレ、物価高騰、不況の最も被害をこうむっている社会的に弱い立場に置かれている人たちの被害救済に、全力を挙げなければなりません。

したがつて、昭和五十年度予算は、以上の立場を堅持し、次の五つの基本目標を貫く財政の重点的配分を行い、財政構造の根本的転換を図ることによって、インフレと不況の克服、不公平、不公正の是正、生活優先の方向に編成替えすることが必要であります。

一つ、インフレ物価高の抑制。

二つ、総需要抑制の質的転換と中小企業不況の打開、雇用の安定。

三つ、地方財政の危機打開と超過負担の解消。

四つ、公平な税制の実現と國民福祉の飛躍的拡大。

以上、五つの基本目標を土台として、次に、國

民生活優先への重点組み替え要綱について、歳出のそれぞれの立場から、具体的に提案をいたします。

まず、歳入の関係については、その柱として、

勤労所得税の減税と、税負担の公平化を図ること

にあります。

インフレ、物価高のもとで、勤労者の税負担の軽減を図るため、生活費には課税しないとの原則

に立ち、低所得層を中心の所得税減税を実施する。

このため、所得税は、四人家族年収二百八十万円まで無税とするよう、世帯構成に応じた税額控除を行うこと。

所得税の課税所得一千円以上の部分については、累進税率を高めること。

資産所得課税を強化するため、利子所得、配当所得課税の特別措置を廃止し、株式譲渡所得課税は、累進税率を高めること。

個人の土地譲渡所得課税の特別措置は廃止し、また、富裕税を新設すること。

大企業の法人税率を四二%に引き上げ、他方、中小企業の軽減税率適用区分を拡大する。さらに、配当軽課税率の引き上げ、法人受取配当の益金不算入をやめること。

大企業優遇の価格変動準備金、異常危険準備金、及び内部留保の充実のための特權的減免税措置を廃止するとともに、交際費課税、政治献金課税を強化し、広告費に対する課税を創設し、一定割合を損金不算入とすること。

法人所有の土地に対し、土地再評価益課税を行ない、土地譲渡所得に対する課税を行なうこと。

酒税の税率の引き上げ、たばこの定価の値上げを行わないこと。

入場税は、一万円以上の高額料金等を除いて、廃止すること。

以上の諸点を取り入れて大衆減税を行い、税の公平化を図ることを提案するとともに、あわせて、この際、国債の発行を圧縮し、減額すること

を強く求めるものであります。(拍手)

次は、歳出に關係する組み替え要求であります。

その第一は、インフレ、物価対策の強化、公共料金、独占価格の規制についてであります。

酒、たばこ、郵便料金などの公共料金の値上げはストップすること。また、消費者米価の物価令は適用を復活すること。

大企業の管理価格に対する規制と監視機構の強化を図り、主要商品の原価及び在庫の調査、公表を行うための専任の物価調査官を増員し、公正取引委員会の機構を強化すること。

勤労所得税の減税と、税負担の公平化を図ること。

生鮮食料品の生産増強、卸売市場の整備、総合小売センターの設置等、流通機構の改革費用を増すこと。

生鮮食料品の生産増強、卸売市場の整備、総合小売センターの設置等、流通機構の改革費用を増すこと。

国民生活安定法、投機防止法の運用を強化すること。

扶助年金を改善し、老齢福祉年金月三万円を目指す。

次は、社会保障、社会福祉、労働対策の強化についてであります。

福社年金を改善し、老齢福祉年金月三万円を目指す。

指し、当面二万円とし、特別給付金、障害福祉年金、母子、准母子福祉年金の大引き上げを図る。また、年金制度の抜本的改革を行い、賃金自動スライド制の年度当初よりの実施、賦課方式、国民年金夫婦六万円の最低保障制、被用者年金の一元化等を計画的に行なうこと。

生活保護基準引き上げ率を五〇%とし、施設入居者の生活経費も同様に引き上げること。

老人福祉対策の拡充を進め、寝たきり老人対策を推進し、ホームヘルパーの増員、身分、待遇改善等を図ること。

児童手当は月六千円とし、四月実施とすること。

社会福祉施設緊急整備五カ年計画を、予定どおり五十年度に達成するとともに、施設職員及び休代替職員の増員を図ること。また、自治体の超

過負担や上乗せ措置を必要としないよう、措置費の抜本改善を図ること。

障害児保育、教育の拡充、いわゆる介護手当の倍増と対象拡大、福祉電話の大量建設と通話料軽減、障害者団体の機関誌紙の郵送料無料化、福祉工場拡充や盲人福祉工場の新設、各種障害者の職域開拓、障害者が利用しやすい公共建築物(道路、鉄道などを含む)への改造等々、きめ細かな障害児者対策を確立すること。

公設公営の休日夜間診療所網(歯科を含む)の整備、休日夜間診療所や僻地診療所に医師を派遣できる国公立基幹病院の整備、自治体病院に対する補助の拡大、救急醫療対策の強化など、医療供給体制を国の責任で確立すること。

いわゆる難病患者にも障害者福祉策が行き届くようになるとともに、身体障害者福祉法を初め、各法に分立する障害等級区分の抜本的改定を行うこと。

国公立病院の差額ベッドの一掃、歯科における

保険適用範囲の拡大、腎臓病患者の血液人工透析体制の確立、がん治療用原子炉の新設など、患者の負担軽減を図ること。

医療保険の給付率を引き上げ(健保家族及び国保を八割に)、国民健康保険の国庫負担率を五〇%プラス調整交付金一〇%に、政管健保の国庫負担率を二〇%にするのを初め、老人医療その他の現行公費負担制度を、全額公費負担に転換すること。

大腿四頭筋短縮症を初め、多発傾向にある葉害、医療被害の早期発見、原因究明、被害者救済の制度を整備し、予算措置を講ずること。

結核、精神病、ハンセン氏病など長期慢性疾患対象の病院、療養所は、入所者にとって単なる治療の場であるだけでなく、一定期間の生活の場にならざるを得ない。このため、これらの病院、療養所の生活面を充実させ、リハビリテーションを含む予算を拡充すること。

医師、看護婦など医療従事者の養成、医療機関

及び福祉施設職員の週休二日制早期実施のための準備費を計上し、計画を策定すること。

原爆被爆者及び民間戦災犠牲者に対する援護措置を確立すること。

社会保障、社会福祉の計画的向上を実現するため、社会保障長期計画を立て財政対策を確立すること。

労働災害対策を強化し、被災労働者に対する援護措置を充実すること。

全国一律最低賃金制度の実施と労働基本権の確保のための施策、時間短縮、週休二日制、心身障害者高年齢者雇用等を図り、雇用安定対策を推進すること。

中小零細企業の雇用対策を強化し、雇用保険の失業者に対する給与の延長措置の実施等雇用保障体制を確立すること。

次は、住宅、生活環境の整備についてであります。

従来の産業基盤整備優先の政策を改め、高速

道、港湾等の予算の生活関連投資への切りかえな

ど、生活基盤整備重点の公共投資に転換すること。災害復旧事業については、実施時期を繰り上げ、早急に施行すること。

公営住宅建設戸数の拡大を初め、公共賃貸住宅の大量建設、居住水準の向上とともに、住宅金融公庫資金を増額して、住宅建設を促進す

る。日本住宅公団の家賃を引き下げる。住宅基本法の早期制定、公共住宅五ヵ年七百五十万戸の建設計画を確立すること。

国土利用計画法施行費補助の増額、遊休地指定、公有地拡大のため、買い取り請求にこたえ得

る財源を確保すること。

下水道、公園、生活道路、中小河川整備等を重

点的に行うこと。

過疎バス対策の強化、国鉄在来線の整備強化を

図り、住民の足を確保すること。また、通勤通学対策を強化し、交通地獄を解消するとともに、都市近郊の足なし団地の解決を図ること。

次は、公害防止、自然環境保全対策の強化についてであります。

瀬戸内海環境保全対策、環境影響事前評価の充実強化、総量規制の実施の拡大、公害監視測定器の整備等の促進、公害防止事業団助成費の拡充。

工場排水クローズドシステム開発促進及び実施指導の促進、休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金の拡充等を図ること。さらに、環境放射能増加防止対策、石油コンビナートの災害防止立法を含む対策を強化すること。食品公害対策の強化を図り、合規化洗剤はやめさせる行政指導の措置をとること。

公害被害者を全面的に救済するため、制度の拡充を行い、公害病の究明と治療開発のための研究開発制度を確立すること。

國立、國定公園などの天然資源、自然美の荒廢状況を点検し、自然保護対策のための抜本的施策を講ずること。

次は、教育、文化対策の充実についてであります。

義務教育費の父母負担を引き下げ、給食費への国庫補助をふやすこと。

義務教育施設への国庫負担の増額を行い、人口急増地域の小中学校用地取得費、校舎建設費等の拡充、高校の施設、用地費のための国庫補助を増額すること。

私立学校に対する経常費補助を増額すること。

文化財の保存、史跡買上げの予算を増額すること。

次は、農林漁業、中小零細企業対策の充実についてであります。

国民の食糧確保の見地から、十ヵ年計画で、自耕田の復元、水田裏作、輪作等のための強力な予算措置をとること。また、共同化促進のため、長

期低利融資をやすること。

農産物の価格安定を図り、消費者に安定した価格で供給できること。

畜産危機打開のため、緊急粗飼料増産対策事業等の充実、飼料対策費の充実、流通飼料の価格安定策費を強化すること。

林業生産基盤の整備を図り、造林事業費の中ににおける労働者の賃金を引き上げ、国土緑化を推進すること。

養殖漁業の推進、大型魚礁設置など、沿岸漁業整備費を強化すること。

中小零細企業の緊急融資強化の措置を図るため、政府系三機関の融資枠を拡大すること。無担保、無保証融資制度を改善し、融資限度額を三百万円に引き上げ、小規模事業者生産安定資金を創設するとともに、信用補完制度を充実すること。

下請振興協会の強化等、下請企業対策を強化すること。また、中小企業省の設置、中小企業の事業分野の確保、官公需についての中小企業の枠の拡大を図ること。さらに、織維業の過剰在庫は、海外援助向け等、政府買い上げを図るとともに、伝統的工芸品対策費を増額すること。

次は、資源・エネルギー対策の確立についてであります。

総合エネルギーにおける国内炭の位置を明確にし、生産力拡大のための予算措置を図ること。また、国内資源確保の立場から鉱産物備蓄制度を実現すること。さらに、石油エネルギーについては、輸入、開発、精製の一元化を推進する措置を図ること。なお、資源取引の海外援助は廃止すること。

次は、地方財政危機打開と超過負担の解消についてであります。

地方政府危機を開き、住民福祉優先の地方政府を確立するため、自主財源を付与するとともに、地方税の課税最低限の引き上げに伴い、交付税率を大幅に引き上げて、第二交付税交付金制度を創設すること。なお、予算計上額の交付税交付金四千億円を保障すること。

超過負担の解消を図ること。このため、約一兆円の既往の地方の超過負担について、三年間で補

算案を貫く政府の物価対策を強く支持するものであります。(拍手)

次に、社会的公正の確保のための国民総福祉についてであります。

インフレの進行は、所得や資産の再配分に大きな不公正を生み、国民経済を破壊し、ひいては、社会秩序をも混乱に陥れているがゆえに、インフレこそ、働く者にとっても経営の側からも、まさに恐るべき共通の敵であります。何にも増して、インフレ克服が第一義的な政策であることは論をまちません。

しかし、同時に、最近における物価の動向に顧み、社会的公正が、インフレによって、はなはだしく損なわれつつある事実も見逃すことはできないであります。その影響を最も受けやすい老人、身体障害者など、社会的、経済的に恵まれない人々に対して、極力福祉政策の充実を図り、他方、相対的に優位な立場にある人々には、税その他公共的負担に耐えてもらい、国民連帯でのインフレを乗り越えることこそ、新しい政治の課題かと存じます。

これを五十年度予算で見るならば、老齢福祉年金の月額七千五百円から一万二千円への引き上げ、年金への物価スライド制の導入、障害福祉年金・母子・準母子福祉年金の大引き上げ、生活扶助基準の二三・五%アップ、重度障害福祉手当、あるいは原爆被爆者保健手当などの創設などを初め、全体として抑制的な予算の中での一八・

四%、伸び率にして、実に三五・八%、総額にして三兆九千億円というかつてない福祉予算となつていいことは、すでに国民すべての知るところであります。昭和三十年度社会保障費の総額が千二億円であつたことを思うとき、まさに隔世の感がいたのであります。(拍手)

これを、千八十億円を超しました私学助成を含め、三四・五%も伸びた文教及び科学振興費、さら

に勤労者財形造成、一般会計、財政投融資計画、合計三〇・三%増の思い切って質の改善を図った住宅対策費、総財政投融資計画の六五%に近い下水、水道、公園、環境などの生活関連施設費の伸びなどとあわせて考えると、五十年度予算は、基本的に弱者救済、社会的公正確保、国民総福祉の基本路線が貫かれている予算であると考えるの

あります。(拍手)

さらに、妻や農地の相続税については、思いついた軽減措置を用意しつつ、所得税において、標準家族の課税最低限を、アメリカ、西ドイツを抜いて世界最高の百八十三万円に引き上げ、他方において、租税特別措置の改正では、利子、配当課税の強化、土地譲渡所得等に対する課税の特例等の是正を初め、幾つもの改正を行つて、強者に対する公共負担の増大を迫っております。

以上が、私が政府原案を積極的に支持する第三の理由であります。(拍手)

次に、資源・エネルギー及び国民食糧の確保に対する施策の推進についてであります。

食糧の供給力から見ると、すでに宇宙船地球号は定員オーバー、食糧と人口の問題は、年を追つて人種生存にかかる重大な問題としてあらわれ始めています。このような世界的環境の中、われわれが国食糧体制を考えるとき、われわれはいまさらのように事の重大性に愕然たる思いを禁じ得ません。

この

生存を支えるため、五十年度からさらに自給度を高め、米について、新たに三十五万トンの在庫積み増しを行い、稻作転換目標を百万トンにとどめることとし、かつ、麦、大豆、飼料作物等の生産振興費に百八十七億円を上乗せするほか、農林漁業金融公庫資金を五百十億、農業及び林業近代化資金を一千六百五十億円増額いたしております。

この

高高度成長を支えてきた内外の条件が崩れ去り、安い原料、安い燃料、あるいは食糧や飼料が自由に手に入る時代が終わり、国内での労働環境の変化、国民意識の転換から、これはごく自然の流れであったとも言えるかもしません。しかし、事柄は予算編成という事柄であり、かつ、予算執行という面からすれば、政府が自信と責任を持つたるのが当然であります。その面からして、われわれは、政府原案をより現実的なもの、現下の日本経済の生々発展により、より効率的なものとの確信を持って、政府原案に賛成するものであります。(拍手)

特に、野党の編成替え要求の中に、例年のことく、防衛費の削減とか、法人課税の重課などに財源を求めるものがありますが、国の防衛に責任を持つ政権担当政党の自由民主党としては、必要最小限の防衛予算を計上することは当然の責務と考えており、また、事業税の新設によって、世界の水準より高くなる法人の税負担をこれ以上重くすること、負担の均衡上からも適当でないと言わ

治姿勢により、予算編成前に、数次に及ぶ党首会談や、あるいは大蔵大臣と野党代表との会談を通して、野党側の意見も十分に聞いた上、取るべきものは取り入れて編成したものであります。このようないい例は、かつて見ないことあります。

さらに、政府予算案審議のさなか、野党のうちから提出されました修正要求も、慎重に検討の対象となりました。

さうして、重要なエネルギー対策としては、石油九十九日備蓄計画、原子力平和利用、原子力安全局の新設、新エネルギーの技術開発に踏み出し、さらに、国民の生活環境を守ることに関しては、先進工業国においては最も厳しい断固たる決意と対策を用意して、国民の生存の脅威である公害の防止に懸命の努力を傾けております。

これをもって、私は、政府予算に賛成するいま一つの理由をいたすのであります。

次に、日本社会党及び公明党共同提出の編成替え動議について申し上げます。

五十年度予算案は、三木内閣の対話と協調の政

ざるを得ないのであります。（拍手）
 以上、申し述べました理由により、私は、政府の予算三案に賛成し、社会、公明両党共同の編成替え動議に反対するものであります。
 議員各位の御賛同を賜らんことを要望しつつ、私の討論を終わります。（拍手）
○謹長（副尾繁三郎君） 阿部助哉君。

〔阿部助哉君登壇〕

○阿部助哉君 私は、日本社会党を代表し、政府の五十年度一般会計予算、同特別会計予算及び政府関係機関予算に強く反対し、日本社会党、公明の共同提案に係る予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議に賛成の討論を行います。（拍手）

三木総理が、年頭に本会議場において行った施政演説、「全人類は、地球船という同じボートに乗った運命共有者」云々から始まり、社会的不公平は正に約束した施政演説は、その後の予算委員会の審議を経て、これが全く麗しき作文にすぎない、国民の耳を欺くコマーシャルソングであったことを暴露しました。三木内閣の政治姿勢、経済運営の方針が、田中前内閣以上に反動的、反国民的であることが明らかになりました。（拍手）

いま、世界の資本主義諸国は、どうにもとまらないインフレーションと、深刻な不況の中で混迷を深めています。その根本的原因は、アメリカの核とドルの支配体制が揺らぎ、その骨格が崩壊したことあります。

三木内閣は、ベトナムにおけるアメリカの軍事的敗北、カンボジア情勢等、歴史の教訓に学ぶことなく、逆に、ここに来て、一段とアメリカの軍事戦略の中に深入りしておるのであります。
 また、無責任なドルたれ流しこそ、資本主義世界の経済を混沌に陥れた元凶であるが、このアメリカのドル支配に寄りかかって、世界一の高度経済成長政策を推進してきたわが国は、いまや、一下子フレーション、不況倒産、失業、農業の破壊、公害など、勤労大衆に耐えがたい苦難を負わせておるのであります。
 すなわち、大企業の独占価格を黙認し、大企業に犠牲にして、彼らの巨大な蓄積と、笑いのままに優先的財政、金融政策を行い、農業までそのための反省もなく、これを補い改める心も政策もな長政策が、今日の勤労大衆の苦難をもたらしておるのであります。三木内閣には、これに対する一片の反省もなく、これまでの高度成長政策の深刻な反省と、その原因の摘出を行わなければならないことがあります。
 首相が、本当に国民の福祉と生活の改善に直結する経済の安定成長路線をとるうといふのであるが、何よりも、これまでの高度成長政策の深刻な反省と、その原因の摘出を行わなければならないことがあります。しかし、首相の口から出た言葉は、高度成長政策の反省どころか、弁護であります。原因の究明と解決は全くなく、これからもやろうとする気配さえないのであります。

そこで、反対理由の第一は、三木内閣の経済政策の基本である安定成長路線についてであります。いま、安定成長という言葉が果たしていただけの役割は、一方でインフレと、つくられた石油危機を利用し、たった三年足らずの間に、五割も資本をふやした大企業の蓄積をそのままにして、不況に名をかり、国際競争力をまたまた旗印にして、勤労国民に賃下げ、首切り、果ては、生活水準の切り下げまで強要しておるということだけあります。（拍手）

首相は、その先頭に立つておるのであります。
 三木内閣は、ベトナムにおけるアメリカの軍事的敗北、カンボジア情勢等、歴史の教訓に学ぶことなく、逆に、ここに来て、一段とアメリカの軍事戦略の中に深入りしておるのであります。
 また、無責任なドルたれ流しこそ、資本主義世界の経済を混沌に陥れた元凶であるが、このアメリカのドル支配に寄りかかって、世界一の高度経済成長政策を推進してきたわが国は、いまや、一下子フレーション、不況倒産、失業、農業の破壊、公害など、勤労大衆に耐えがたい苦難を負わせておるのであります。
 なぜ、これまで自民党内閣と自民党は、安定成長と言いつつ、高度成長政策に化けてしまつたのか。なぜ、国民を欺き続けてきたのか。

なぜ、これまで自民党内閣と自民党は、安定成長と言いつつ、高度成長政策に化けてしまつたのか。なぜ、国民を欺き続けてきたのか。
 なぜ、これまで自民党内閣と自民党は、安定成長と言いつつ、高度成長政策に化けてしまつたのか。なぜ、国民を欺き続けてきたのか。

なぜ、これまで自民党内閣と自民党は、安定成長と言いつつ、高度成長政策に化けてしまつたのか。なぜ、国民を欺き続けてきたのか。
 なぜ、これまで自民党内閣と自民党は、安定成長と言いつつ、高度成長政策に化けてしまつたのか。なぜ、国民を欺き続けてきたのか。

なぜ、これまで自民党内閣と自民党は、安定成長と言いつつ、高度成長政策に化けてしまつたのか。なぜ、国民を欺き続けてきたのか。
 なぜ、これまで自民党内閣と自民党は、安定成長と言いつつ、高度成長政策に化けてしまつたのか。なぜ、国民を欺き続けてきたのか。

千三百億円の間接税の増税を加えれば、増税の三分の一が労働国民の肩に直接のしかかるのであります。

政府の宣伝する社会保障費の増加額はこの半分の額であり、無拠出制年金の国庫負担増加額は、わずか六百九十七億円にすぎないのであります。

さらに、五十年度税制改正では、一兆數千億円を超える交際費の乱費には全く手をつけず、億を超える大資産家にまで相続税を軽減し、利子、配当その他、金持ち、大企業優遇の税制のはとんどを温存し、拡大さえしておるのであります。

社会主義のシンボルと言われる税の公平の原則は、五十年度予算案で回復するどころか、社会的公正を口にする三木首相自身によつて、かえつてじゅうりんされているのであります。(拍手)

第三は、政府予算原案のどこを見ても、日本農業再建への展望が見出せないだけでなく、これまで農業を破壊し、農民を苦しめ、ついに民族存立の基礎まで危うくした農業政策を継続する意図が読み取れるのであります。

穀物自給率が四二%にまで低下し、米を除く他の食物の大部分を輸入に求めなければならぬ現状が、どれほど国民生活を不安定にし、さらに国の安全を危うくしているかは、一昨年来の出来事を見れば、いまさら説明の必要のないところであります。

政府は、最近に至つて、ようやく日本農業の再建を口にいたしております。幾つかの計画も示し

ております。しかし、そのすべてが口先だけであり、ペーパープランにすぎず、予算の裏づけのないものであります。

日本農業は、もはや取り返しができないほどの危機にあります。耕作面積が減少しているだけではありません。農業適地は大企業のコンビナートに変わり、農地は地力が低下し、公害で生態系の変化さえ生じているのであります。減反した土地を再び農地に変えるには、膨大な費用がかかります。農民にその金はありません。農民は、農業を見捨てました。跡取りでさえ、十人のうち、九人が農業から失われたのであります。

農業を再建するたつた一つの方法は、高度成長政策を推進するために、大企業に行つたほどの大規模な農業投資を行い、いま働いておる農民が、農業をやつていてよかつたと思う状況をつくる以外のであります。五十年度予算原案から、このような農業再建策の片りんさえうかがい知ることができないのであります。(拍手)

第四は、公害の問題についてであります。これまで、首相の人間尊重といいうリップサービスは、産業優先の本音にみごとに席を譲り、国民を裏切つたのであります。

さきに政府が決定した自動車排ガスの五十一年度規制が、トヨタ、日産など、大自動車メーカーの圧力に屈服した事実こそ、雄弁に、弁解の余地がないほど三木内閣の本音を明らかにしてお

るのであります。すなわち、何よりも人間の健康と生命を大切にするという政治の原点を、三木内閣は持つていなし、今後も持つことができないということであります。

また、予算委員会の審議において、日本企業の海外での公害のたれ流しの輸出について、政府は何らの規制もしていない事実が明らかになりました。このために、一錢の予算措置もないことも明らかななりました。わが国産業の公害が他民族にまで被害を与え、すでに反日運動の原因になつてゐるにもかかわらず、なお省みようとしている施政演説の冒頭でお述べになつた「地球船」という同じボートに乗つた運命共有者」という言葉が、そらぞらしく響くではございませんか。(拍手)

第五に、わが国に確実に核兵器が持ち込まれてゐる事が、数々の資料で明らかになつたにかかわらず、首相は、アメリカの言いわけにもならない弁解をさらに代弁し、日本の核基地化にはおかぶりし、アメリカのアジア人民抑圧の前進基地としての立場を擁護し、強化しようとしている事実であります。これが独立国の政府の態度と言えるでしようか。

五十年度予算政府原案と、予算審議で明らかになつた三木内閣の政策は、国民生活、國の安全、民族の将来など、どの角度から見ても、反国民的と言わざるを得ません。五十年度予算政府原案を

韓連邦共同体を強化する道をひたすら進んでおるのであります。その上で、何よりも人間の健康と生命を大切にするという政治の原点を、三木内閣は持つていなし、今後も持つことができない三木首相の態度に言及しないわけにはまいります。

最後に、当面している独占禁止法の改正に対する三木首相の態度に言及しないわけにはまいりません。

インフレを初め、日本経済を混乱させ、国民生活を苦しめておる諸悪の根源が、高度成長政策で肥えた独占大企業にあることは、いまさら説明を要しません。独占大企業に規制を加えるのは当然であります。ところが、三木首相の手で、すでに、その核心である原価公開と企業分割は削除され、その上、三木派の大番頭である河本通産相の手で、さらに骨抜きにされようといたしております。

首相は、就任に当たつて、独禁法の抜本的改正を公約されました。しかし、実際は換骨奪胎にも等しい内容であります。独占大企業の基本的利益をむしる擁護しようとするものであります。首相の態度に、労働国民にかわって強く抗議するものであります。(拍手)

五十年度予算政府原案と、予算審議で明らかになつた三木内閣の政策は、国民生活、國の安全、民族の将来など、どの角度から見ても、反国民的と言わざるを得ません。五十年度予算政府原案を断じて支持するものではありません。

以上、政府案に反対し、日本社会党、公明党の組み替え案に賛成して、討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 三浦久君。

(二)浦久君登壇

○三浦久君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の昭和五十年度予算第三案並びに社会党、公明党共同提出に係る組み替え動議に対する反対の討論を行います。(拍手)

わが党は、昨年末の党首会談で、三木総理に対し、五十年度予算編成に関連をして、第一に、高度成長型の税制、財政、金融の仕組みを取り除くこと、第二に、インフレ抑制のための総合対策をとること、第三に、独占禁止法の民主的改正を行ふこと、第四に、国民生活を守る緊急措置をとること、以上、四項目から成る当面の財政経済政策についての要求を示し、予算編成に反映させるよう強く求めたのであります。

また、本年二月九日、「五十年度予算に関する日本共産党の主張」を発表し、本日の予算委員会においても、予算三案撤回のうえ組み替えを求める動議を提出して、その態度を明らかにしてまいりました。ところが、政府は、切実な国民の要求に基づくこのわが党の申し入れや主張を全く無視して、反国民的な本予算を押し通そうとしているのであります。

審議の全経過によつて明らかになつたことは、

三木内閣は、一般に、総論はよいが各論が悪いと言つてきましたが、実はその総論そのものが偽りであり、その本質は、歴代自民党内閣と全く同じ経路線、対米従属、大企業優先の路線であります。

す。だからこそ、国民のための各論の実行、不公正は正など、何一つまともに実行できない内閣であります。

あるということが明白になつてきたといふことであります。(拍手)

三木内閣の総論が大企業奉仕であるからこそ、自動車排ガス五十一年規制について見ても、国民の健康や生命よりも企業の利益を優先させ、審議の結果を無視して、企業寄りの告示を強行すると

いう暴挙をあえて行つてゐるのであります。自動車工業会が昨年上期で四億八千万円もの政治献金を自民党にしていることと、排ガス規制の告示を強行するという今日の事態との関係について、多くの国民が重大な疑惑を抱いてゐるのは当然なことであります。

わが党は、ここに改めて、この告示の取り消しと再審議を要求すると同時に、三木内閣の暴挙を厳しく糾弾をするものであります。(拍手)

三木内閣の日米関係に対する屈辱的な態度は、一層許しがたいものであります。沖縄嘉手納基地に常駐する米軍第十八戦術戦闘航空団の核爆弾投下訓練に対して、三木総理は、投下訓練は最小限度のものであり、理解できると述べております。

これは、復帰後、米軍が核爆弾投下訓練をすれば、アメリカに警告をすると言つた佐藤内閣よりも後退をした発言であり、三木内閣の総論が、きわめて危険な内容を持っていることを暴露したものと云はなければなりません。(拍手)

こうした対米従属、大企業奉仕の三木内閣の継続

路線は、政治姿勢の面でも貫かれておるのであります。

三木総理は、総理になる前は、企業から多額の政治献金を受けた候補者は企業の代弁者になりやすい、政治献金は個人に限ると大みえを切つています。

ましたが、その後、後退に後退を重ね、今日では公然と財界に献金をねだるまでになつておらず、企業献金、団体献金を公認する政治資金規正法を提出しようときとしているのであります。これは自

由も何ら改められるどころか、むしろ、これを合法化しようときとしていることを示すものと言わなければなりません。

こういう政治姿勢であるからこそ、対米従属、大企業奉仕、国民犠牲の予算をあえて押し通そうとしているのであり、わが党は、これに強く反対をします。

第一に、本予算は、国民の切実な要求に反し、インフレを助長し、物価を引き上げ、国民生活を破壊する予算となっています。すなわち、郵便料金や酒、たばこ、大学入学金などの公共料金の大幅値上げを次々に予定し、インフレ、高物価に苦しんでいる国民の期待を完全に裏切つてゐるのであります。

いま、国民が切実に求めているのは、インフレを抑制することと老齢者、障害者、生活保護

を受けている人々の社会保障、福祉の諸給付を大幅に引き上げることであり、不況の波から労働者、中小零細企業の生活と経営を守る緊急措置をとることであります。ところが、本予算は、国民

物価を安定させることは絶対にできないのであります。

いま、インフレ、不況克服のために三木内閣が実行をしなければならないことは、

第一に、公共料金の値上げをやめることであります。

第二に、新価格体系の名による大企業製品の価格つけを厳しく規制することであります。

第三に、長期国債を大幅に削減すること。

第四に、メジャーの不当な価格操作を規制すること。

第五に、高度成長型税制、財政、金融の仕組みを取り除くこと。

第六に、独占禁止法を民主的に改正し、巨大企業の反社会的な経済攪乱行為を規制することであ

り、賃金引き上げが物価値上げの原因だなどといふ、事実に反する不当な宣伝を直ちにやめることであります。(拍手)

第二の反対の理由は、国民生活を守る措置がきわめて不十分であり、国民の緊急切実な要求にこたえるものになつていないとということであります。

いま、国民が切実に求めているのは、インフレを抑制することと老齢者、障害者、生活保護

を受けている人々の社会保障、福祉の諸給付を大幅に引き上げることであり、不況の波から労働者、中小零細企業の生活と経営を守る緊急措置をとることであります。ところが、本予算は、国民

の生活を守るどころか、逆に、国民生活を破壊する最悪の予算となつてゐるのです。

三木内閣は、福祉重点、社会的不公正の是正をあれほど繰り返しておきながら、その福祉対策は、インフレでどんどん引き下がられ、これまでの福祉を維持することさえできない水準のものとなつてゐるのであります。わずかに、社会保障関係費を三五・八%ふやしたこと一枚看板にしていますが、これは、田中内閣の四十九年度の伸び三六・七%さえ下回っているものなのです。

老齢福祉年金は、わずか月額一万二千円、しかも十月実施であり、物価値上げを考慮すれば、実質は九千円、田中内閣の公約よりも後退をしていります。

その上、政府は、七十歳以下の老人医療費を無料にしている自治体に対して、今回、新たに国民健康保険に対する5%の調整交付金を打ち切ることをやつておられるのであります。本来、政府のやるべきことをやつておられる自治体に対し、政府は感謝をすべきであるにもかかわらず、逆に、懲罰的な措置をとつて臨むといふ、このような政府の態度は、社会的不公正のは正とは全く逆のものであると言ふほかはありません。(拍手)

政府は、高福祉高負担が原則だと言つておられるが、これは国と資本家の負担を原則とする近代的な社会保障の原理を、真っ向から否定する許しがたい言動だと言わなければなりません。

政府は、その責任で総合的社会保障五カ年計画

を直ちに立てて、老齢福祉年金は二万円、生活保護費は五割引き上げるべきであります。また、年金の積み立て方式を賦課方式に改め、厚生年金は本人月額五万円、夫婦で八万円、国民年金は最低四万円に引き上げるべきであります。

また、住宅建設を積極的に行うとともに、国民健康保険に対する財政調整交付金を一五%に引き上げて、保険料の引き上げを抑えること、健康保険も保険料の労使負担の割合を、労働者三、資本家を七に改め、家族給付を八割に引き上げなければなりません。

また、失業問題が非常に深刻となり、ことし四月には、失業者は百万人を大幅に超すだろうと予測をされているのにもかかわらず、政府は何らその対策を講じないばかりか、依然として失対事業の打ち切り政策を続け、他方、大もうけをしている大企業にさえ雇用保険法を適用して、交付金をつぎ込むなどということをしておられます。

政府は、不況に便乗した大企業の一時解雇、不当解雇を制限し、失対打ち切り政策をやめ、失対賃金を五割引き上げることが必要であります。

また、中小企業の倒産による賃金不払いをなくすために、労働債権の補償制度を確立することも、きわめて重要であります。

また、本予算では、不況の中で深刻な危機に陥っている中小零細業者の切実な要求も、完全に無視をされています。中小企業対策費は、一般会計の〇・六%、一千二百七十八億円にすぎず、そのため、中小企業の倒産は戦後最高となっています。かつてある閣僚は、中小企業の人や二人死んでも構わないと暴言を吐きましたが、三木内閣は、口ではこうは言わなくとも、やつておることは、かつてのこの閣僚と全く同じだと言わなければならないであります。(拍手)

政府は、地方財政危機打開の措置を何らとつていません。地方にその責任を転嫁しようとしていることがあります。

地方財政は、いま大きな財政赤字となつています。これは超過負担を解消しようとせず、いたずらに、財政を悪化させるに任せてきた国の責任なのであります。ところが、政府は、逆にその責任を自治体に転嫁し、不当にも、地方自治体に対するさまざまな干渉を行つて、地方自治を破壊しているのであります。本予算でも、総需要抑制の名

のもとに、地方債の起債を前年度比二一・二%と低く抑えただけではなく、過去五年間で一兆円に及ぶ超過負担を解消する措置を何らとつていません。

第二に、一兆三千億円にも上る軍事費を大幅に削減することであります。また、百四十六億円に及ぶ電算機振興対策費やYX開発費等、大企業の

ぎず、そのため、中小企業の倒産は戦後最高となっています。かつてある閣僚は、中小企業の人や二人死んでも構わないと暴言を吐きましたが、三木内閣は、口ではこうは言わなくとも、やつておることは、かつてのこの閣僚と全く同じだと言わなければならないであります。(拍手)

三木總理は、地方財政のあり方を根本的に検討する必要があると言つていますけれども、これが事実であるならば、過去五年間分の超過負担を、今後三年間で補てんする措置をとるとともに、実勢価格に即した補助単価に改めるなど、今後も超過負担が生じない措置をとるべきであります。

また、今日、多くの自治体財政を危機に陥れている大きな理由になつてゐる部落解放同盟朝田派の、暴力と脅迫に基づく同和財政の不公正で乱脈な支出に対し、政府はこれをただしく是正する厳正な措置を直ちにとるべきであります。これらの措置をとらず、いたずらに地方財政の危機を招来しておきながら、その原因を、自治体労働者の人件費が高いからなどと、問題をすりかえ、根本的な解決にメスを入れない三木内閣は、地方行政を語る資格はないと言わざるを得ないのであります。(拍手)

以上の緊急措置を実行するために、政府は次のような財源措置をとるべきであります。

第一に、大企業に対する特權的減免税をやめて、適正に課税すること。これによって、三兆円の財源を得ることができ、地方自治体への緊急特別交付金一兆円の支出や、老齢福祉年金を月二万円にすることができます。

ための補助金等の不要不急の支出をやめることであります。

第三は、第二の予算と言われている財政投融資計画を、大企業向けや産業基盤の整備を中心とするのではなく、中小零細企業、農林漁業者の生活を守り、住宅・下水道等の生活基盤を中心大幅にふやしていくことであります。また、産業投資特別会計を、国民生活安定特別会計に改めることであります。これによつて、国民生活安定の財源は十分確保されることになるのであります。

要は、政府・自民党に、これらの施策を実行する意思があるかないかということであります。

反対理由の第四は、エネルギー・食糧政策が対米従属、対米依存に貫かれていたといふことがあります。

エネルギー・食糧は、わが国経済の安定、産業の振興にとって、欠くことのできないものであります。しかるに政府は、中東、北アフリカの産油国に対して軍事侵略をたくらんでいるキッシンジャー構想に追随をして、その枠組みの中で、石油備蓄体制づくりのために、一千六百五十六億円

もの政府資金を注ぎ、海外油田開発、石油備蓄の名目で、石油開発公団の資金を昨年度の約三倍、二千四百二十四億円に大幅にふやす等、独占資本に莫大な資金をつき込もうとしています。

一方、総合エネルギー政策に基づく石炭産業の民主的な復興が緊急不可欠であるにもかかわらず、石炭産業取りつぶしの第五次石炭政策を依然

として推進をしているのであります。日本が進むべき道は、このような対米従属やメジャー依存をやめて、自主的、民主的な総合エネルギー政策を確立し、産油国との平等互恵の経済外交によつて、DD原油の輸入を大幅に増大するとともに、

第五次石炭政策をきつぱりとやめ、石炭産業復興のための施策を進めることであります。

食糧問題についても同様であります。三木総理は、対米従属の食糧政策をますます強め、小麦、大豆などの主要農産物の輸入自由化を進める一方、国内の米作には依然として減反を押しつけ、農業用土地の縮小を図つてゐるのであります。

政府は、畜産危機打開のために、輸入飼料穀物を食管扱いとし、外国農産物の無原則的な輸入をやめて、食糧の自給率の向上を図らなければなりません。

反対理由の第五は、対米従属のもとでの軍事主義復活強化を行なつてゐることであります。

三木内閣は、日米安保条約を日米協力の基本憲章とまで持ち上げ、フォード政権の侵略的な中東政策、ベトナム再介入政策に積極的に協力の態度を示しながら、事実上の防衛分担金である米軍基地集約移転費は三百四十三億円に大幅に増額され、七四式戦車、ファントム戦闘機、ヘリコプター、衛星など、海上、航空自衛隊を増員するなど、四次防推進費は、総額一兆三千二百七十三億円にも達しているのであります。

さらに、韓国、インドシナ援助などを中心に、新植民地主義推進のための経済協力費は、一千七百六十七億円にも上つております。

日本国民の平和と安全、世界の平和と安全はもとより、国民生活の向上を図ることもできないことは、だれの目にも明白であります。わが党は、日本安保条約を廢棄し、沖縄を初めとする全国の米軍基地を撤去し、四次防の中止と、自衛隊の縮小を強く要求するものであります。(拍手)

わが党は、このような予算をやめ、五十年度予算を、国民生活と福祉向上を最優先とし、日本経済のつり合いのとれた発展の第一歩を踏み出す予算にしなければならないことを強く主張するものであります。(拍手)

また、日本社会党、公明党共同提出に係る組み替え動議については、内政面での幾つかの施策の要求はともかく、その財源の確保策が明らかではなく、かつ、大企業に対する補助金である電子計算機対策費、外航船舶建造利子補給金、YX開発費など、当然大幅に削除すべきものを放置してお

り、外交面においては、三木内閣の産油国敵視のキッシンジャー構想に追随する危険な外交や、石油備蓄計画のための施策、メジャーへの規制などに触れないなど、重要な諸点で反国民的な政府予算案を容認しているので、反対の態度をとるものであります。

以上の立場から、日本共産党・革新共同は、政

府提出に係る昭和五十年度予算並びに日本社会党、公明党共同提出に係る組み替え動議に反対することを明らかにいたしまして、私の討論を終ります。(拍手)

○坂井弘一君登壇

〔坂井弘一君登壇〕

○坂井弘一君登壇

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十年度一般会計予算、新植民地主義推進のための経済協力費は、一千七百六十七億円にも上つております。

わが國經濟は、昭和三十年代の後半から、歴代自民党政権が強引に推し進めた高度経済成長政策の帰結として、きわめて困難な局面に立たざります。三木内閣が公約している物価の安定や、社会的不公正の是正は、文字どおり国民の一致した要請であると言えるであります。その意味で、昭和五十年度予算案は、三木内閣の公約がどのように具体化されるのか、その内容に多くの期待がかけられていたことは言うまでもあります。

ところが、政府案は、ことごとく国民の期待を裏切った内容であり、三木内閣の公約である物価の安定、社会的不公正の是正も、結局は国民に幻の期待がかけられていたことは言うまでもあります。

ところが、政府案は、ことごとく国民の期待を裏切った内容であり、三木内閣の公約である物価の安定、社会的不公正の是正も、結局は国民に幻の期待がかけられていたことは言うまでもあります。

委員会でわが党が明らかにしたように、輸出保険特別会計の編成に重大な欠陥があるにもかかわ

らず、これにはおかむりしようとしているのも、絶対に許すことはできません。

今日のインフレ、物価高騰、一方では中小企業の倒産、失業者の増加という困難な事態を克服するためには、よほどの決意が必要であり、しかも、現実的、具体的な政策手段が要請されることは、言を待たない 것입니다。三木総理のように、言葉あって実行なしの姿勢では、当面する困難な事態の克服は、とうてい及びもつかないと断ぜざるを得ません。

そこで、以下、私は、政府案についての具体的な反対理由を申し述べます。

第一は、インフレ抑制と物価安定の面からの問題であります。

一般会計の伸び率二四・五%は、列島改造で悪下回るにすぎず、しかも、予算規模を圧縮するため、剩余金からの国債償還費の削減、地方交付税精算額などの本年度補正予算での先食いを行っていることは、御承知のとおりであります。その一方では、物価安定のための有効な具体策もとらず、逆に、公共料金の値上げ撤回という国民の強い要求を無視して、郵便料金や国立大学の入学金、受験料の大額引き上げ、たばこの値上げさえ強行しようとしている 것입니다。

高度経済成長期の財政体質を抜本的に改めようとせず、予算規模を水ぶくれ的に膨張させ、各種公共料金の大額値上げを実施したのでは、政府主

導の物価上昇は避けることはできないと言わざるを得ません。

第二は、五十年度の税制改正においては、社会的公正の確保どころか、不公正が一層拡大されているという点であります。

政府の税制改正によると、所得税、住民税の減税は、物価調整減税にもならない超ミニ減税にとどめ、酒、たばこ等の間接税を増徴し、実質大幅増税を図ろうとしております。これでは、給与所得者の納税人員の増加、あるいは逆累進的な大衆の重課となることは、必至であると言わねばなりません。反面、インフレ高進による所得分配の公正を是正せず、高額所得者に対する課税強化、利子、配当所得、土地譲渡所得に対する租税特別措置の改廃、法人税制強化等を見送ったり、実質的な上げをしようとしている 것입니다。

今回の税制改正は、国民大衆の犠牲において財源を確保しようという從来の租税構造に何ら改革を加えないばかりか、さらに不公平を拡大しようとするものであり、私の強く反対するところであります。(拍手)

第三は、歳出の面についてであります。

まず、政府が重点を置いたという社会保障関係費についてであります。

なるほど、社会保障関係費は、四十九年度に比べ、あるいは他の経費に比べれば、伸び率は高くはなっておりません。しかしながら、その内容は、遺憾ながら既定路線にわずかの配慮をしたものに

すぎません。すなわち、老齢福祉年金の月額七千五百円から一万二千円への引き上げも、二年前の田中首相の公約に二千円の増額をしただけであつても、ほぼ同様であります。しかも、この措置すらことし十月からの実施であります。さら

り、身障者、母子家庭等の各種年金の引き上げについても、ほぼ同様であります。しかし、この措置は、生活保護基準の引き上げ、在宅重度心身障害者関係の介護手当の新設も微々たるものであります。

これでは、インフレと不況のしわ寄せを受けて苦しんでいる多くの老人、生活保護世帯、母子家庭等の切実なる要求にこたえることができないことは言うまでもありません。政府案の社会保障関係費の増額では、せいぜい物価上昇の後追い的措置としか言いようがないのであります。

社会保険政策で特に申し上げたいことは、その制度面の改善と、長期計画の策定を必要とするところであります。国民厚生年金の賦課方式の実施、医療保険制度の改善等は、早急に実施すべきであり、これらと並んで、総合的な社会保障充実のための長期計画の策定が急務なのであります。

場当たり的な社会保障政策では、真の福祉の充実はほど遠いと言わざるを得ません。政府が歳出予算の目玉であると言う社会保障関係費がただいま申し上げました程度でありますから、他は推して知るべきであります。(拍手)

中小企業倒産の激増、失業者の増加、さらに高度経済成長期の財政体質を抜本的に改めようとせず、予算規模を水ぶくれ的に膨張させ、各種公共料金の大額値上げを実施したのでは、政府主

ていないし、住宅、公園、下水道など、生活関連社会資本の整備も、実質的には大幅に後退しているのであります。また、公害関係予算も、国民の健康と環境を守る予算とはとうてい言えない内容であり、教育予算についても、最も深刻である私学の入学金、授業料の大幅値上げを食いとめる具体的を示さず、また、国公、私立間の格差を是正する措置もとられていないのであります。

さらに、政府は、国民の多くが反対している第四次防衛計画に固執し、防衛関係予算を四十九年度より大幅増額しているのであります。新規装備費、研究費を初め、新規定員増をやることや、訓練、演習費等の大幅削減は当然なのであります。第四には、福祉の充実と密接に関係している地方財政の危機打開にきわめて後ろ向きの予算案であるということであります。

以上、政府案に反対する主な理由を申し上げましたが、予算委員会の質疑を通じて明らかにされましたことは、三木内閣の姿勢は、国民向けのボーズと実際とは大きくかけ離れ、国民に背を向けているということであります。

このことは、他の面においても、たとえば、わが党が予算委員会の審議の中で、米軍のわが国への核持ち込みの事を、具体的な公式文書をもつて明らかにしたにもかかわらず、三木総理は、かかる重大問題の徹底的解明を図ろうとする姿勢さえも示さず、ただ米側の説得力のない回答でその場を過ぎ去るという、国民世論を全く無視した態度をとっていることなどとあわせて明らかであります。

核兵器の日本への持ち込みの疑いはますます濃厚となつたと想うべきであり、また同時に、事前協議制度や日米安保体制の持つ危険な実態と、わが国政府の欺瞞的な本質が明確になつたと言えるのであります。

わが党は、國民に背を向ける三木内閣の姿勢を厳しく追及するものであり、國民不在の政府案に強く反対するものであります。(拍手)

三木総理が、本当に對話の政治を推し進めようとしておきたいと思います。

いま、私は、これから決定されるであろう五十年度政府予算案について、失望の念を抱いておるのではありません。

申すまでもなく、わが国經濟は、この数年、高度成長の破綻が明らかになり、國民生活は、激しいインフレと、かつてない深刻な不況によって、二重の苦しみを経験しているのであります。このときに当たり、三木総理の登場は、國民に幾らかなりとも政策転換の期待を与え、また、總理自身も、社会的公正の確保を公約し、政策転換の意気込みを示されたのであります。

ところが、その後の予算編成過程を見れば、相変わらず官僚主導型編成を踏襲し、予算案自体についても、何ら新味はなく、むしろ、酒、たばこ、郵便料金の増税や値上げを強行するなど、國民の期待を完全に裏切つたものになつておあります。

○議長(前尾繁三郎君) 小宮武喜君登壇。

○小宮武喜君 私は、民社党を代表して、ただいま提案されております昭和五十年度一般会計予算案、特別会計予算案及び政府関係機関予算案に対し、一括して反対の討論を行うものであります。(拍手)

なお、社会党、公明党両党共同提案による編成案を求めるの動議につきましては、見解を異にいたしておりますので、反対であることを明らかにしておきたいと思います。

いま、私は、これから決定されるであろう五十年度政府予算案について、失望の念を抱いておるのであります。

申すまでもなく、わが国經濟は、この数年、高い成長が明らかになり、國民生活は、激しいインフレと、かつてない深刻な不況によって、二重の苦しみを経験しているのであります。このときに当たり、三木総理の登場は、國民に幾らかなりとも政策転換の期待を与え、また、總理自身も、社会的公正の確保を公約し、政策転換の意気込みを示されたのであります。

その反対の第一の理由は、公平を欠く政府の税制改正についてであります。

現在のインフレのもとにおいては、労働者は生活防衛のために、名目賃金の大幅引き上げを獲得せざるを得ない状況にあります。所得税はこの名目賃金に累進的に課税される仕組みになつており、課税最低限の大額引き上げを行わない限り、実質増税になることは明らかであります。ところが、政府案は、わずかに課税最低限を百八十三万円に引き上げるだけにとどまっており、これでは、減税どころか、大衆増税であると言わざるを得ないのであります。(拍手)

また、政府は、財源確保の名目で、たばこの値

め、政府に対し、強くその改正を要求したのではありませんが、三木総理はその声に全然耳をかそらとせず、いま政府原案を多数決で押し切るうとしているのであります。全く残念としか言いようがないません。

三木総理が、本当に對話の政治を推し進めようとするのであれば、政府原案にござわることなげく、野党の声も十分に聞き、真に國民福祉の向上のため、みずから予算修正を行いう決意があつてしかるべきだと思うのであります。しかしに、その姿勢も見受けられず、従来の自民党政治から一步抜け出でていないことは、三木総理の限界を露呈したるものと言つても過言ではないと思ひます。

次に、具体的に政府予算案に反対する理由を申しあげたいと思います。

その反対の第二の理由は、わが党の要求である公共料金の値上げ凍結を無視し、さきに指摘した酒、たばこのみならず、郵便料金の大額引き上げを図つてのことです。

すでに政府は、昨年十月以降に、国鉄運賃、バス料金、消費者米価、都市ガスなどの公共料金の値上げを軒並みに行つたのであります。これら公共料金の値上げを強行せんとすることは、政府の物価抑制に対する熱意を全く疑わざるを得ないのであります。わが党はすでに、昨年以來、公共料金の値上げは、消費者物価上昇率が一〇%以下に定着するまでは凍結すべきであるという、現実的な提案を行つてゐる所以あります。

時に、この間、三公社五現業など、公共企業体の経営の近代化、労使の正常化を図るべきであると主張してまいつたのであります。が、政府はこの具体的な提案を無視し、公共料金の値上げを断行することは、きわめて遺憾であり、絶対反対であります。(拍手)

第三に私が政府予算案に反対する理由は、社会

保障、住宅政策など、国民福祉の向上について、その対策が遅々として進んでおらず、むしろ後退さえしているのではないかという点であります。

三木総理は、社会的不公正の是正を強調しておられます。ですが、予算委員会の審議を通じて感じられましたことは、三木総理の言う社会的公正の確保

は、依然として、弱者の救済、インフレによる被害の救済というようなことは、何か国からの恩恵的、慈善的救済の考え方が今までに根強く残っています。したがって、そのため、予算の制約を理由に、ことごとく国民の要求が削られ、社会保障対策も全く中途半端に終わっていることあります。

それどころか、社会保障政策と並んで最も重要な住宅政策においては、公営住宅の建設戸数が、昨年の九万五千戸から八万五千戸に、公団住宅も七万戸から六万戸へと、それぞれ一万戸も削減され、住宅政策が著しく後退していることは、見逃

すことのできない重要な問題であります。このような事態を招いた原因は、政府の福祉に対する考え方が、あくまで個人中心、自己努力中心主義によるものであり、わが党の主張する、國の責務として福祉向上を図るという考え方と著しくかけ離れていることを、この際、厳しく指摘しておかなければなりません。

最後に、私は、以上の観点から、改めて政府に
要求しておきたいことがあります。

それは、すなわち、わが國が眞に福祉國家に前進するためには、広く國民の參加を求め、長期経済計画を策定すると同時に、國の重要施策とし

て、福祉向上五ヵ年計画を策定することあります。また、その裏づけとなる長期財政計画が必要なことは言うまでもありません。

わが国が、現在直面しているスタグフレーションの難局を乗り切り、国民生活の不斷の向上を図るためには、国民の参加こそ重要であり、福祉の計画的向上こそ不可欠の要件であります。

この二つの基本政策を忘れ、いかに諸問題を網羅したとしても、それは、ますます国民大衆の政治不信を招くことは必定であることを忘れてはなりません。

政府は、このことを十分反省されるよう強く要望して、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君） これにて討論は終局いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。
まず、堀昌雄君外十五名提出、昭和五十年度一般会計予算外二件につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について採決いたします。

〔賛成者起立〕

雄君外十五名提出の動議は否決されました。
次に、昭和五十年度一般会計予算外二件を
して採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。
三件の委員長の報告はいずれも可決であ
す。三件を委員長報告のとおり決するに賛成

君は白票、反対の諸君は青票を持参せられ、
を望みます。——閉鎖。

○議長（前尾繁三郎君）投票を計算いたさ
す。——開録。

○議長(前尾繁三郎君) 投票の結果を事務報告いたさせます。

○議長(前田繁三郎君)　右の結果、昭和五
〔拍手〕

一般会計予算外二件は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

昭和五十年度一般会計予算外二件を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

阿部	喜元君	愛野興一郎君
赤城	宗德君	赤澤 正道君
秋田	大助君	天野 公義君
天野	光晴君	荒船清十郎君
有田	喜一君	井出一太郎君
井原	岸高君	伊東 正義君
伊藤宗一郎君		石井 一君
石田 博英君		稻葉 修君

稻村佐近四郎君	稻村	利幸君
今井 勇君	宇田	國榮君
宇都宮徳馬君	内海	宗祐君
上村千一郎君	白井 莊一君	英男君
内田 常雄君	宇野	利幸君

浦野	幸男君	江崎	真澄君
江藤	隆美君	小川	平二君
小此木彦三郎君		小沢	
小澤	太郎君	辰男君	
小沢		辰男君	
小沢		辰男君	
大石	武一君	伊平君	
越智	通雄君	越智	
越智	惠三君	大石	千八君
大石		大久保	武雄君
大石		大久保	武雄君

大竹 太郎君
大野 明君
大西 正男君

大橋 武夫君	大平 正芳君	三枝 三郎君	松野 賴三君	松本 十郎君
大村 襄治君	奥田 敏和君	坂村 吉正君	坂本三十次君	三木 武夫君
奥野 誠亮君	加藤 紘一君	櫻内 義雄君	笠山茂太郎君	三原 朝雄君
加藤常太郎君	加藤 六月君	志賀 節君	坂田 道太君	水田 三喜男君
加藤 陽三君	海部 俊樹君	塙崎 潤君	丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君
柏谷 茂君	片岡 清一君	塙谷 一夫君	西村 英二君	西村 直二君
金丸 信君	金子 一平君	島田 安夫君	西銘 順治君	西岡 武夫君
金子 岩三君	亀岡 高夫君	白瀬 仁吉君	正示啓次郎君	根本龍太郎君
鴨田 宗一君	唐沢俊二郎君	鈴木 善幸君	宮崎 茂一君	村岡 兼造君
坂谷 忠男君	木野 晴夫君	瀬戸山三男君	菅波 茂君	村田敬次郎君
木部 佳昭君	木村 武雄君	園田 直君	住 栄作君	毛利 松平君
木村武十代君	木村 傑夫君	田澤 吉郎君	田中伊三次君	濱尾 弘吉君
岸 信介君	北澤 直吉君	田中 角榮君	田中 誠一君	橋橋 進君
吉川 久衛君	久野 忠治君	田中 龍夫君	田中 正巳君	二階堂 進君
久保田円次君	鯨岡 兵輔君	田中 六助君	田中 正巳君	丹羽喬四郎君
熊谷 義雄君	倉石 忠雄君	田村 良平君	長谷川 四郎君	西村 直二君
倉成 正君	栗原 祐幸君	高橋 千寿君	橋本龍太郎君	三池 信君
黒金 泰美君	小島純一郎君	竹下 登君	長谷川 峻君	三木 朝雄君
小坂善太郎君	小山 徹三君	谷垣 専一君	服部 安司君	佐藤 嘉文君
小平 久雄君	小林 正巳君	千葉 三郎君	早川 崇君	佐藤 勝良君
小宮山重西郎君	河野 洋平君	中馬 辰猪君	林 義郎君	齊藤滋与史君
小山 省二君	國場 幸昌君	床次 德二君	原田 憲君	齊藤邦吉君
河本 敏夫君	左藤 恵君	坪川 信三君	深谷 隆司君	中山 利生君
近藤 鉄雄君	佐々木義武君	渡海元三郎君	福田 駿泰君	中山 正暉君
佐々木秀世君	佐藤 孝行君	中尾 宏君	福永 健司君	松永 光君
佐藤 繁作君	佐藤 守良君	中川 一郎君	藤尾 正行君	松野 幸恭君
佐藤 文生君	中垣 國男君	戸井田三郎君	藤本 孝雄君	前田 正男君
齊藤滋与史君	中曾根康弘君	德安 實藏君	古屋 享君	前田治一郎君
齊藤邦吉君	中村 弘海君	中尾 栄一君	坊 秀男君	増岡 博之君
中山 正暉君	中山 利生君	本名 武君	藤本 保利	前田治一郎君
中山 正暉君	中山 利生君	阿部 武君	細田 吉藏君	松澤 雄藏君
中山 正暉君	中山 利生君	阿部 常彦君	阿部 助哉君	上原 康助君
中山 正暉君	中山 利生君	阿部 常彦君	赤松 勇君	岩垂寿喜男君
中山 正暉君	中山 利生君	阿部 昭吾君	阿部 未喜男君	井上 普方君
中山 正暉君	中山 利生君	阿部 昭吾君	井岡 大治君	石橋 政嗣君
中山 正暉君	中山 利生君	渡辺 栄一君	渡辺美智雄君	稻葉 誠一君
中山 正暉君	中山 利生君	渡辺 栄一君	井上 泉君	井上 泉君
中山 正暉君	中山 利生君	渡辺 栄一君	石野 久男君	板川 正吾君
中山 正暉君	中山 利生君	渡辺 栄一君	上原 康助君	上原 康助君

否とする議員の氏名

昭和五十年三月四日 衆議院会議録第十一号(一)
昭和五十年度一般会計予算外二件 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

一七八

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出) (明君)

委員長の報告を求めます。社会労働委員長大野

傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

○大野明君　ただいま議題となりました戦傷病者
戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に
ついて、社会労働委員会における審査の経過並び
に結果を御報告申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を支給する等の措置を講じようとするもので、

法律案
国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を
改正する法律案

一、去る一日、予備審査のため次の本院議員提出
案を参議院に送付した。
刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法
律案(横山利秋君外六名提出)

衆議院会議録第八号中正誤

べふ	段行	誤	正
一三	一七	多教	多数
二末	二末	考え方を	考え方を
三九	一三	述べた	述べてきた
四四	一三	経視	軽視
四五	二末	十二方分	十二カ月分
四五	二末	たつて	たつた
四五	二末	質疑を	質疑は

衆議院会議録第九号中正誤

べふ	段行	誤	正
一尾	一末	地方行政	地方財政
一尾	二末	市町村に	市町村道に
一尾	二三	福祉対策	福祉施策
一二	三八	欠之	欠乏
一二	三四	今回	今日
一二	四五	これから	これからも

昭和五十年三月四日 衆議院會議錄第十号(一)

明治二十九年三月三十日
第三種郵便物認可

定価 一部 一一〇円

発行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五八二一四四二二(大代)

一八六

官報
號外 昭和五十年三月四日

昭和五十年三月四日

前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうちめたため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

○第七十五回
国 会
衆議院會議錄 第十号(二)

〔本号參照〕

昭和五十一年度第一回

昭和五十年一月二十四日

— 1 —

第1章 昭和8年度八戸市

第2条 「財政法」第14条の2の

第3采「財政法」第14采のち

第4条 「財政法」第15条第1項

(歳入歳出予算等の内訳)

80 球根植物栽培技術（第2版）

る限度額は、2,000,000,000千円とする。

昭和五十年三月四日 衆議院会議録第十号(二) 昭和五十年度一般会計予算及び同報告書

報 (号外)

通商産業省	通商産業本省	工業用水道事業費 大型工業技術研究施設費、工業技術研究所施設費
運輸省	運輸本省	海岸事業費、海岸事業工事諸費、港湾事業費、港湾災害復旧事業工事諸費、港湾施設災害関連事業費 運輸本省試験研究所施設費
労働省	電波研究所	海上保安官署施設費、航路標識整備費 気象官署施設費、静止気象衛星施設費
建設省	建設本省	労働婦人青少年福祉施設整備費、職業訓練校施設 官庁常備費、河川管理施設整備費、治水事業費、海事事業費、海岸事業費、海岸事業費、河川等火災等災害復旧事業費、都市災害復旧事業費、河川等災害復旧事業費、河川等災害復旧事業費、道路災害復旧事業費、公園事業工事諸費
(一時借入金等の最高額)		(一時借入金等の最高額)
(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)		(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)
第9条 「財政法」第15条第2項の規定により昭和50年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、80,000,000千円とする。 (損失補償契約等の限度額)		第9条 「財政法」第15条第2項の規定により昭和50年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、80,000,000千円とする。
第10条 次の表の左欄に掲げる契約等の金額の限度は、昭和50年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。		第10条 次の表の左欄に掲げる契約等の金額の限度は、昭和50年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。
区	分	限 度 額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条 の規定による金額	補償契約金額の合計額 32,500,000 千円	
「矯正医官修学資金貸与法」第4条の規定による 金額	貸すすべき修学資金の額 2,916	
「公衆衛生修学資金貸与法」第4条の規定による 金額	貸すべき修学資金の額 10,980	
「農業近代化資金助成法」第3条の2第3項の規 定による金額の限度	昭和50年度以降2箇年度間を通ずる利子補 給金の総額 521,285	

「漁業近代化資金助成法」第4条第3項の規定による金額の限度	昭和50年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額	59,846
「アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第3項の規定による金額の限度	アジア開発銀行の特別基金に充てるため拠出する金額の合計額	15,632,640
「農地所有者等賃住宅建設融資利子補給臨時措置法」第4条の規定による金額の限度	昭和50年度以降12箇年度間を通ずる利子補給金の総額	5,629,771
第11条 次の表の左欄に掲げる法人が昭和50年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により、政府が同年度において保証ができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、「下水道事業センター法」の一部を改正する法律(仮称)の施行により、下水道事業センターが日本下水道事業団となつた場合には、第20号左欄の「下水道事業センター」とあるのは「日本下水道事業団」と、中欄の「下水道事業センター法」第35条第1項」とあるのは「日本下水道事業団法」とそれぞれ読み替えるものとする。		
債務	根拠規定	金額の限度
1 日本国有鉄道により発行する鉄道債券に係る債務	「鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律」	額面総額60,000,000千円及びその利息に相当する金額
2 中小企業金融公庫により発行する中小企業債券の元本の償還及び利息の支払	「中小企業金融公庫法」第25条の3	額面総額10,000,000千円及びその利息に相当する金額
3 北海道東北開発公庫により発行する北海道債券及び利息の支払	「北海道東北開発公庫法」第28条	額面総額44,800,000千円及びその利息に相当する金額
4 公募により発行する公債及び企業債券の元本の償還及	「公營企業金融公庫法」第26条	額面総額120,000,000千円及びその利息に相当する金額
5 日本住宅公团により発行する住宅債券及び借入金に係る債務	「日本住宅公团法」第51条	額面総額20,000,000千円及びその利息に相当する金額
6 日本道路公团により発行する道路債券に係る債務	「日本道路公团法」第28条	額面総額42,500,000千円及びその利息に相当する金額
7 首都高速道路公团により発行する首都高速道路債券に係る債務	「首都高速道路公团法」第38条の2	額面総額20,000,000千円及びその利息に相当する金額
8 公募により発行する阪神高速道路公团債券	「阪神高速道路公团法」第38条	額面総額及び元本金額の合計額15,000,000千円並びにその利息に相当する金額
9 船舶整備公团により発行する船舶整備債券及び借入金に係る債務	「船舶整備公团法」第26条の2	額面総額及び元本金額の合計額5,000,000千円並びにその利息に相当する金額
10 日本鉄道建設公团により発行する鉄道建設債券に係る債務	「日本鉄道建設公团法」第29条の2	額面総額10,000,000千円及びその利息に相当する金額
11 石油開発公团により発行する石油開発債券及び借入金に係る債務	「石油開発公团法」第26条	額面総額及び元本金額の合計額14,200,000千円並びにその利息に相当する金額
12 地域振興整備公团により発行する地域振興整備債券に係る債務	「地域振興整備公团法」第26条の2	額面総額及び元本金額の合計額36,300,000千円並びにその利息に相当する金額
13 畜産振興事業団により発行する畜産振興債券及び借入金に係る債務	「畜産物の価格安定法」第4項	元本金額8,100,000千円及びその利息に相当する金額
14 日本菓糸事業団により発行する中小企業振興債券及び借入金に係る債務	「菓糸価格安定法」第12条の48第4項	元本金額20,000,000千円及びその利息に相当する金額
15 中小企業振興事業団により発行する中小企業振興債券及び借入金に係る債務	「中小企業振興事業団法」第28条	額面総額及び元本金額の合計額14,200,000千円並びにその利息に相当する金額
16 動力炉・核燃料開発事業公团により発行する動力炉・核燃料開発債券及び借入金に係る債務	「動力炉・核燃料開発事業公团法」第34条	額面総額及び元本金額の合計額4,300,000千円並びにその利息に相当する金額
17 東北開発株式会社により発行する東北開発債券の元本の償還及び利息の支払	「東北開発株式会社法」第12条の2	額面総額及び元本金額の合計額4,300,000千円並びにその利息に相当する金額
18 債券のうち外債をもつて支払われるものに係る債務	「日本航空株式会社法」第9条	引受け契約締結の日ににおける「外国債券及び外國貿易管理法」第7条に規定する「基準相場(以下この項において「基準相場」という。)又は同条第2項に規定す

報 (号外)

3

100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

第1項第1号から第12号まで、第15号から第18号まで及び第21号に規定する債券又は地方債証券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は地方債証券の額面金額及びその利息に相当する金額(期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受け契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む)をこれらの各号に定める限度額(前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

第12条 行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、「甲号歳入歳出予算」、「乙号繰越預算」、「丙号繰越明徴費」と「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分により予算を執行することができない場合には、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。
2 行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の組織又は項に用いられている行政機関の名称

が実際の行政機關の名稱と対応しないことになつた場合においても、その組織又は項に係る予算はその目的的実質に従い、そのまま執行することができる。
第18条 次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることでできる。

官 報 (号 外)

第2表 各項の間の移用

第3表 各組織の間又は各項の間の移用

冲縄開発庁	国	北海道道路整備事業費、北海道空港整備事業費及び航空機燃料税財源、北海道沖縄開発事業費と農林漁業用揮発油税財源身替冲縄農道等整備事業費
2 農林省	農林本省	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費
	地方農政局	海岸事業工事諸費と土地改良事業等工事諸費
	林野局	山林施設災害復旧事業費と山林施設災害関連事業費
	水産局	漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
3 通輸省	通輸本省	イ 口 海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ 港湾施設災害復旧事業費と港湾施設災害関連事業費
4 労働省	労働本省	失業対策事業費、特定地域開発就労事業費及び職業訓練対策事業費の各項の間
5 建設省	建設本省	イ 口 海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ 河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費

<p>(俸給予算等の制限)</p> <p>第15条 俸給予算の執行に当たつては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。</p>	<p>1 予定経費要求書に予定した職員基本額、職員諸手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間</p> <p>2 経費に係る各組織又は各項の間</p>
--	---

<p>(俸給予算等の制限)</p> <p>第15条 俸給予算の執行に当たつては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。</p>	<p>1 予定経費要求書に予定した職員基本額、職員諸手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間</p> <p>2 経費に係る各組織又は各項の間</p>
--	---

甲号 歳入歳出予算

歳
入

(外局) 報

印

主 管 會 部	款	項	金 額(円)
國 會 雜 收 入	國有財產利用收入	720,747	
	諸 收 入	148,710	
	國有財產貸付收入	148,710	
	國會議員互助年金法納金	572,037	
	許可及手數料	521,586	
	弁償及返納金	96	
	物品完払收入	411	
	雜物收入	49,839	
	裁 判 所 雜 收 入	105	
國 有 財 產 利 用 收 入	國有財產利用收入	853,755	
	諸 收 入	299,725	
	國有財產貸付收入	299,725	
	許可及手數料	554,030	
	罰金	2,883	
	弁償及返納金	419,004	
	物品完払收入	70,889	
	雜物收入	8,945	
		52,309	
會 計 檢 查 院	國有財產利用收入	8,279	
	諸 收 入	8,206	
	國有財產貸付收入	8,206	
		73	

内 閣 雜 收 入	國有財產利用收入	物品完払收入	10 63
總理府	官業益金及官業收入	國有財產貸付收入	9,542 9,463
諸 收 入	官業收入	物品完払收入	79 63
政府資產整理收入	病院收入	雜 收 入	16
國有財產処分收入	國有財產完払收入	國有財產利用收入	517,138 517,138 517,138
回收金等收入	貸付金等回收回收入	物品完払收入	196,484 102,538
國有財產利用收入	事故補償費返還金	雜 收 入	98,946 8,326 85,620
諸 收 入	國有財產貸付收入	國有財產利用收入	48,044,133 2,482,268 2,374,948
國有財產使用收入	利子收入	回收金等收入	106,499 821
授業料及入學檢定料		國有財產利用收入	45,663,865
受託調查試驗及役務收入		物品完払收入	21,348
懲罰及沒取金		國有財產利用收入	80,162
弁償及返納金		回收金等收入	40,957,911
		國有財產利用收入	2,034,749

(外) 号 (報) 直

法務省	雜收	入	物品壳払收入	596,737
			特別調達資金受入	483,909
			雜	1,389,049
			計	48,759,755
外務省	雜收	入	國有財產利用收入	66,653,435
			國有財產貸付收入	283,036
			諸收	283,036
			懲罰及沒收金	66,375,399
			弁償及返納金	55,041,662
			矯正官署作業收入	372,362
			物品壳払收入	10,668,732
			雜	135,632
			入	157,011
國有財產利用收入				919,985
國有財產貸付收入				47,535
利子	收	入		46,603
諸收				932
				872,450
				443,948
				410,667
				17,618
				817
大藏省	租稅及印紙收入	租		16,321,000,000
		稅		16,747,000,000
		所		6,605,000,000

官 報 (号 外)

9

回 収 金 等 収 入		
特 別 会 計 整 理 収 入		576,392
引 繼 債 權 整 理 収 入		2,218
地 方 債 証 券 償 還 収 入		24,307
國 際 連 合 公 債 償 還 収 入		998
政 府 出 資 回 収 金 収 入		77,447
		471,422
		491,796,925
		10,994,674
國 有 財 產 利 用 収 入		
國 有 財 產 貸 付 収 入		9,992,039
國 有 財 產 使 用 収 入		382
配 利 当 金 収 入		2,750
利 子 収 入		999,503
		442,342,016
納 付 金		
日 本 銀 行 納 付 金		440,621,000
雜 納 付 金		1,721,016
		38,460,235
文 官 慶 給 費 特 別 會 計 等 負 损 金		10,652,232
特 別 會 計 受 入 金		10,529,128
許 可 及 手 數 取 納 金		1,679,187
懲 罰 金		773,189
弁 櫃 金		143,822
物 品 売 托 受 入		51,415
補 助 貨 幣 回 収 準 備 資 金 受 入		14,404,509
雜 金		226,753
公 債 金		2,000,000,000
公 債 金		2,000,000,000
公 債 金		2,000,000,000
前 年 度 剩 余 金 受 入		697,797,801

外(号)報面

11

		前 年 度 剩 余 金 受 入	697,797,801
		前 年 度 剩 余 金 受 入	697,797,801
	計	20,530,375,960	
文 部 省	雜 収 入		
	國 有 財 產 利 用 受 入		
	國 有 財 產 貸 付 受 入	386,524	
	國 有 財 產 使 用 受 入	262,795	
	諸 受 入		
	授 業 料 及 入 學 檢 定 料		
	許 可 及 手 數 料	24,604	
	受 託 調 查 試 驗 及 役 務 受 入	10,682	
	弁 儀 及 返 納 金 受 入	1,786	
	弁 物 品 売 托 受 入	33,266	
	雜 受 入	43,978	
		11,403	
厚 生 省	政 府 資 產 整 理 受 入		
	回 收 金 等 受 入		
	貸 付 金 等 回 收 金 受 入	23,534	
		23,534	
	雜 収 入		
	國 有 財 產 利 用 受 入		
	國 有 財 產 貸 付 受 入	2,615,253	
	國 有 財 產 使 用 受 入	45,660	
	利 子 受 入		
	授 業 料 及 入 學 檢 定 料		
	許 可 及 手 數 料	40,646	
	受 託 調 查 試 驗 及 役 務 受 入	916	
		4,098	
	諸 受 入		
	2,569,593		
	1,539		
	119		
	18,936		

農林省 雜收人		金入 機品完払 物品雜 計	2,482,201 23,388 44,310
國有財產利用收入		101,571,507	473,289
國有財產貸付收入		453,815	
國有財產使用收入		19,474	
納付金		86,887,536	86,887,536
諸 收 入		14,210,682	
日本中央競馬会納付金		135,656	
特別會計受入金		7,833,810	
公共事業費負担金		40,572	
授業料及入学検定料		2,281	
許可及手数料		3,783,504	
受託調査試験及役務収入		439,386	
弁物品充払収入		1,289,182	
雜		686,321	
アルコール専売事業特別会計 納付金		191,566	
アルコール専売事業特別会計 納付金		191,566	
政府資産整理収入		474,202	
回収金等収入		474,202	
特別会計整理収入		6,993	
貸付金等回収金収入		467,209	
通商産業省			
専売納付金			

雜 収 入	國 有 財 產 利 用 収 入	4,045,275
	國 有 財 產 貸 付 収 入	336,624
	國 有 財 產 使 用 収 入	83,880
	利 子 収 入	252,672
	72	
諸 収 入		
	授 業 料 及 入 学 檢 定 料	3,708,651
	受 託 調 查 試 驗 及 役 務 収 入	12,000
	弁 牆 及 返 納 金	60,357
	物 品 完 扎 収 入	341,537
	雜 物 収 入	3,279,828
	計	14,879
		4,711,043
運 輸 省 政 府 資 產 整 理 収 入		
回 収 金 等 収 入	211,507	
特 別 會 計 整 理 収 入	211,507	
國 有 財 產 利 用 収 入	1,053,824	
國 有 財 產 貸 付 収 入	310,974	
國 有 財 產 使 用 収 入	283,848	
諸 収 入	27,126	
公 共 事 業 費 負 相 金	742,850	
國 有 財 產 整 理 及 使 用 収 入	81,371	
公 共 事 業 料 及 入 学 檢 定 料	75,174	
許 可 及 手 數 料 料	1,672	
受 託 調 查 試 驗 及 役 務 収 入	51,609	
弁 牆 及 返 納 金	19,895	
物 品 完 扎 収 入	500,830	

(外) 報 告

郵政省	租税及印紙收入	印紙收入	雜計	12,299
			計	1,265,331
	政府資產整理收入	印紙收入	519,000,000	519,000,000
雜收人	回收回取金等收入	印紙收入	120,000	120,000
	國有財產利用收入	印紙收入	519,000,000	519,000,000
	諸收人	貸付金等回取金收入	38,889	38,889
		貨付金等回取金收入	35,782	35,782
勞動省	國有財產貸付收入	印紙收入	3,057	3,057
雜收人	並償及退納金收入	印紙收入	2,164	2,164
	物品充拏收入	印紙收入	843	843
	計	印紙收入	50	50
		519,158,839		
國有財產利用收入		1,495,546		
諸收人	國有財產貸付收入	62,470		
	國有財產貸付收入	62,470		
	公司及手數料金收入	1,433,076		
	許可證及返納品收入	24,999		
	物品充拏收入	278,809		
		1,234		
		1,128,034		
建設省	政府資產整理收入		1,123,875	

回 収 金 等 取 入	貸付金等回収金収入	1,123,875
國 有 財 產 利 用 取 入	國 有 財 產 貸 付 収 入	8,104,733
納 付 金	國 有 財 產 使 用 収 入	800,345
諸 取 入	公 共 事 業 費 負 担 金	189,733
自 治 省 雜 取 入	受 託 調 查 試 驗 及 役 務 収 入	610,612
國 有 財 產 利 用 取 入	弁 懈 及 返 納 金 収 入	365,000
諸 取 入	物 品 完 托 収 入	365,000
自 治 省 雜 取 入	雜 納 付 金	6,939,388
國 有 財 產 利 用 取 入	計	5,744,479
諸 取 入	國 有 財 產 貸 付 収 入	153,753
自 治 省 雜 取 入	國 有 財 產 使 用 収 入	185,240
國 有 財 產 利 用 取 入	弁 懈 及 返 納 金 収 入	84,846
諸 取 入	物 品 完 托 収 入	770,970
自 治 省 雜 取 入	計	9,228,608
歲 入	55,980	
總 計	3,442	
歲 入	3,442	
諸 取 入	31,988	
自 治 省 雜 取 入	896	
國 有 財 產 利 用 取 入	43	
諸 取 入	30,999	
歲 入	21,288,800,073	
總 計		

昭和五十年三月四日 衆議院会議録第十号(一) 昭和五十年度一般会計予算及び同報告書

۱۰۱

歲	出	所	管	組	織	費	項	金	額(千円)
皇		室				費			
		廷	廷	族	計	內	官	167,000	
		院	院	議	議	廷	廷	1,876,266	
		衆	衆	議	議	族	族	102,510	
		院	院	施	施	計	計	2,145,776	
		參	參	議	議	議	議	21,821,317	
		國	國	眾	眾	眾	眾	1,766,647	
		立	立	參	參	參	參	7,000	
		國	國	議	議	議	議	23,594,964	
		立	立	院	院	院	院	13,095,655	
		國	國	費	費	設	設	1,451,294	
		會	會	費	費	經	經	5,000	
		國	國	費	費	施	施	14,551,949	
		書	書	館	館	院	院	4,464,448	
		館	館	費	費	予	予	14,377	
		立	立	立	立	議	議	4,478,925	
		國	國	國	國	院	院	57,358	
		會	會	會	會	予	計	59,818	
		所	所	所	所	備	備	42,742,914	
		最	下	裁	管	合	計		
		高	級	裁	判	判	計		
		裁	判	所	施	設	經		
		判	所	所	費	費	費		
		裁	判	所	予	備	計		
		判	所	所	計				
		裁	判	所					

昭和五十年三月四日 衆議院会議録第十号(一) 昭和五十年度一般会計予算及び同報告書

一〇四

本部費	皇宮警察廳施設補助	2,953,271
会員費	公害等調整委員會	2,834,191
会員費	都道府県警察費	25,921,531
会員費	計	90,480,153
会員費	公害等調整委員会	278,400
会員費	内閣官廳費	4,452,433
会員費	行政管理費	12,745,892
会員費	国連アジア統計研修協力費	83,794
会員費	行政情報処理調査研究費	110,000
会員費	計	12,949,776
会員費	北海道開発庁	6,728,763
会員費	北海道開発計画費	125,000
会員費	北海道開発事業指導監督費	429,037
会員費	北海道治水事業費	3,6641,954
会員費	北海道治山事業費	2,056,200
会員費	北海道海岸事業費	5,207,756
会員費	北海道道路整備事業費	87,922,000
会員費	北海道道路事業工事諸費	16,032,000
会員費	北海道港湾事業費	16,306,000
会員費	北海道漁港施設費	16,961,684
会員費	北海道空港整備事業費	13,093,084
会員費	航空機燃料貯蔵北海道空港整備事業費	817,034
会員費	北海道港湾漁港空港整備事業費	750,817
会員費	北海道住宅建設事業費	16,385,571
会員費	北海道住宅対策諸費用	65,061
会員費	北海道都市計画事業費	9,954,000

北海道離島廢棄物処理施設整備費	29,549
北海道土地改良事業費	41,584,497
北海道農用地開発事業費	17,307,332
北海道特定地城農業開拓事業費	3,180,500
北海道土地改良事業等工事諸費	4,609,791
北海道造林事業費	3,387,420
北海道大型魚礁設置等事業費	1,765,700
北海道離島簡易水道施設整備費	576,000
北海道災害復旧事業工事諸費用	35,000
農林漁業用揮発油税財源負担費	47,200
北海道農道整備事業費	4,033,077
北海道特定開発事業推進調査費	300,000
計	
防衛本庁	316,836,058
防衛本庁	783,976,150
武器車両等購入費	92,823,558
航空機購入費	129,185,369
艦船建造費	10,263,872
昭和46年度甲IV型警備艦建造費	3,493,774
昭和47年度乙型警備艦建造費	1,135,358
昭和47年度潜水艦建造費	2,477,305
昭和48年度甲IV型警備艦建造費	4,312,261
昭和48年度乙型警備艦建造費	1,065,161
昭和48年度潜水艦建造費	4,793,300
昭和49年度甲Ⅲ型警備艦建造費	1,804,465
昭和50年度甲Ⅲ型警備艦建造費	369,250
昭和50年度潜水艦建造費	256,064
施設整備費	30,265,292
装備品等整備諸費	118,086,295

環境保全総合調査研究促進調整費	環境保全総合調査研究促進調整費	計	13,864,455
科学技術庁	科学技術庁	計	440,000
科学技術振興費	科学技術振興費	計	169,771
科学技術研究促進調整費	科学技術研究促進調整費	計	9,901,593
科学技術試験研究所施設費	科学技術試験研究所施設費	計	1,108,657
放射能調査研究	放射能調査研究	計	728,127
国立機関原子力試験研究促進費	原子力平和利用研究促進費	計	80,515,635
海洋開発調査研究促進費	海洋開発調査研究促進費	計	1,525,049
科学技術試験研究促進調整費	科学技術試験研究促進調整費	計	1,600,000
科学技術振興費	科学技術振興費	計	69,783,586
科学技術研究促進調整費	科学技術研究促進調整費	計	72,160
科学技術研究促進調整費	科学技術研究促進調整費	計	3,513,323
科学技術研究促進調整費	科学技術研究促進調整費	計	12,108,338
科学技術研究促進調整費	科学技術研究促進調整費	計	314,311
経済企画庁	経済企画庁	計	200,000
政策推進調査調整費	政策推進調査調整費	計	5,000,000
経済研究所	経済研究所	計	129,793,734
科学技術庁	科学技術庁	計	1,197,437,799
防衛施設厅	防衛施設厅	計	12,725,714
施設運営等関連諸費用	施設運営等関連諸費用	計	5,073,709
提供施設移設整備費	提供施設移設整備費	計	96,404,839
相互防衛援助協定交付金	相互防衛援助協定交付金	計	15,519,344
防衛施設厅	防衛施設厅	計	70,128
研究開発費	研究開発費	計	12,143,441
施設整備等附帯事務費	施設整備等附帯事務費	計	986,884

國立機関公害防止等試験研究費	2,846,222
公害防止等調査研究費	831,880
自然公園等管理費	1,012,154
自然公園等施設整備費	2,360,702
國立公害研究所	1,342,276
計	22,687,639
冲縄開発庁	
冲縄開発庁	
冲縄振興開発計画調査費	6,222,851
冲縄保健衛生等対策諸費	68,984
冲縄農業振興費	9,508,799
冲縄開発事業指導監督費	659,251
揮発油税等財源冲縄道路整備事業費	1,830,579
沖縄開発事業費	45,750
航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費	21,200,000
農林漁業用揮発油税財源身管冲縄農道等整備事業費	41,116,199
沖縄住宅対策諸費	220,369
沖縄治水事業工事諸費	13,315
沖縄道路事業工事諸費	206,500
沖縄港湾空港整備事業工事諸費	383,700
沖縄土地改良事業工事諸費	247,642
沖縄特定開発事業推進調査費	61,260
計	100,000
国土土木厅	83,370,719
国土計画基礎調査費	9,927,183
国土調査費	2,000,000
豪雪地帯対策特別事業費	5,162,770
振興山村開発総合特別事業費	207,700
	173,125

官 告 報 (号 外)

小笠原諸島復興事業費	1,917,055
離島振興特別事業費	332,174
揮発油税等財源離島道路整備事業費	8,498,000
離島振興事業費	45,159,532
航空燃料税財源離島空港整備事業費	804,920
離島農業用揮発油税財源離島農村総合整備計画調査費	285,792
農林漁業用揮発油税財源離島農業用揮発油税財源離島農道等整備事業費	966,892
水資源開発事業費	24,364,869
國土総合開発事業調整費	10,000,000
計	109,700,062
總理府所管合計	2,382,747,850
法務本省	
法務本省費用	38,711,320
訴務	330,413
外國人登録事務	578,183
法務省施設費	7,697,794
計	47,317,710
法務総合研究所	
法務総合研究所費用	541,616
國連犯罪防止アジア地域研修協力費	107,781
計	649,397
法務局	
法務局費用	33,619,525
記務	3,043,770
諸官察官費用	36,663,295
計	41,189,236
警察庁	
警察官費用	1,418,422
檢察署	
檢察官費用	42,607,658
矯正官署	
矯正官署費用	68,348,783
正取官署	
正取官署費用	9,053,696

官 報 (号 外)

刑務所作業費	計	3,539,777
更生保護官署	更生保護導	80,942,256
地方入國管理官署	地方入國管理送	4,194,483
公安局調查委員會	公安局調查計	2,268,416
公安局安法務省	公安局安法務省	6,462,899
外務省	外務省	5,100,751
外務本省	外務本省	117,510
在公館	在公館	5,218,261
在外公館計	在外公館計	45,296
外務省所管合計	外務省所管合計	8,024,820
大藏省	大藏本省	227,931,592
大藏本省	大藏本省	26,187,923
科学的財務管理調查費	科学的財務管理調查費	45,919,548
國家公務員共濟組合連合会等助成費	國家公務員共濟組合連合会等助成費	35,033,555
國庫受入預託金利息費	國庫受入預託金利息費	4,007,446
公務員宿舍施設費	公務員宿舍施設費	111,148,472
大藏本省	大藏本省	33,578,387
大藏本省	大藏本省	2,763,885
大藏本省	大藏本省	36,342,272
外務省所管合計	外務省所管合計	147,490,744
	省費	25,110,859
	公務員宿舍施設費	180,000
	國庫受入預託金利息費	13,938,348
	公務員宿舍施設費	5,121,000
	大藏本省	1,039,397,151
	大藏本省	23,603,346

昭和五十年三月四日 衆議院会議録第10号(二) 昭和五十年度一般会計予算及び同報告書

一一〇

文部省所轄機関	文化功労者年金	314,400
	義務教育費国庫負担金	1,284,446,000
	義務学校教育費国庫負担金	22,419,052
	義務教育教科書費	27,496,386
	初等中等教育助成費	25,818,151
	産業教育費	10,901,772
	科 學 振興費	18,988,647
	公立大學等助成費	2,807,667
	公 育 費	35,539,590
	英事業費	1,709,185
	南極地域観測事業費	
	社会教育費	
	体育振興費	14,043,260
	体力施設整備費	2,296,064
	学校施設費	10,009,362
	私立学校助成費	9,148,562
	公立文教施設災害復旧費	117,413,446
	公立文教施設整備費	207,358,000
	公立文教施設運営費	62,000
	國立学校施設費	494,589,947
	國立学校施設費	66,595,529
	計	2,374,078,028
文部本省所轄研究所	文部本省所轄研究所	3,175,766
文部本省所轄研究所施設費	文部本省所轄研究所施設費	502,843
國立社會教育研修所	國立社會教育研修所	118,830
日本學士院	日本學士院	312,498
國立青少年教育施設運営費	國立青少年教育施設運営費	1,864,180
國立青少年教育施設整備費	國立青少年教育施設整備費	2,373,534
	計	8,347,651
文化化	文化化	2,938,686

文化振興費	2,780,664
文化財保存事業費	5,945,183
文化財保存施設整備費	5,030,508
国立博物館施設費	1,511,176
国立博物館施設費	208,568
国立美術館施設費	844,798
国立美術館施設費	1,356,983
文化庁研究所施設費	259,248
文化庁研究所施設費	228,396
日本芸術院	21,173,310
計	2,403,598,989
厚生省	
厚生本省	
厚生生本省	26,923,592
厚生統計調査研究費	1,261,801
保健衛生諸科保結原核医療費	6,125,972
保健衛生施設整備費	30,527,826
精神衛生費	3,849,259
精神障害対策費	66,541,683
精神衛生費	24,025,035
精神衛生費	84,919,381
精神衛生費	44,529,985
国立病院及療養所施設費	2,199,630
生活保護費	534,746,981
身体障害者保護費	16,170,683
老人福祉費	224,360,918
人保費	1,394,157
福祉施設整備費	7,631,296
社会福祉施設整備費	52,951,993

災害救助等諸費	852,976
児童保護費	271,486,650
特別児童扶養手当等給付諸費	12,244,445
母子福祉費	1,630,000
児童扶養手当給付諸費	26,452,693
社会保険国庫負担金	420,155,348
健康保険組合補助費	3,048,891
厚生年金基金等助成費	932,618
国民健康保険助成費	1,062,076,182
国民年金国庫負担金	764,691,356
遺族及留守家族等援護費	65,172,362
環境衛生施設整備費	57,382,096
農業者年金実施費	456,751
児童手当国庫負担金	65,009,465
計	3,879,762,025
厚生本省試験研究機関	
厚生本省試験研究所	5,881,726
血清等製造及検定費	368,892
計	6,200,618
検疫所	
国立らい療養所	2,699,631
国立らい療養所運営費	12,930,578
国立らい療養所施設費	1,150,000
計	14,080,578
国立更生援護機関	
国立更生援護所運営費	2,515,743
国立更生援護所施設費	74,627
計	2,590,270
地 方 医 务 局	
地 方 医 务 局	730,531
麻薬取締官事務所	665,038
厚 生 省 所 管 合 計	3,906,728,741

昭和五十年三月四日 衆議院会議録第十号(二) 昭和五十年度一般会計予算及び同報告書

一一四

農林水產技術會議	農用地開發事業費	31,011,578
特定地域農業開発事業費	11,671,357	
農林漁業用機器油稅財源身替	16,417,247	
農道整備事業費	48,814,400	
農業施設災害復旧事業費	680,000	
農業施設灾害関連事業費		
	計	918,933,986
農林本省試験研究機關	農林水產技術會議費	688,864
農林本省検査指導機関	農林水產業技術振興施設費	6,203,557
	農林水產業技術振興施設費	2,057,972
	計	8,950,193
農林本省試験研究所	農林本省試験研究所	19,394,270
農林本省検査指導所	農林本省検査指導所	12,390,100
	農林本省検査指導所	936,576
	計	13,326,776
地方農政局	地方農政局	37,291,433
	海岸事業工事諸費用	158,469
	土地改良事業等工事諸費用	7,816,417
	農業施設災害復旧事業工事諸費用	100
	計	45,266,019
北海道統計情報事務所	北海道統計情報事務所	2,613,250
糧食局	糧食局	1,440,546
	糧食管理費	811,484,445
	計	812,924,991
林野厅	林業振興費	1,618,694
	林業事業指導監督事業費	19,898,029
	山林事業費	35,505
	計	56,467,544
	林野厅	14,520,720

昭和五十年三月四日 衆議院会議録第十号(二) 昭和五十年度一般会計予算及び同報告書

一一六

工業再配置促進対策費	11,632,253
民間輸送機振興開発費	9,636,116
電子計算機産業振興対策費	14,579,795
情報処理振興対策費	2,574,148
織維工業構造改善対策費	168,088
臨時織維産業特別対策費	1,086,166
工業用水道事業費	15,579,000
計	110,619,588
通商産業本省検査機関	
工 業 技 術 院	
通商産業本省検査所	
工 業 技 術 院	
鉱工業技術振興費	2,247,008
大型工業技術研究開発費	1,213,567
大型工業技術研究施設費	10,059,740
新エネルギー技術研究開発費	11,602,973
新エネルギー技術研究施設費	448,297
工業技術院試験研究所施設費	3,615,287
工業技術院試験研究所	88,810
資源エネルギー庁	16,421,388
資源エネルギー庁	705,173
資源エネルギー庁	44,155,230
地下資源対策費	3,711,271
特 中 小 企 業 計	4,450,889
特 中 小 企 業 対 策 計	8,162,160
許 庁 費	11,508,731
特 中 小 企 業 対 策 計	579,617
通 商 產 業 局	101,645,911
通 商 產 業 局	102,225,528
通 商 產 業 局	9,106,436
商工鉱業統計調査費	250,764
計	9,337,200

運輸省	鉄山保安監督官署 通商産業省所官合計	1,036,160 289,291,605
運輸本省	運輸本省 海運助成費	32,599,018 14,919,172
本船再保險特別会計整理諸費	日本國有鐵道事業助成費	188,104
日本鐵道建設公團事業助成費	本州四国連絡橋公團事業助成費	268,419,296
地方鐵道軌道整備助成費	地方鐵道軌道整備助成費	76,288,261
觀光事業費	觀光事業指導監督監督費	1,262,738
港灣等事業指導監督監督費	港灣等事業指導監督監督費	30,820,519
海岸事業工事費	海岸事業工事諸費	1,491,823
海港外貿埠頭公司出資費	海港外貿埠頭公司出資費	145,828
航空機燃料稅財源空港整備費	航空機燃料稅財源空港整備費	13,387,000
港灣施設災害復旧事業費	港灣施設災害復旧事業費	28,000
港灣災害復旧事業工事諸費用	港灣災害復旧事業工事諸費用	96,816,105
港灣施設災害復旧事業工事諸費用	港灣施設災害復旧事業工事諸費用	1,900,000
港灣施設災害復旧事業工事諸費用	港灣施設災害復旧事業工事諸費用	20,064,066
港灣施設災害復旧事業工事諸費用	港灣施設災害復旧事業工事諸費用	14,945,802
港灣施設災害復旧事業工事諸費用	港灣施設災害復旧事業工事諸費用	2,205,500
港灣施設災害復旧事業工事諸費用	港灣施設災害復旧事業工事諸費用	2,000
港灣施設災害復旧事業工事諸費用	港灣施設災害復旧事業工事諸費用	5,100
計	計	575,488,932
運輸本省試驗研究機關	運輸本省試驗研究所費	3,158,331
運輸本省試驗研究機関	運輸本省試驗研究所施設費	481,925
運輸本省教育機關	運輸本省教育機關	3,640,256
運輸本省建設局	運輸本省建設局	9,533,028
海港建設局	海港建設局	6,365,115
海港建設局	海港建設局	2,041,680

報 (号外)

昭和五十年三月四日
衆議院会議録第十一号(二)
昭和五十年度一般会計予算及び同報告書

(外) 報 告

勞 動 統 計 調 査 費	428,367
勞 動 者 災 害 补 償 保 險 費	2,000,000
勞 動 者 青 少 年 福 祉 施 設 整 備 費	392,500
失 業 対 策 事 業 費	55,211,000
特 定 地 域 開 發 就 勤 事 業 費	4,394,000
職 業 転 換 対 策 事 業 費	10,674,445
政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当 金 費	1,035,300
雇 用 保 險 国 庫 負 担 金 費	103,463,000
職 業 訓 練 費	4,141,516
職 業 訓 練 校 施 設 整 備 費	346,579
農 業 者 転 勤 対 策 費	405,615
計	201,899,615
勞 動 本 省 研 究 機 關 會 会 所	346,841
中 央 労 動 委 員 會	473,131
公 共 企 業 体 等 労 動 委 員 會	568,746
勞 動 保 護 官 署	16,011,580
勞 動 統 計 調 査 費	94,247
職 業 安 定 官 署	16,105,827
職 業 安 定 官 署 計	33,222,507
農 業 者 転 勤 対 策 費	184,689
計	33,407,196
勞 動 省 所 管 合 計	252,301,356
建 設 省	
建 設 本 省	
建 設 本 省	15,053,261
官 厅 常 繕	19,139,000
土 地 区 画 整 理 組 合 貸 付 費	2,100,000
河 川 管 理 理 事 會	926,187
河 川 管 理 施 設 整 備 費	122,091

(外) 報 告

35

河川歎害復旧事業費	365,000	
市街地再開発事業費補助	2,555,965	
建設事業指導監督費	514,689	
宅地開発公団基金造成交付金	5,000,000	
治水事業費	286,830,373	
急傾斜地崩壊対策事業費	4,800,000	
海岸事業工事費	10,861,500	
海岸事業工事費 揮発油税等財源道路整備事業費	940,000	
道路整備事業費	677,507,000	
住宅建設事業費	123,536,000	
住宅対策費	207,043,939	
都市計画事業諸費	67,479,611	
都市計画事業費	196,087,398	
都市計画事業諸費	987,000	
河川等災害復旧事業費	150,020,800	
河川等災害復旧事業費	1,856,000	
都市災害復旧事業費	50,000	
河川等災害関連事業費	26,264,000	
計	1,789,980,714	
國 土 地 理 院		
建設本省試験研究機関		
地 方 建 設 官 署		
國 土 地 理 院	5,050,166	
建設本省試験研究所	2,033,929	
地 方 建 設 官 署	8,849,480	
道路災害復旧事業工事諸費	2,000	
公 國 事 業 工 事 諸 費	121,602	
計	8,973,082	
建 設 省 所 管 合 計	1,816,047,391	
自 治 省	3,940,043	
自 治 省	自 治 本 省	自 治 本 省

(外)号報四

衆議院議員及參議院議員補欠等選舉費		42,000
地方交付税交付金		4,408,640,000
臨時沖繩特別交付金		20,900,000
交通安全対策特別交付金		49,594,592
地方債元利助成費		7,027,288
地方公営企業助成費		17,709,272
国有提供施設等所在市町村助成交付金		8,600,000
施設等所在市町村調整交付金		3,200,000
消防厅	計	4,519,653,195
消防厅	消防施設等整備費補助	2,147,174
消防研究所	消防研究	6,804,198
計		280,052
自治省所管合計		9,231,424
歳出総計		4,528,884,619
歳出総計		21,288,800,073

乙号 繼続費			年割額					事由	
所管	組織	項目	総額	昭和50年度 (千円)	昭和51年度 (千円)	昭和52年度 (千円)	昭和53年度 (千円)		
総理府	防衛本庁	昭和50年度甲型警備艦建造費	39,545,722	369,250	10,368,230	4,613,143	15,209,777	8,985,322	甲型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
		昭和50年度潜水艦建造費	23,724,117	256,064	5,355,230	6,474,904	4,818,799	6,819,120	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

官 報 (号 外)

37

		(外) 報 価
防衛本庁	(項) 防衛本庁のうち 教育訓練機械費	農林漁業用揮発油税財 源身管北海道農道等整備事業費
科学技術庁	(項) 環境厅のうち 不動産購入費	科学技术庁試験研究所のうち 試験研究設備整備費
冲縄開発庁	(項) 冲縄開発庁のうち 冲縄教育振興事業費	試験研究設備整備費
防衛施設庁	(項) 調達労務管理事務費のうち 特別給付金	自然公園等施設整備費のうち 施設施工旅費
	研究用機械器具費	自然公園施設整備費のうち 施設施工旅費
	施設運営等関連諸費	国民公園施設整備費
	提供施設移設整備費	自然公園等施設整備費補助金
	(項) 築波研究学園都市共同利用施設費	鳥獣保護施設整備費補助金
	特別研究促進調整費	冲縄教育振興特別事業費補助費
	海洋開發調査研究促進費	沖縄保健衛生等対策諸のうち 伝染病院隔離病舍施設整備費補助金
	海洋開發技術研究委託費	公的医療機関施設整備費補助金
	原子力平和利用研究促進費	へき地診療所施設整備費補助金
	原子力平和利用研究委託費	
	原子力平和利用研究委託費	
	國立機関原子力試験研究費	
	放射能調査研究費	

医療福祉センター施設整備費補助金	小笠原諸島復興事業費補助
搬送油船等助源沖縄道路整備事業費	離島振興特別事業費
沖縄開発事業費	離島振興事業費
航空機燃料財源沖縄空港整備事業費	離島振興事業費
農林漁業用機器油税財源身替沖縄農道等整備事業費	航空機燃料財源離島空港整備事業費
沖縄住宅対策諸費	農村総合整備計画調査費
沖縄治水事業工事諸費のうち超超過勤務手当費	農林漁業用機器油税財源身替離島農道等整備事業費
工事費のうち超超過勤務手当費	水資源開発事業費
沖縄道路事業工事諸費のうち超超過勤務手当費	(項) 法務省施設費のうち施設施工厅
工事費のうち超超過勤務手当費	法務省施設費のうち施設施工厅
沖縄港湾空港整備事業のうち超超過勤務手当費	法務官署施設費
工事費のうち超超過勤務手当費	不動産購入費
沖縄土壌改良事業工事のうち超超過勤務手当費	費賃費
工事費のうち超超過勤務手当費	協力費
國土庁のうち防災集団移転促進事業費補助金	(項) 経済協力費のうち經濟開発計画実施設計等委託費
國土計画基礎調査費	(項) 公務員宿舎施設費
豪雪地帯対策特別事業費	特殊对外債務等処理費のうち在外公館施設費
振興山村開発総合特別事業費	(項) 在外公館施設費のうち経済協力費のうち对外食糧等特別援助費
	万国博覧会記念施設整備費
	(項) 文部本省のうち海外教育協力事業等委託費(理科教育等海外協力委託費に限る。)

大型工業技術研究開発のうち 費 費		研究開発委託費		大型工業技術研究施設 新エネルギー技術研究のうち 費 費	
資源エネルギー庁		地下資源対策費のうち 費 費		研究開発委託 新エネルギー技術研究所 施設費	
道水促進対策費補助金 アジア経済研究所事業費 道水促進対策費補助金 休陥止鉱山鉱害防止工事 費用補助金 製革業公害対策費補助金 伝統的工芸品産業振興品 補助金(伝統的工芸 技術保存・研究 事業に係るも の。)	海外市場調査等事業費 助金 海外開発計画調査委託費 海外経済協力事業委託費 海外貿易開発事業費補助 金	工業再配置促進対策費のうち 工業再配置促進費補助金 民間輸送機器開発費補助金 電子計算機産業振興対 策費 電子計算機等開発促進費 補助金 民間輸送機器開発費補助金 電子計算機産業振興対 策費 電子計算機システム開発委 託費 情報処理振興事業協会事 業費補助金 生活映像情報システム開 発事業費補助金 工業用管道事業費 (項) 鉱工業技術振興費のうち 試験所特別研究費 試験所研究設備整備費 重要技術研究開発費補助	資源エネルギー庁のうち 費 費	資源エネルギー庁のうち 費 費	資源エネルギー技術研究 新エネルギー技術研究所 施設費
工 業 技 術 院					

自 治 省	消 防 庁	工 事 費
(項) 消 防 庁のうち 大震火災対策施設等整備 費補助金	消防施設等整備費補助のうち 消防施設等整備費補助金	

丁号 国庫債務負担行為

所 質	組 織	事 項	限 度 (千円)	行 为 年 度	国 庫 の 負 担 度 と な る 年 度	事 由
國 会	衆 議 院	国会施設敷地取得	650,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度 及 び 昭 和 51 年 度	国会施設敷地の取得には、その引渡しを受けるまでに多くの日数 を要するため
總 理 府	總理本府	外 国 人 恩 給	年額 2,834	昭和 50 年度	昭和 50 年度 以 降	退職した外国人の恩給受給者に対し恩給法の改正による増額措置 に準じて年金を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため
警 察 庁		電子計算機借り入れ	63,312	昭和 50 年度	昭和 51 年 度	情報処理システム用の電子計算機の借り入れには、その製作等に多く の日数を要するので、あらかじめその借入契約を結ぶ必要がある ため
北海道開発庁		通信機器購入	928,910	昭 和 50 年 度	昭和 51 年 度	情報処理システム用の通信機器のうち即時処理ディスプレイ装置 及び即時処理用制御装置並びに警視庁に設置される自動交換機の購 入には、その製作に多くの日数を要するため
		公営住宅建設事業費 補助	2,397,066	昭 和 50 年 度	昭和 50 年度 以 降 3 箇年年度以 内	公営住宅建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するもの があるため
		下水道緊急整備事業 費補助	4,320,000	昭 和 50 年 度	昭和 50 年度 以 降 5 箇年年度以 内	水質環境基準の達成のため緊急に整備を要する公共下水道事業に ついては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費 の一部に対する補助金を 5 箇年度にわたって交付する旨の決定を行 う必要があるため
農用地開発事業		225,000	昭 和 50 年 度	昭和 50 年度 以 降 3 箇年年度以 内	中川中央地区の普平排水機場の建設工事及びこれに附帯する工事 には、多くの日数を要するものがあるため	
教育訓練用器材購入		4,956,815	昭 和 50 年 度	昭和 50 年度 以 及 び 昭 和 51 年 度	教育訓練用器材のうち 35 ミリ二連装高射機関砲用射撃訓練装置 等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため	
武 器 購 入		25,418,390	昭 和 50 年 度	昭和 50 年度 以 降 3 箇年年度以 内	武器のうち戦車、装甲車等の購入には、その生産又は輸入に多く の日数を要するため	
通 信 機 器 購 入		5,616,947	昭 和 50 年 度	昭和 50 年度 以 降 3 箇年年度以 内	通信機器のうち航空警戒管制基地用通信機器等の購入には、その 生産又は輸入に多くの日数を要するため	

消防施設等整備費補助金
(消防施設等及び消防防
災無線通信施設整備に係
るものに限る。)
消防支員待機宿舎施設整
備費補助金

	弾薬購入	16,449,164	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内 降 3 箇年度以内	弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
諸器材購入		7,224,434	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内 降 3 箇年度以内	諸器材のうち航空機用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
航空機購入		120,562,030	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内 降 4 箇年度以内	航空機のうち戦闘機 F-4 E J 等 64 機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
艦船建造		12,451,201	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内 降 3 箇年度以内	艦船のうち中型掃海艇等 5 隻の建造には、多くの日数を要するため
施設整備		5,720,439	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度 降 3 箇年度以内	施設の整備のうち教育施設等の整備には、多くの日数を要するものがあるため
装備品等整備		63,269,754	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内 降 3 箇年度以内	装備品等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
研究開発		6,908,788	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度 降 3 箇年度以内	研究開発のうち雪上車等の試作に必要な資材等の生産又は研究には、多くの日数を要するため
提供施設移設整備		17,721,494	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度 降 3 箇年度以内	那覇空軍軍事補助施設ほか 1 箇所の移設工事には、多くの日数を要するものがあるため
理化研究所出資		268,340	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度 降 4 箇年度以内	理化研究所における重イオノン加速器施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるため、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
宇宙開発事業団出資		59,459,650	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内 降 4 箇年度以内	宇宙開発事業団におけるロケット及び人工衛星の開発並びにロケット打上げ施設の整備等の資金に充てるための国の出資については、その開発、整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
日本原子力研究所出資		10,391,330	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内 降 4 箇年度以内	日本原子力研究所における核融合研究装置、安全性研究施設その他の研究施設の整備等の資金に充てるための国の出資については、その整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
動力炉・核燃料開発事業団出資		13,491,700	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内 降 4 箇年度以内	動力炉・核燃料開発事業団における新型転換炉原型炉の附帯設備の整備等の資金に充てるための国の出資については、その整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため

(外) 報 告

				航空宇宙研究施設整備	172,581	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	航空宇宙技術研究所における液体水素ロケットエンジン要素試験施設の整備には、多くの日数を要するため
				防災科学技術研究設備整備	150,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	国立防災科学技術センターにおける地震計測装置の整備には、多くの日数を要するため
				公立学校施設整備費補助	1,334,758	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
				児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助	181,611	昭和 50 年度	昭和 50 年度以 降 3 餘年度以内	児童生徒急増市町村の公立小中学校施設特別整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を 3 餘年度にわたって交付する旨の決定を行なう必要があるため
				水道水源開拓等施設整備費補助	960,282	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	水道水源開拓等施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
				工業用水道事業費補助	267,453	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	工業用水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
				在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 412,020	昭和 50 年度	昭和 50 年度以 降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入には、その契約期間を 1 餘年以上とする必要があるため
				公務員宿舎建設	15,208,956	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	公務員宿舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
				文部省文部本省	1,105,600	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	国立婦人教育会館(仮称)の施設の整備には、多くの日数を要するため
				義務教育教科書購入	22,125,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 51 年度の小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。)の児童及び中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学校を含む。)の生徒に係る昭和 51 年度前期用の教科書の購入には、その完了までに多くの日数を要するため
				国立競技場施設整備	330,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	国立競技場の施設の整備には、多くの日数を要するため

(外) 務 省 収 支

公立学校施設整備費 補助	27,309,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
児童生徒急増市町村 公立小中学校施設特別整備事業費補助	24,540,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以 降 3 箇年度以内	児童生徒急増市町村の公立小中学校施設特別整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を 3 箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため
文部本省所轄機 関	376,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	国立科学博物館施設整備
厚 生 省	519,913	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	国立青少年教育施設整備
農 林 省	2,503,058	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	国立衛生試験所施設整備
農林本省	300,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以 降 5 箇年度以内	土地改良事業関連受託工事
国営かんがい排水事業	3,500,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以 降 5 箇年度以内	吉野川北岸地区原幹線隧道の建設工事ほか 1 件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
農用地開発事業	660,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	坂井北部地区新江導水路の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
農業用施設災害復旧事業費補助	3,700,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 49 年に発生した災害に係る農業用施設復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農地災害復旧事業費 補助	700,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 49 年に発生した災害に係る農地復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
海岸保全施設災害復 旧事業費補助	40,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 49 年に発生した災害に係る海岸保全施設復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
治山施設災害復旧事 業費補助	300,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 49 年に発生した災害に係る治山施設復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

(外) 案

49

水産庁	林道施設災害復旧事業費補助	300,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 49 年に発生した災害に係る林道施設復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
水産庁	調査船建造	933,690	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	水産研究所における調査船の代船建造には、多くの日数を要するため
水産庁	漁船積荷再保険金支払資金補助	246,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度及び昭和 52 年度	漁船保険中央会が昭和 50 年度において試験実施する漁船積荷保険再保険事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ再保険金支払資金の不足に対し補助する旨の契約を締む必要があるため
通商産業省	漁港施設災害復旧事業費補助	400,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 49 年に発生した災害に係る漁港施設等復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
通商産業省	工業用水道事業費補助	2,931,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	工業用水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
工業技術院	太陽エネルギー新利用方式研究用の太陽炉試作	171,488	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	太陽エネルギー新利用方式研究用の太陽炉の試作には、多くの日数を要するため
運輸省	港湾施設災害復旧事業費補助	200,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 49 年に発生した災害に係る港湾施設等復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
海上保安庁	電波標識等測定船建造	2,396,326	昭和 50 年度	昭和 50 年度以降 3 年度以内	電波標識等測定船の代船建造には、多くの日数を要するため
郵政省	海底ケーブルシステム開発	174,842	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	新海底同軸ケーブルシステムの開発には、多くの日数を要するため
郵政本省	実験用静止通信衛星地上施設整備	689,400	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	実験用静止通信衛星の地上施設の整備には、多くの日数を要するため

建設省	建設本省	官 厅 営 緒	通信衛星地上施設整備	427,100	昭 和 50 年 度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	通信衛星の地上施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
官 厅 営 緒	11,139,000	昭 和 50 年 度	昭和 50 年度以 降 3 箇年度以内	九段合同庁舎ほか 20 件の建設には、多くの日数を要するものが あるため			
公営住宅建設事業費 補助	114,952,618	昭 和 50 年 度	昭和 50 年度以 降 3 箇年度以内	公営住宅建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するもの があるため			
住宅地区改良事業費 補助	11,533,575	昭 和 50 年 度	昭和 50 年度以 降 3 箇年度以内	住宅地区改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するもの があるため			
下水道事業費補助	23,760,000	昭 和 50 年 度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	多摩川流域下水道ほか 14 箇所の流域下水道事業には、その事業 を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨 の決定を行うことを要するものがあるため			
下水道緊急整備事業 費補助	83,560,000	昭 和 50 年 度	昭和 50 年度以 降 5 箇年度以内	水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業 については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業 費の一部に対する補助金を 5 箇年度にわたって交付する旨の決定を 行う必要があるため			
河川等災害復旧事業 費補助	13,100,000	昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度	昭和 49 年に発生した災害に係る河川等復旧事業には、その事業 を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨 の決定を行うことを要するものがあるため			
自 治 省 消 防 厅	空中消防試験用飛行 艇改修	440,000	昭 和 50 年 度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	空中からの消防試験を行うための飛行艇の改修には、多くの日数 を要するため		

昭和五十一年度一般会計予算に関する報告書

本予算の要旨
本予算は、昭和四十八・九両年にわたる経済の異常な混乱を収束し、我が国の経済を安定した成長の軌道に移行させることを政策の基調とし、国民生活の安定と福祉の充実に配意しつつ、その規模を極力抑制的なものとするとともに、公債発行額の縮減、租税負担の適正合理化、公共投資の抑制とその重点的配分等に留意して編成されたものである。

本予算の内容の概略は次のとおりである。

(単位未満四捨五入)

昭和五十一年度一般会計予算総額は、二十一兆二千八百八十八億円であり、昭和四十九年度当初予算総額に対し四兆一千八百九十四億円、同補正後予算総額に対し二兆九百七億円の増加となつてゐる。

歳入

1 稟税及印紙收入

一七、三四〇、〇〇〇百万円

(1) 専売納付金 四七七、七一三百万円

(2) アルコール専売事業特別会計納付金 四七七、五二二百万円

3 官業益金及官業收入

一、七五五百万円

4 政府資産整理收入

四三、一七二百万円

5 雜收入

二、〇〇〇、〇〇〇百万円

6 公債金

一、七二八、三六三百万円

7 前年度剩余金受入

六九七、七九八百万円

(2) 社会福祉費 六一六、九二三百万円
社会福祉施設入所者の生活費の引上げ等処遇の改善を行うとともに、介護を必要とする在宅の重度障害者についての月額四千円の福祉手当の創設、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の手当月額の大幅な引上げを行い、特別児童扶養手当について新たに国民年金二級障害該当児童を支給対象に加えている。

更に、ねたきり老人等に対する家庭奉仕員の増員等在宅サービスを拡充するとともに、特別養護老人ホーム、保育所その他社会福祉施設の設備の促進と保母等施設職員の給与の改善、大幅増員等運営の改善を図ることとしている。

(3) 社会保険費

二、三三七、六八七百万円

四十九年度当初予算額に対する增收見込額は、三兆五千七百八十億円である。

(4) 保健衛生対策費

一七、三四〇、〇〇〇百万円

四十九年度当初予算額に対する增收見込額は、三兆五千七百八十億円である。

(5) 教育振興助成費

二、二二六、九一九百万円

五十年度公債発行対象経費は、三兆五百二十三億六千二百万円である。

歳出

(1) 義務教育費国庫負担金 一、二八四、四四六百万円
義務教育諸学校児童生徒数の増加に伴う教職員の増加(見込み)七千八百二人のほか、第四次教職員定数改善五年計画の第二年年度分四千五百六十七人等、教職員数は、前年度に対して一万四千六百五十五人の増員を行うこととしている。

また、教員給与改善の最終年度分の財源措置として、給与の5%の一ヶ月分に相当する金額を計上している。

(2) 国立学校特別会計へ繰入 五六一、一八五百万円
相当する金額を計上している。

(3) 科学技術振興費 三二六、一四八百万円
原子力の安全研究を推進するとともに安全確保体制の整備を図ることとして、科学技術庁に原子力安全部を設けるほか、引き続き、宇宙、海洋、大型工芸技術、新エネルギー技術等時代の要請に即応した科学技術の研究開発に努めることとしている。

(4) 文教施設費 二一五、九〇三百万円
建築関係物価の上昇及び地方公共団体の超過負担の解消に配意して、建築単価の大額な是正を図っている。

(5) 教育振興助成費 二一六、八五〇百万円
私立大学等及び公立医・歯科大学等に対する助成を更に拡充するとともに、新

たに都道府県による高等学校以下の私立学校に対する経常費助成を促進するため、都道府県に対する助成措置を講ずることとしている。

(6) 育英事業費 三五、五四〇百万円
日本育英会の育英資金については、特に、大学院奨学生及び私立学校奨学生に対する貸与月額の大幅引上げ及び人員の増加を図っている。

(5) 失業対策費 一七三、七四二百万円
失業対策事業については、吸收人員を九万六千人と見込むとともに、賃金日額を二二・七%引き上げることとしている。

(2) 文教及び科学振興費 二、六四〇、〇七二百万円
(1) 義務教育費国庫負担金 一、二八四、四四六百万円
義務教育諸学校児童生徒数の増加に伴う教職員の増加(見込み)七千八百二人のほか、第四次教職員定数改善五年計画の第二年年度分四千五百六十七人等、教職員数は、前年度に対して一万四千六百五十五人の増員を行うこととしている。

また、教員給与改善の最終年度分の財源措置として、給与の5%の一ヶ月分に相当する金額を計上している。

(2) 旧軍人遺族等恩給費 六〇八、五四五百万円
恩給年額の改定については、五十年八月より二九・三%，五十一年一月より更に六・八%引き上げることとしている。

(1) 文官等恩給費 七五、〇七九百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費 六〇八、五四五百万円
恩給年額の改定については、五十年八月より二九・三%，五十一年一月より更に六・八%引き上げることとしている。

(1) 地方交付税交付金及び臨時沖縄特別交付金 四、四二九、五四〇百万円
(1) 地方交付税交付金 四、四〇八、六四〇百万円
(2) 臨時沖縄特別交付金 二〇、九〇〇百万円
5 地方交付税交付金及び臨時沖縄特別交付金 四、四二九、五四〇百万円
(1) 地方交付税交付金 四、四〇八、六四〇百万円
(2) 臨時沖縄特別交付金 二〇、九〇〇百万円
6 防衛関係費 一、三三七、三三二百万円
防衛力の整備については、最近の経済情勢等を考慮して極力抑制することとし、自衛隊の維持運営、基地周辺整備事業等の経費を計上している。

7 公共事業関係費 二、九〇九、五二二百万円
公共事業関係費については、その規模の圧縮を図るとともに、既定の各長期計画の進度の調整を図ることとしている。

なお、事業別には、住宅、上下水道、廃

与を四月から5%引き上げるための要

額を当該各項の給与費に計上している。

乗物処理施設、公園等の生活環境施設の整備に特に重点を置くとともに、治山、治水等の国土保全事業及び農業基盤等の産業基盤整備についても、予算の重点的、効率的な配分を図っている。

(1) 治山治水対策事業費

四五〇、七一〇百万円

(2) 道路整備事業費

九五六、八〇〇百万円

(3) 港湾漁港空港整備事業費

一三九、九〇二百万円

(4) 住宅対策費

二九四、六三〇百万円

(5) 生活環境施設整備費

一八三、一五三百万円

(6) 農業基盤整備費

三五九、五九二百万円

(7) 林道工業用水等事業費

七三三、七一七百万円

(8) 調整費等

一〇、四〇〇百万円

(9) 災害復旧等事業費

一四〇、七一〇百万円
一七六、七〇五百万円

9 中小企業対策費

一二七、八一五百万円

中小企業振興事業団の高度化融資等の拡充強化、中小企業經營改善資金金融資制度の

融資規模の倍増、信用補完制度の拡充強化等各般の施策を推進することとしている。

10 食糧管理費

九〇八、五九二百万円

最近における国際穀物事情、国内の需給動向等を勘案し、三十五万トンの政府保有米の在庫積増しを行うこととし、稻作転換数量を百万トンにとどめることとしている。

11 産業投資特別会計へ繰入れ

六五、三〇〇百万円

(1) 沖縄関係経費

一〇七、〇三八百万円

(2) 北方対策費

二七九百万円

(3) 青少年対策費

二九、五七五百万円

(4) 幼稚園教育振興費

一〇、九二六百万円

(5) 社会教育及び体育関係経費

三五九、五〇〇百万円

(6) 農業基盤整備費

七三三、七一七百万円

(7) 林道工業用水等事業費

一三、九四六百万円

(8) 調整費等

一〇、四〇〇百万円

(9) 災害復旧等事業費

一四〇、七一〇百万円

六三、九八八百万円

イ 麦、大豆、飼料作物等生産振興対策費

一八、六六九百万円

ウ 農林産物備蓄対策費

二、二三八百万円

(8) 生鮮食料品流通等対策費

三五、一一〇百万円

(9) 林業振興費

一九、六〇五百万円

(10) 水産業振興費

一三、八二七百万円

(11) 次林業構造改善事業の事業実施に対する助成するところに、新たに百三十地域を計画地域として指定し、事業計画の樹立について助成することとしている。

(12) 次林業構造改善事業の事業実施に対する助成するとともに、新たに百三十地域を計画地域として指定し、事業計画の樹立について助成することとしている。

(13) 沿岸漁場の整備開発については、新たに幼稚仔保育場造成事業等について助成することとしている。また、漁業災害補償制度の実施については、養殖共済の対象として新たにたい養殖業を加える等制度の充実を図ることとしている。

(14) 日本国有鉄道事業助成費

二六八、四一九百万円

(15) 日本国有鉄道特別利子補給金については、五十年度において見込まれる収入不

(16) 文化関係費

二一、一七三百万円

(17) 総合農政費

一一、一八九、五二九百万円

額を当該各項の給与費に計上している。

13 予備費

三〇〇、〇〇〇百万円

二 本予算の可決理由

本予算は、昭和四十八・九年にわたる経済の異常な混乱を収束し、我が國經濟の安定した成長軌道への移行を達成するため、物価の抑制、国民生活の安定、福祉の充実等を目標として、各般の施策を推進しようとするもので、これを妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党及び公明党の共同提案にかかる小林進君外十四名提出並びに民社党の小平忠君外一名提出の「昭和五十年度一般会計予算、昭和五十年度特別会計予算及び昭和五十年度政

府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

昭和五十年三月四日

予算委員長 荒船清十郎

衆議院議長 前尾繁二郎殿

右

国会に提出する。

昭和五十年度特別会計予算

昭和五十年一月二十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和50年度特別会計予算

卷之三

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和50年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

電源開発促進対策
造幣局
總理府、大藏省及小通商産業省所管
大藏省所管

機械類信 用保険
自動車損害賠償責任再保
港自空郵 港車港政 整查整事 備錄備業
郵政省所管 運輸省所管

外)

官報

54

特 別 会 計	限 度	額
国 立 学 校		3,000,000千円
国 立 病 院	病 院 勘 定	1,000,000 1,000,000
国 有 林 野 事 業	国 有 林 野 事 業 勘 定	2,000,000 2,000,000
特 定 土 地 改 良 工 事		1,000,000
港 湾 整 備	港 湾 整 備 勘 定	5,000,000 1,000,000
道 路 整 備		2,000,000
水 治	治 水 勘 定	10,000,000 2,000,000

(借入金の限度額)

第7条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度	額
産 業 投 資	「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外債資金等の償還に関する特別措置法」第2条第3項	2,000,000 千円	
交 付 税 及 び 講 約 税 配 付 金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」附則第3項	167,960,000	

特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度	額
産 業 投 資	「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外債資金等の償還に関する特別措置法」第2条第3項	2,000,000 千円	
交 付 税 及 び 講 約 税 配 付 金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」附則第3項	167,960,000	
特 定 国 有 財 產 整 備	「特定国有財産整備特別会計法」第12条第2項	石炭勘定 17,000,000	
石 炭 及 び 石 油 对 策	「石炭及び石油対策特別会計法」第13条第2項	石油勘定 5,000,000	
特 定 国 有 財 產 整 備	「特定国有財産整備特別会計法」第13条第2項	石炭勘定 17,000,000 石油勘定 5,000,000	3,000,000
国 立 学 校	「国立学校特別会計法」第9条第3項		2,000,000
国 立 病 院	「国立病院特別会計法」第9条第3項	病院勘定 3,000,000 療養所勘定 4,000,000	20,000,000
国 有 林 野 事 業	「国有林野事業特別会計法」第6条第4項		2,000,000
アルコール専売事業	「アルコール専売事業特別会計法」第6条第3項		2,000,000
輸 出 保 險	「輸出保険特別会計法」第12条第4項		7,000,000
機 械 類 信 用 保 险	「機械類信用保険特別会計法」第13条第3項		1,000,000
自 動 車 檢 查 登 録	「自動車検査登録特別会計法」第11条第3項		500,000
空 港 整 備	「空港整備特別会計法」第9条第2項		2,500,000
郵 政 事 業	「郵政事業特別会計法」第17条第2項		24,710,000
都 市 開 発 資 金 銀 通	「都市開発資金金融通特別会計法」第13条第3項		150,000

2 食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、2,600,000,000千円とする。
(給与総額)

第9条 次に掲げる各特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して昭和50年度において支給する給与（職員俸給、扶養手当、調整手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、宿日直手当、期末手当、獎励手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関等派遣職員給与その他各省各局の長が大蔵大臣と協議して定める手当をいう。）の総額は、次のとおりとする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要な生じた場合、第1条（一時借入金等の最高額）

第8条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及

び繰替金（「国庫余裕金の繰替使用に関する法律」第1条の規定によるものを含む。）の最高額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	最 高 額
電 源 制 全 促 進 対 策	「電源制全促進対策特別会計法」第11条第2項	1,000,000 千円
印 刷 局	「印刷局特別会計法」第6条第3項	500,000
外 国 為 替 資 金	「外国為替資金特別会計法」第4条第2項	4,500,000,000
産 業 投 資	「産業投資特別会計法」第13条第3項 第2項	14,000,000
交 付 税 及 び 講 約 税 配 付 金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」第13条 第2項	167,960,000
石 炭 及 び 石 油 对 策	「石炭及び石油対策特別会計法」第12条第2項	石炭勘定 17,000,000 石油勘定 5,000,000
特 定 国 有 財 產 整 備	「特定国有財産整備特別会計法」第13条第2項	3,000,000
国 立 学 校	「国立学校特別会計法」第9条第3項	2,000,000
国 立 病 院	「国立病院特別会計法」第9条第3項	病院勘定 3,000,000 療養所勘定 4,000,000
国 有 林 野 事 業	「国有林野事業特別会計法」第6条第4項	2,000,000
アルコール専売事業	「アルコール専売事業特別会計法」第6条第3項	2,000,000
輸 出 保 險	「輸出保険特別会計法」第12条第4項	7,000,000
機 械 類 信 用 保 险	「機械類信用保険特別会計法」第13条第3項	1,000,000
自 動 車 檢 查 登 録	「自動車検査登録特別会計法」第11条第3項	500,000
空 港 整 備	「空港整備特別会計法」第9条第2項	2,500,000
郵 政 事 業	「郵政事業特別会計法」第17条第2項	24,710,000
都 市 開 発 資 金 銀 通	「都市開発資金金融通特別会計法」第13条第3項	150,000

第1項若しくは第2項の規定により給与を支出する場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会

の勘定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を受けて、経費の移用若しくは流用、予備費の使用又は第11条第1項若しくは第2項の規定による経費の増額により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

造 印 刷 局	4,997,584千円
国 有 林 野 事 業	18,773,911
アルコール専売事業	99,389,932
郵 政	3,122,361

(特別給与の支出)

第10条 前条に規定するもののはか、郵政事業特別会計において、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を受け、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和50年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

2 前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の移用又は流用によるもののか、経費の増額については、「郵政事業特別会計法」第26条及び「財政法」第36条の規定の例による。

(歳入歳出予算の弾力条項)

第11条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費を増額することができる。

特 別 会 計	要 件	経 費
1 造幣局、印刷局	注文品の製造数量の増加又は原材料の値上がり等に伴う完渡価格の変更による収入の増加	製造及び完渡のため直接必要な経費
2 資 金 運 用 部	郵便貯金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加	預託金利子に必要な経費
3 国 債 整 理 基 金	国債、借入金、一時借入金又は短期証券の償還金、利子、割引料並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計、日本国有鉄道又は農林漁業金融公庫からの受入金の増加	債務償還費、利子及び割引料等に必要な経費
4 貨 金 属	金地金の売渡数量の増加又は金地金の値上がり等に伴う完渡価格の変更による収入の増加	金地金の購入のため直接必要な経費

(外 取 手)

5 地 震 再 保 険	再保險金支払に必要な借入金その他の収入の増加	再保險金支払に必要な経費
6 交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金	地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税及び特別個人税の収入の増加	地方譲与税譲与金に必要な経費
7 石 炭 及 び 石 油 対 煉 (石炭勘定に限る。)	原重油関税收入その他の収入の増加	炭鉱整理促進費補助金及び炭鉱離職者就職促進手当に必要な経費
8 国 立 学 校	附属病院収入その他の収入の増加	当該事業量の増加のため直接必要な経費
9 国 立 病 院	病院勘定における病院収入又は療養所勘定における療養所収入の増加	それぞれの勘定の事業量の増加のため直接必要な経費
10 あ へ ん	あへんの値上がりに伴う完渡価格の変更による収入の増加	あへんの購入のため直接必要な経費
11 厚 生 保 険、國民年金 保 険、國民年金	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加	保険給付に必要な経費
12 厚 生 保 険	業務勘定における児童手当拠出金の収入の増加	業務勘定における児童手当勘定への繰入れに必要な経費
13 船 員 保 険	児童手当拠出金収入の増加	厚生保険特別会計児童手当勘定への繰入れに必要な経費
14 国 民 年 金	業務勘定における印紙完納収入の増加	業務勘定における国民年金勘定への繰入れに必要な経費
15 農 業 共 濟 再 保 険、漁船再保険及 漁業共済保険	再保險料又は保険料収入の増加	再保險金又は保険金に必要な経費
16 国 有 林 野 事 業 (国有林野事業勘定に限る。)	業務収入の増加	立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新植事業の事業量の増加のため直接必要な経費

17 事業 アルコール専売	原材料の販賣数量の増加又は 格の変更による収入の増加	アルコールの販賣、製造又は売渡 しのため直接必要な経費
18 責任再保険 自動車損害賠償	再保險料収入、保険料収入又は賦 課金収入の増加	再保險金、保険金又は保障金に必 要な経費
19 自動車検査登録	検査登録印紙収入の増加	検査、登録又は指定の件数の増加 に伴う事務量の増加のため直接必 要な経費
20 郵便貯金 郵便貯金の受入額の増加等に伴う 収入の増加	郵便貯金の利子、定期貯金割増金 又は郵政事業特別会計への繰入れ に必要な経費	
21 簡易生命保険及 郵便年金	契約者の増加等による保険勘定に おける保険料収入の増加又は年金勘 定における掛金収入の増加	保険勘定における保険金若しくは 郵政事業特別会計への繰入れ又は 年金勘定における年金若しくは郵 政事業特別会計への繰入れに必要 な経費
22 郵政事業	業務外収入以外の収入の増加	当該収入に対応する業務に直接必 要な経費
23 労働保険	業務外収入の増加	業務外支出に必要な経費
24 都市開発資金金融 通	収入の増加	収入の増加

- 2 造幣局特別会計において、予算において予定した数量をこえる補助貨幣の製造により又は原材料の値上がり等に伴う補助貨幣の製造費の増加によりその製造に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、補助貨幣回収準備資金からこの会計の歳入に組み入れることができる。
- 3 食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 国内麦管理勘定において、国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく増加するため、国内麦買入費又は国内麦管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (2) 国内麦管理勘定において、国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく減少することにより、輸入食糧管理勘定において、予算において予定した数量を著しくこえて輸入食糧を買い入れる必要が生じたため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるとき。
- (3) 業務勘定において、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費 (これらの経費の支出に伴い必要となる経費を含む。以下次項において同じ。)に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (4) 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、業務勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額。ただし、当該不足が前号に規定する事由により生ずる場合には、当該不足する勘定以外の勘定の業務勘定への繰入れに必要な経費について、当該不足する勘定の当該経費の増額分に相当する額を減額しなければならない。
- (5) 調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (6) 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料又は業務の各勘定において、調整勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (7) 調整勘定において、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定における経費の財源の不足をうめるため、当該各勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。当該各勘定のその不足額を限度とする当該各勘定への繰入れに必要な経費の増額
- 4 國立学校、國立病院、國民年金（福祉年金勘定に限る。）、國有林野事業（治山勘定に限る。）、特
定土地改良工事、港湾整備、空港整備、道路整備及び治水の各特別会計において、一般会計からの
受入金（当該受入金に開港して増加する収入を含む。）又はその他の収入（借入金を除く。以下この
項において同じ。）が予算額に比して増加する場合には、第1項の規定によるもののほか、当該増加
額の範囲内で、事業のため直接必要な経費（その他の収入が増加する場合にあっては、やむを得な
い事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費に限る。）の支出に充てるた
め、当該特別会計の経費を増額することができる。
- 5 前各項の規定により経費を増額する場合においては、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4
項（郵政事業特別会計にあつては、同特別会計法第26条）並びに第36条の規定の例による。この場
合において、第1項第22号に掲げる経費の増額については、大蔵大臣の承認を受けなければならな
い。
- （予算の移用）
- 第12条「財政法」第33条第1項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる
場合は、第1表から第3表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間ににおいて相互に移用する

場合とする。

第1表 特別会計(勘定区分のある特別会計にあっては、各勘定)の各項の間の移用

特 別 会 計	勘 定	移用することができる項
資金運用部、外國為替資金、石炭及び石油対策、国立学校、厚生保険、船員保険、国立病院、国民年金、特定土地改良工事、自動車損害賠償責任再保険、自動車検査登録、郵政事業、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金、労働保険、都市開発資金金融通	各 項	

第2表 特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特 別 会 計	勘 定	移用することができる項
食糧管理	国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料	返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項

農業共済再保険 農業、畜産、果樹、臨時耕作

国有林野事業 国有林野事業費と国有林野治山事業費

港湾整備 港湾整備 各 項

港湾事業費、埠頭整備資金貸付金、港湾事業等工事諸費の各項

北海道港湾事業費と北海道埠頭整備資金貸付金

特定港湾施設工事 各 項

治水 河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発公団交付金、砂防事業費、建設機械整備費、治水事業工事諸費の各項

北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道建設機械整備費の各項

特定多目的ダム建設工事 多目的ダム建設事業費と工事諸費用、治水勘定へ繰入

第3表 特別会計の一部の項の間の移用

特 別 会 計	根 拠 規 定	移 用 す る こ と が で き る 項
空 港 整 備	空港整備事業費と航空機騒音対策事業資金貸付金	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費

道路整備 港道事業費、街路事業費、建設機械整備費、日本道路公団等事業助成費、有料道路整備資金貸付金、道路事業工事諸費の各項

(保険契約の限度額)
第13条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約(再保険契約を含む。)の金額の限度は、昭和50年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度 領 域
地 震 再 保 険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払う千円べき再保険金の総額 677,500,000
中小漁業融資保証保険	「中小漁業融資保証法」第70条第5項	保険額の総額 153,000,000

特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度 領 域
地 震 再 保 険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払う千円べき再保険金の総額 677,500,000
中小漁業融資保証保険	「中小漁業融資保証法」第70条第5項	保険額の総額 153,000,000

(保険契約の限度額)
第13条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約(再保険契約を含む。)の金額の限度は、昭和50年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度 領 域
地 震 再 保 険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払う千円べき再保険金の総額 677,500,000
中小漁業融資保証保険	「中小漁業融資保証法」第70条第5項	保険額の総額 153,000,000
輸 出 保 険	「輸出保険法」第1条の7	次の各保険ごとの保険金額の総額 普通輸出保険 6,700,000,000 輸出代金保険 3,100,000,000 為替交動保険 500,000,000 輸出手形保険の保険契約に係づいて成立する保険額 1,200,000,000 輸出金融保険の保険契約に基づいて成立する保険額 7,000,000 関係委託販売輸出保険 2,000,000 海外広告保険 1,000,000 海外投資保険 400,000,000
機 械 類 信 用 保 険	「機械類信用保険法」第7条	保険金額の総額 130,000,000

(石炭及び石油対策特別会計の原重油関税収入の各勘定への帰属)

第14条 「石炭及び石油対策特別会計法」第4条の規定により昭和50年度において石炭勘定及び石油勘定の歳入に組み入れる原油及び重油等に係る関税収入(この条において「関税収入」という。)の金額は、石炭勘定にあつては関税収入の1,000分の313に相当する金額といし、石油勘定にあつては関税収入の1,000分の313に相当する金額とする。

(郵政事業特別会計の作業資産保有の最高額)

第15条 郵政事業特別会計において、「郵政事業特別会計法」第15条の規定により昭和50年度において同会計に属する現金をもつて事業上必要な作業資産を保有する最高額は、25,200,000千円とする。

(資金及び積立金の長期運用予定期)

第16条 昭和50年度における「資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する長期運用予定期額は、資金運用部資金の昭和50年度に一般会計において新たに発行される国債に対する運用420,000,000千円及び資金運用部資金の「国債整理基金特別会計法」第5条の規定による起債に応ずるための運用24,200,000千円並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」第3条第1項第6号及び第13号に掲げる債券(商工組合中央金庫の発行するものを除く。)に対する運用50,000,000千円のほか、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ中欄又は右欄に掲げるとおりとする。

区 分	資金運用部資金	簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金
(国)		
1 特定国有財産整備特別会計	68,900,000千円	0千円
2 国立学校特別会計	37,100,000	0
3 国立病院特別会計	19,000,000	0
4 特定土地改良工事特別会計	19,600,000	0

5 郵政事業特別会計	0	27,000,000
6 治水特別会計	600,000	0
7 都市開発資金金融通特別会計	16,200,000	0
(政府関係機関)		
8 日本国鉄道	821,600,000	60,000,000
9 日本電信電話公社	15,000,000	23,000,000
10 国民金融公庫	587,700,000	34,000,000
11 住宅金融公庫	880,700,000	50,000,000
12 農林漁業金融公庫	309,500,000	19,000,000
13 中小企業金融公庫	513,000,000	60,000,000
14 北海道東北開発公庫	30,600,000	12,500,000
15 医療金融公庫	55,800,000	0
16 環境衛生金融公庫	141,000,000	0
17 沖縄振興開発金融公庫	59,000,000	5,000,000
18 日本開発銀行	446,000,000	0
19 日本輸出入銀行	569,500,000	0
(公団、事業団等)		
20 日本住宅公團	631,900,000	20,000,000

21 日本道路公団	286,100,000	257,800,000		
22 森林開発公団	6,900,000	0		
23 船舶整備公団	6,700,000	0		
24 首都高速道路公団	31,100,000	31,000,000		
25 水資源開発公団	35,100,000	0		
26 阪神高速道路公団	22,900,000	22,900,000		
27 日本鉄道建設公団	130,200,000	0		
28 新東京国際空港公団	7,800,000	7,500,000		
29 石油開発公団	40,900,000	0		
30 京浜外貿埠頭公団	4,400,000	0		
31 阪神外貿埠頭公団	4,900,000	0		
32 本州四国連絡橋公団	10,300,000	5,000,000		
33 農用地開発公団	4,900,000	0		
34 地域振興整備公団	56,100,000	0		
35 宅地開発公団	25,500,000	18,000,000		
36 労働福祉事業団	7,000,000	0		
37 就用促進事業団	12,600,000	0		
38 年金福祉事業団	181,200,000	0		
39 金属鉱業事業団	5,800,000	0		
40 八郎潟新農村建設事業団	2,600,000	0		
41 公害防止事業団	73,000,000	0		
42 中小企業振興事業団	35,200,000	7,000,000		
43 帝都高速度交通営団	22,100,000	9,500,000		
44 社会福祉事業振興会	18,800,000	0		
45 海外経済協力基金	94,500,000	0		
46 日本私学振興財団	29,500,000	5,000,000		
47 電源開発株式会社	30,300,000	10,000,000		
48 商工組合中央金庫	31,500,000	15,800,000		
(地方公共団体)				
49 地方公团	1,360,000,000	350,000,000		

2 予見し難い経済事情の変動により前項第10号から第49号までに掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。

(俸給予算等の制限)

第17条 俸給予算の執行に当たつては、歳入歳出予定計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

所 管 會	特 別 會 計	歲		入		歲		出	
		歲	項	金 額 (千円)	歲	項	金 額 (千円)	歲	項
總理府・大蔵省及 び通商産業省	電源開発促進対策	租 稅	電源開発促進稅	30,500,000	電源立地促進対策交付金	22,881,000			
		前年度剩余金受入		1,000	原子力発電安全等対策費	6,546,661			
		雜 收 入	前年度剩余金受入	1,000	事務取扱費	28,652			
		雜 收 入		1,000	諸支支出金	100			
		合 計		1,000	國債整理基金特別会計へ 繰入予備費	45,587			
大 蔵 省	造 幣 局	補助貨幣回収備蓄資金上 り受人		30,502,000	予 備 費	1,000,000			
		事 業 收 入	補助貨幣回収準備資金上 り受人	29,577,118	事 業 費	30,559,027			
		雜 收 入	事 業 收 入	1,463,966	予 備 費	300,000			
		合 計		1,463,966	合 計	31,159,027			
印 刷 局	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	31,159,027	事 業 費	31,159,027			
	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	合 計	予 備 費	38,516,462			
	合 計				合 計	500,000			
資 金 運 用 部	資 金 運 用 收 入	通用利殖金收入	40,394,525	合 計	合 計	39,016,462			
		預 託 金 利 子	2,727,220,163	事 業 費	1,869,257				
			2,727,220,163	預 託 金 利 子	2,725,346,899				

(号外) 報 告

他会計より受入	一般会計より受入	95,893	予備費	100,000
雜 収 入	雜 収 入	100		
合 計	合 計	100	合 計	
國債整理基金	國債整理基金支出			
他会計より受入	3,422,264,739			
公 債 金	3,422,264,739			
運 用 収 入	415,633,000			
前年度剩余金受入	1,382,000			
前年度剩余金受入	15,181,959			
雜 収 入	2,124			
合 計	3,854,463,822			
貴 金 屬				
貴金属充拠代				
前年度剩余金受入	12,640,000			
雜 収 入	12,460,000			
合 計	32,208			
貴 金 屬	貴金属買入費			
前年度剩余金受入	事務費			
雜 収 入	予備費			
合 計	29,696			
外 国 為 替 資 金	外 国 為 替 等 完 買 差 益			
	外 国 為 替 等 完 買 差 益			
	42,611,787	事務取扱費		
	42,611,787	諸支 出 金		
		64,893,263		

		361,057,419	國債整理基金特別会計へ 予 備 費	243,749,115
		351,057,419	予 備 費	84,763,345
運 用 収 入		110	合 計	393,669,316
雜 収 入		110	合 計	393,669,316
合 計		393,669,316	合 計	393,669,316
產 業 投 資			產 業 投 資 支 出	
運 用 収 入			運用利殖金収入	
他会計より受入			一般会計より受入	
借 入 金			借 入 金	
前年度剩余金受入			前年度剩余金受入	
雜 収 入			雜 収 入	
資產処分収入			株式売捌収入	
合 計			合 計	
賠償等特殊債務処理			賠償等特殊債務処理費	
他会計より受入			一般会計より受入	
前年度剩余金受入			前年度剩余金受入	
雜 収 入			雜 収 入	
合 計			合 計	
		9,240,000	賠償等特殊債務処理費	9,240,000
		9,240,000	諸 支 出	400
		37,782	予 備 費	37,482
		37,782	合 計	9,277,882

(外) 報 表

63

地 震 再 保 险	再 保 险 料 受 入	5,490,247	再 保 险 料 受 入	5,490,247	再 保 险 費	6,851,792
他 会 計 よ り 受 入			予 備 費	27,164		
前 年 度 剩 余 金 受 入		27,662	予 備 費	500		
前 年 度 剩 余 金 受 入	1	1				
雜 取 入	雜 取 入	1,361,546				
合 計	合 計	6,879,456	合 計	6,879,456	合 計	6,879,456
大 藏 省 及 び 自 治 省	交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金		地 方 交 付 税 交 付 金	4,429,551,675		
他 会 計 よ り 受 入		4,430,093,000	地 方 譲 与 税 譲 与 金	282,200,000		
租 稅	一 級 会 計 よ り 受 入	4,430,093,000	諸 支 出 金	100		
地 方 通 路 稅		282,200,000	國 債 整 理 基 金 特 別 会 計へ 歸 入	169,209,432		
石 油 力 又 稅		145,000,000	予 備 費	291,211		
航 空 機 燃 料 稅		12,000,000				
自 動 車 重 量 稅		3,300,000				
特 别 と ん 稅		63,700,000				
借 入 金		11,200,000				
前 年 度 剩 余 金 受 入	借 入 金	167,960,000				
雜 取 入		970,245				
合 計	合 計	4,831,342,418				
大 藏 省 通 商 旅 業 省 及 び 劳 勤 省	石 油 及 び 石 油 対 策	97,100,000	石 沢 鉱 產 合 理 化 安 定 対 策	61,051,650		
石 炭 勘 定	租 稅					

(外) 報 告

前年度剩余金受入	関 稅	97,100,000	鉱害対策費	29,214,555
前年度剩余金受入	事務処理費	12,885,000	産炭地域振興対策費	4,188,825
雜 収 入	炭鉱離職者援護対策費	50,000	1,800,064	
雜 収 入	産炭地域開発雇用対策費	50,000	7,133,453	
雜 収 入	諸国債整理基金特別会計へ 予備費	50,000	5,959,265	
合 計	支 出 金	100	100	
石 油 勘 定	備 費	487,088	487,088	
租 稅	予 合	200,000	200,000	
前年度剩余金受入	計	110,035,000	110,035,000	
雜 収 入	石油資源対策費	44,200,000	44,200,000	
雜 収 入	石油流通合理化技術調査費	3,644,000	3,644,000	
合 計	事務処理費	44,200,000	44,200,000	
大蔵省及び建設省	諸金支出手取料	1,000	1,000	
特定国有財産整備	国債整理基金特別会計へ 予備費	1,000	1,000	
國有財産処分収入	合 計	47,845,000	47,845,000	
他会計より受入	特定国有財産整備費	12,589,486	12,589,486	
借 入 金	事務取扱費	12,589,486	12,589,486	
前年度剩余金受入	国債整理基金特別会計へ 予備費	5,230,262	5,230,262	
雜 収 入	費	68,900,000	68,900,000	
合 計	合 計	776,919	776,919	
前年度剩余金受入	421,067	421,067	421,067	
雜 収 入	87,917,734	87,917,734	87,917,734	

(外) 印 記

文 部 省 国 立 学 校	他会計より受入	561,185,476	国 立 学 校	433,118,305
借 入 金	一般会計より受入	561,185,476	大 学 附 屬 病 院	127,091,937
附 屬 病 院 収 入	借 入 金	37,100,000	研 究 所	51,017,367
授 業 料 及 入 学 檢 定 料	附 屬 病 院 収 入	86,154,983	施 設 整 備 費 國 土 整 理 基 金 特 別 会 計へ 繰 入	109,379,529
学校財産処分収入	授 業 料 及 入 学 檢 定 料	20,720,974	予 備 費	3,136,663
雜 収 入	学校財産処分収入	5,684,000		250,000
前 年 度 剰 余 金 受 入	雜 収 入	5,684,000		
前 年 度 剰 余 金 受 入	雜 収 入	8,497,868		
合 計	前 年 度 剰 余 金 受 入	4,651,000		
厚 生 省	前 年 度 剰 余 金 受 入	4,651,000		
厚 生 保 險	合 計	723,994,301		
健 康 保 險				
保 險 収 入				
保 險 料 収 入	保 險 給 付 費	1,512,343,379		
一 般 会 計 よ り 受 入	保 險 施 設 費 等 業 務 調 定へ 繰 入	6,728,789		
借 入 金	借 入 金 償 戻 金	358,760,874		
雜 収 入	諸 支 出 金	29,939,137		
雜 収 入	予 備 費	12,000,000		
合 計	合 計	1,919,772,179		
日 屋 健 康 勘 定	保 險 収 入	50,682,524	保 險 給 付 費	433,118,305
	保 險 料 収 入	30,294,185	福 祉 施 設 費 業 務 勘 定へ 繰 入	127,091,937

借入金	242,304,488	借入金償還予	220,082,402
借入金	242,304,488	借入金償還予	18,420,263
雜収入	152,334	雜費予	1,400,000
合計	293,139,346	合計	293,139,346
年金勘定保険収入		年金勘定保険料収入	3,230,072,202
		一般会計より受入	2,325,101,071
		船員保険特別会計より受入	158,882,754
		人用収入	1,000
雜収入	746,087,377	雜費	746,087,377
合計	586,573	合計	586,573
児童手当勘定拠出金収入	3,230,658,775	児童手当勘定拠出金収入	44,485,597
		事業主拠出金収入	44,485,597
他会計より受入		被用者児童手当交付金	52,927,633
		非被用者児童手当交付金	49,888,690
雜収入	65,009,465	業務取扱業務費	3,379,077
	65,009,465	諸手賃	329,370
前年度剩余金受入	252,112	手備	3,242,414
合計	10	金費	10
前年度剩余金受入	10	合計	10
他会計より受入	109,747,184	計	109,747,184
一般会計より受入	38,534,224	業務取扱費	39,543,582
	38,534,224	施設整備費	1,372,354
業務勘定			

(外) 資 金

他勘定より受入	24,372,739	保健施設費	2,081,972
児童手当収入	43,368,454	福祉施設費	22,008,094
雜収入	2,242,082	年金福祉事業団出資 児童手当拠出金児童手当 勘定へ繰入	287,678
前年度剩余金受入	228,472	諸支出金	42,852,327
前年度剩余金受入	228,472	予備費	4,969
前年度剩余金受入	228,472	予備費	600,000
船員保険			
保険料収入	132,169,323	保険給付費	92,976,742
一般会計より受入	106,165,710	業務取扱費	1,642,749
厚生保険特別会計より受入	9,635,535	諸支出手賃	62,587
運用収入	1,000	福祉施設費	4,680,708
児童手当収入	16,367,078	年金福祉事業団出資 児童手当拠出金厚生保険 特別会計へ繰入	6,690
雜収入	553,389	予備費	588,077
前年度剩余金受入	553,389	予備費	8,587,058
児童手当収入	306,127	合計	108,745,971
雜収入	306,127		
前年度剩余金受入	10		
前年度剩余金受入	10		
合計	133,028,849		
国立病院			
病院勘定			
病院収入	114,338,844	病院経営費	125,204,855
診療収入	114,338,844	看護婦等養成費	1,837,214
他会計より受入	15,238,107	施設整備費	13,400,711
一般会計より受入	15,238,107	国債整理基金特別会計へ 繰入	4,260,449

11月四

				予 備 費
借 入 金				700,000
積立金より受入				
借 入 金	10,900,000			
積立金より受入	3,238,000			
雜 収 入	3,238,000			
合 計	1,688,328			
療養所勘定				
療養所収入				
他会計より受入				
借 入 金	99,340,867			
積立金より受入	99,340,867			
雜 収 入	31,491,508			
合 計	145,403,279			
診療収入				
一般会計より受入				
借 入 金	31,491,508			
積立金より受入	31,491,508			
雜 収 入	8,100,000			
合 計	8,100,000			
積立金より受入				
借 入 金	1,280,000			
雜 収 入	1,280,000			
合 計	2,381,260			
あへん充拵代収入				
あへん充拵代収入				
雜 収 入	662,400			
前年度剩余金受入	662,400			
合 計	1,012			
あへん購入費				
業務取扱費				
予備費				
合 計	1,012			
前年度剩余金受入	442,996			
合 計	442,996			
前年度剩余金受入	1,106,408			
合 計	1,106,408			

(外) 報 告

國 民 年 金 國民年金勘定	保 险 収 入	591,995,412	國 民 年 金 給 付 費	423,103,297
	保 险 料 収 入	316,819,576	諸 支 出 金	3,370,263
	一 般 會 計 上 り 受 入	159,210,369	福 祉 施 設 費 等 業 務 勘 定へ 諸 人 運 用 収 入	2,578,272
	雜 収 入	716,183	予 備 費	63,465,495
合 計	雜 収 入	592,711,585	合 計	492,517,327
福 祉 年 金 勘 定	他 會 計 よ り 受 入	550,637,065	福 祉 年 金 給 付 費	550,637,065
	一 般 會 計 よ り 受 入	550,637,065	諸 支 出 金	1,000
	雜 収 入	25,181	予 備 費	1,101,246
前 年 度 剩 余 金 受 入	雜 収 入	1,077,065		
前 年 度 剩 余 金 受 入	合 計	551,739,311		
業 務 勘 定	他 會 計 よ り 受 入	54,783,922	業 務 取 扱 費	551,739,311
	一 般 會 計 よ り 受 入	54,783,922	施 設 整 備 費	
印 紙 完 捨 収 入	印 紙 完 捨 収 入	308,235,729	印 紙 収 入 國 民 年 金 勘 定へ 諸 人 支 出 金	55,719,051
他 勘 定 よ り 受 入	印 紙 完 捨 収 入	308,235,729	福 祉 施 設 費	136,304
	國 民 年 金 勘 定 よ り 受 入	2,578,272	年 金 福 祉 事 業 团 出 資	298,257,018
雜 収 入	雜 収 入	971,433	予 備 費	1,000
前 年 度 剩 余 金 受 入	雜 収 入	600,000		
合 計	合 計	367,169,356	合 計	367,169,356

農林省	食糧管理	國內米管理勘定	食糧管理収入	986,911,996	國内米買入費	1,440,906,284
				986,911,996	國内米管理費	162,470,213
			他会計より受入	58,900,000	返還金等他勘定へ繰入	1,113,145,098
			一般会計より受入	58,900,000	予備費	300,000,000
		他勘定より受入	1,968,069,418			
		調整勘定より受入	1,968,069,418			
	雜 収 入		2,640,181			
	雜 収 入		2,640,181			
	合 計		3,016,521,595	合 計	3,016,521,595	
		國內麦管理勘定				
		食糧管理収入	12,014,392	國内麦買入費	24,934,620	
			12,014,392	國内麦管理費	1,519,711	
		他勘定より受入	30,092,071	返還金等他勘定へ繰入	5,652,239	
		調整勘定より受入	30,092,071	予備費	10,000,000	
	雜 収 入		107			
	雜 収 入		107	合 計	42,106,570	
	合 計					
		輸入食糧管理勘定				
		食糧管理収入	203,600,756	輸入食糧買入費	316,938,218	
			203,600,756	輸入食糧管理費	7,392,921	
		他勘定より受入	279,293,699	返還金等他勘定へ繰入	58,597,000	
		調整勘定より受入	279,293,699	予備費	100,000,000	
	雜 収 入		33,684			
	雜 収 入		33,684	合 計	482,928,139	
	合 計					
	農産物等安定勘定	他勘定より受入	7,604,544	農産物等買入費	4,037,837	

輸入飼料勘定	雜 収 入	調整勘定より受入	7,604,544	農産物等管理費
合	雜 収 入	10	10	返還金等他勘定へ繰入
	雜 収 入	7,604,554		286,066
				281,651
				3,000,000
				7,604,554
輸入飼料完払代	輸入飼料買入費	187,351,176		
他会計より受入	輸入飼料管理費	5,205,195		
一般会計より受入	返還金等他勘定へ繰入	20,583,885		
他勘定より受入	予 備 費	50,000,000		
調整勘定より受入				
合	雜 収 入	73,723,334		
	雜 収 入	73,723,334		
	雜 収 入	20,935		
業務勘定	雜 収 入	20,935		
合	雜 収 入	20,935		
他勘定より受入	合	263,090,256		
検査印紙収入	事務費	109,581,098		
他勘定より受入	サイロ及倉庫運営費	109,581,098		
検査印紙収入	返還金調整勘定へ繰入	92,166,112		
他勘定より受入	予 備 費	364,161		
検査印紙収入	貯 貨	17,621,669		
合	雜 収 入	1,220,813		
	雜 収 入	350,031		
	雜 収 入	350,031		
調整勘定	合	111,151,942		
他会計より受入	合	111,151,942		
他勘定より受入	國債整理基金特別会計へ 繰入	752,000,000		
食糧買入費等財源勘定へ 繰入	一般会計より受入	752,000,000		
他勘定より受入		1,126,176,009		
食糧証券及借入金收入		1,126,176,009		
		1,626,088,000		

農業共済再保險 再保險金支払基金勘定	合計	食糧証券及借入金収入	1,626,088,000	合計	3,504,264,009
農業共済再保險金支払基 金収入	7,411,942	前年度繰越資金受入	7,411,942	再保險金支払財源勘定 へ繰入	7,541,651
雜 収 入	129,709	雜 収 入	129,709	合計	7,541,651
合 計	7,541,651	合	7,541,651	農業再保險費 農業共済組合連合会等交 替及交付金 予備費	16,695,620
農業再保險収入	33,954,670	再保険料	124,104	17,259,050	6,355,563
支払基金受入	5,941,651	一般会計より受入	33,830,566	合計	5,941,651
再保險金支払基金勘定上 り受入	413,912	合	40,310,233	農業再保險費 農業共済組合連合会等交 替及交付金 予備費	8,469,290
雜 収 入	413,912	合	40,310,233	883,749	5,077,703
合 計	40,310,233	合	40,310,233	農業再保險費 農業共済組合連合会等交 替及交付金 予備費	64,389
家畜勘定	14,066,353	再保険料	877,503	合計	64,389
支払基金受入	300,000	一般会計より受入	9,804,077	合計	300,000
雜 収 入	300,000	前年度繰越資金受入	3,384,773	合	64,389
合 計	14,430,742	再保險金支払基金勘定上 り受入	300,000	合	14,430,742

果樹勘定	果樹再保險収入	再保険料	1,937,616	8,838	果樹再保險費	769,631
		一般会計より受入			農業共済組合連合会交付	422,216
		前年度繰越資金受入	1,440,190		予備費	1,545,932
支払基金受入	800,000	再保險金支払基金勘定より受入	488,588			
雜 収 入	163	再保險金支払基金勘定より受入	800,000			
合 計	163	合 計	2,737,779	2,737,779		
臨時畑作勘定	畑作物及園芸施設再保險					
収入						
	220,141	再保険料	53,164	174,819	畑作物及園芸施設再保險	545,723
		一般会計より受入	166,976	3,776	畑作物及園芸施設共済交付金予備費	
		前年度繰越資金受入	1			
支払基金受入	500,000	再保險金支払基金勘定より受入	500,000			
雜 収 入	4,177	再保險金支払基金勘定より受入	4,177			
合 計	724,318	合 計	724,318	724,318		
業務勘定	農業共済再保險業務費					
他会計より受入	560,558	予備費	559,630			
		1,000				
一般会計より受入	560,558	合 計	560,630	560,630		
雜 収 入	72					
合 計						
森林保険	森林保険収入	保険料	3,231,944	548,876	森林保険費	641,304

外 告 (報) 題 目			予 備 費		
前年度繰越資金受入			2,232,034		
雜 収 入	1,898,594		雜 収 入	190,270	予 備 費
雜 収 計	3,422,214		雜 収 計	190,270	合 計
漁船再保險及漁業共 濟保険			漁船再保險費	10,818,772	
漁船普通保險勘定			漁船保險振興費	140,727	
雜 収 入			予 備 費	6,249,099	
一般会計より受入	16,685,768		一般会計より受入	2,777,140	
前年度繰越資金受入	9,461,141		前年度繰越資金受入	4,447,487	
雜 収 入	2,777,140		雜 収 入	522,830	
雜 収 計	522,830		雜 収 計	522,830	
漁船特殊保險勘定			合 計	17,208,598	
漁船特殊再保險收入	377,167		漁船特殊再保險費	334,941	
特殊再保險料	339,505		國債整理基金特別会計へ 繰入	6,000	
前年度繰越資金受入	37,662		予 備 費	206,884	
借 入 金	150,000		借 入 金	150,000	
雜 収 入	80,658		雜 収 入	80,658	
合 計	607,825		合 計	607,825	
漁船乗組員給与保険 勘定			給与再保險費	49,039	
給与再保險收入	55,069		國債整理基金特別会計へ 繰入	4,000	
給与再保險料	48,481		予 備 費	117,042	
前年度繰越資金受入	6,588		借 入 金	100,000	
			借 入 金	100,000	

外 告 報

75

漁業共済保険勘定	雜 収 入	15,012	雜 収 入	15,012	合 計	170,081
漁業共済保険収入						
保 険 料	3,068,035	10	漁業共済保険費 漁業共済組合連合会交付 金	1,166,431		
一般会計より受入	2,688,380					1,404,217
前年度繰越資金受入	379,645					508,622
雜 収 入	11,235					
合 計	11,235					
業 務 勘 定						
他会計より受入						
一般会計より受入	3,079,270					
雜 収 入						
合 計						
自作農創設特別措置						
自作農創設特別措置収入						
農地等売払収入	385,586		業 務 取 扱 費	383,592		
農地等貸付収入	385,586		予 備 費	2,000		
雜 収 入	6		合 計	385,592		
合 計	385,592					
自作農創設特別措置						
自作農創設特別措置収入						
農地等売払収入	16,197,480		事 務 取 扱 費	883,874		
農地等貸付収入	15,934,124		農 地 等 買 入 諸 費	5,082,354		
雜 収 入	263,356		元 他 会 計 所 属 農 地 売 扟 収 入 等 他 会 計 へ 繰 入 予 備 費	13,705,725		
前年度剰余金受入	726,401			8,482,410		
合 計	11,230,482					
國 有 林 野 事 業						
國 有 林 野 事 業 勘 定						
國 有 林 野 事 業 収 入	308,666,849		國 有 林 野 事 業 費	312,088,849		

昭和廿一年四月一日 計算用紙第十一号
昭和廿一年度特別積立金引当資金受入額及び回収額

11-K-1

	業務収入	280,209,644	國有林野治山事業費	4,642,000
	野壳松代入	17,460,609	林業振興諸費用	8,500,000
	雜取入	10,996,596	予備費	9,300,000
他勘定より受入		4,364,000		
特別積立金引当資金より受入		8,500,000		
合計		321,530,849	合計	334,530,849
他会計より受入				
一般会計より受入		62,176,000	治山事業費	53,842,334
地方公共団体工事費負担金受入		62,176,000	北海道治山事業費	4,500,245
雜取入		1,456,879	離島治山事業費	595,120
前年度剩余金受入		1,456,879	沖繩治山事業費	79,180
雜取入		10,958	治山事業工事諸費用	4,616,000
前年度剩余金受入		10,958	予備費	49,619
合計		38,661	合計	63,682,498
中小漁業融資保証保険		38,661		
保険料収入		63,682,498		
保険料収入		480,221	保険費	749,751
回収金収入		480,221	事務取扱費	93,238
雜取入		250,430	予備費	2,406,459
前年度剩余金受入		156,070		
合計		156,070		
		2,422,727	前年度剩余金受入	2,422,727
		3,309,448	合計	3,309,448

特定土地改良工事	他会計より受入	23,377,384	土地改良事業費	33,584,359
借入金	一般会計より受入	23,377,384	土地改良事業工事諸費	5,222,241
受託工事費受入	借入金	19,600,000	土地改良事業費負担金等 取入一般会計へ繰入	137,163
受託工事費受入	借入金	19,600,000	國債整理基金特別会計へ 繰入	12,798,232
土地改良事業費負担金等 受入	受託工事費受入	2,995,000	予備費	782,000
土地改良事業費負担金等 受入	受託工事費受入	2,995,000		
土地改良事業費負担金等 受入	受託工事費受入	5,714,734		
土地改良事業費負担金等 受入	受託工事費受入	5,549,766		
他用途転売等受入	受託工事費受入	164,968		
雜 収 入	雜 収 入	220,000		
前年度剰余金受入	雜 収 入	220,000		
前年度剰余金受入	雜 収 入	716,377		
合 計	雜 収 入	716,377		
前年度剰余金受入	雜 収 入	716,377		
事 業 収 入	事 業 収 入	20,569,544	事業費	20,762,976
雜 収 入	事 業 収 入	20,569,544	予備費	100,000
合 計	雜 収 入	484,998	合計	20,862,976
輸出保険	保險料受入	21,054,542	計	
保險料受入	保險料受入	16,319,803	保険金費	10,122,491
運用収入	保險料受入	16,319,803	事務取扱費	1,079,899
運用収入	運用収入	2,890,000	予備費	61,938,328
雜 収 入	運用収入	2,890,000		
前年度剰余金受入	雜 収 入	2,900,781		
前年度剰余金受入	雜 収 入	51,025,134		

(外) 号 (外) 計

		前年度剩余金受入	51,025,134	合計	73,135,718
		保険料受入	583,392	保險金費用	716,322
		予 備	583,392	事務取扱費	119,783
		運用受入	122,900	予 備	1,962,621
		運用受入	122,900	運用受入	122,900
機械類信用保険		保険料受入	583,392	保險金費用	716,322
合計		保険料受入	583,392	事務取扱費	119,783
運用受入		予 備	583,392	予 備	1,962,621
前年度剩余金受入		1,955,553	1,955,553	1,955,553	1,955,553
前年度剩余金受入		1,955,553	1,955,553	1,955,553	1,955,553
合計		1,955,553	1,955,553	1,955,553	1,955,553
輪省		運用受入	136,881	運用受入	136,881
自動車損害賠償責任		運用受入	136,881	運用受入	136,881
自賠責		運用受入	136,881	運用受入	136,881
再保險		運用受入	136,881	運用受入	136,881
保険勘定		運用受入	136,881	運用受入	136,881
再保険料及保険料収入		280,672,060	280,672,060	280,672,060	280,672,060
再保険料及保険料収入		280,672,060	280,672,060	280,672,060	280,672,060
保険勘定へ繰入		3,441,226	3,441,226	3,441,226	3,441,226
予備費		594,399,606	594,399,606	594,399,606	594,399,606
合計		3,441,226	3,441,226	3,441,226	3,441,226
再保険及保険費		231,526,982	231,526,982	231,526,982	231,526,982
保障勘定へ繰入		3,441,226	3,441,226	3,441,226	3,441,226
予備費		594,399,606	594,399,606	594,399,606	594,399,606
合計		3,441,226	3,441,226	3,441,226	3,441,226
再保険料及保険料収入		522,177,289	522,177,289	522,177,289	522,177,289
前年度剩余金受入		522,177,289	522,177,289	522,177,289	522,177,289
前年度剩余金受入		522,177,289	522,177,289	522,177,289	522,177,289
合計		522,177,289	522,177,289	522,177,289	522,177,289
保険事業収入		829,367,264	829,367,264	829,367,264	829,367,264
賃課金収入		2,736,434	2,736,434	2,736,434	2,736,434
業務勘定へ繰入		4,387,714	4,387,714	4,387,714	4,387,714
予備費		346,815	346,815	346,815	346,815
合計		3,441,226	3,441,226	3,441,226	3,441,226
他勘定より受入		1,584,704	1,584,704	1,584,704	1,584,704
総 収 入		1,584,704	1,584,704	1,584,704	1,584,704

	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	合計	前年度剰余金受入
業務勘定				31,783,138
他会計より受入				31,783,138
他勘定より受入				515,716
保障勘定より受入				203,993
雜 収 入	346,815	346,815	64	1,000
前年度剰余金受入				
雜 収 入	6,176	6,176	64	
前年度剰余金受入				
合 計	720,709	720,709	720,709	
港湾整備勘定				
他会計より受入				
他勘定より受入				
港湾管理者工事費負担金 収入	128,198,625	128,198,625	128,198,625	
港湾管理者工事費負担金 収入	848,161	848,161	848,161	
港湾管理者工事費負担金 収入	30,008,531	30,008,531	30,008,531	
償還金収入	207,390	207,390	207,390	
受託工事納付金収入	9,350,000	9,350,000	9,350,000	
前年度剰余金受入	2,843,119	2,843,119	2,843,119	
雜 収 入	372,750	372,750	372,750	
港湾事業費				
北海道港湾事業費	106,341,602	106,341,602	106,341,602	
離島港湾事業費	19,602,584	19,602,584	19,602,584	
沖縄港湾事業費	9,539,553	9,539,553	9,539,553	
埠頭整備資金貸付金	6,566,636	6,566,636	6,566,636	
北海道埠頭整備資金貸付 金	1,368,000	1,368,000	1,368,000	
受託工事費	26,000	26,000	26,000	
港湾事業等工事諸費	8,668,800	8,668,800	8,668,800	
予 備 費	18,399,632	18,399,632	18,399,632	
	1,315,759	1,315,759	1,315,759	

	雜 収 入	雜 収 入	合 計	114K
特定港湾施設工事勘定				
他会計より受入	171,828,576	372,750	171,828,576	
港湾管理者工事費負担金 収入	1,996,441		1,996,441	
受益者工事費負担金收入				
受託工事納付金收入				
前年度剰余金受入				
雜 収 入				
合 計	7,528,157	7,528,157	7,528,157	
自動車検査登録				
検査登録印紙收入				
他会計より受入	14,642,263	14,642,263	14,642,263	
雜 収 入				
前年度剰余金受入				
合 計	15,586,866	34,669	合 計	15,586,866
空港整備	41,360,670			
他会計より受入				

石油港湾整備工事費
鉄鋼港湾施設工事費
物資別専門埠頭港湾施設
工事費
受託工事費
工事賃料港湾整備勘定へ
繰入
予備費

1,482,720
1,148,700
3,541,030
100,000
843,161
427,546

業務取扱費
施設整備費
予備費
貨物

官 報 (号 外)

空港使用料収入	41,360,670	北海道空港整備事業費 離島空港整備事業費	1,997,188
空港使用料収入	33,514,854	沖縄空港整備事業費	2,057,419
地方公共団体工事費負担金収入	33,514,854	航空路整備事業費	3,802,370
空港等財産処分収入	562,225	新東京国際空港公团出資 航空機騒音対策事業資金 支払金	13,408,592
地方公共団体工事費負担金収入	562,225	空港等整備事業工事諸費 費	3,800,000
空港等財産処分収入	820,000	離島航空事業助成費	1,551,000
維持収入	820,000	予備費	883,400
前年度剩余金受入	2,777,620	空港等維持運営費	24,729,894
維持収入	2,777,620	離島航空事業助成費	122,074
前年度剩余金受入	4,216,231	予備費	50,000
合計	83,251,600	合計	83,251,600
郵政事業収入	1,220,250,029	業務費	1,254,990,005
業務外収入	563,555,623	業務外支出	797,242,429
業務外収入	624,408,276	局舎其他建設費	58,799,870
資本収入	32,286,130	借入金償還費	141,607,738
業務外収入	787,242,429	予備費	10,000,000
資本収入	797,242,429	合計	2,262,640,092
合計	245,147,634	支払利息	1,215,166,107
資本収入	225,200,000	支払利息	15,093,904
合計	19,947,634	郵政事業特別会計へ繰入 予備費	303,791,982
郵便貯金事業収入	2,262,640,092	合計	7,500,000
利子収入	1,449,341,814	子金	1,448,095,500
利子収入	1,448,095,500	支払利息	1,246,314
予備費	114,399,476	郵政事業特別会計へ繰入 予備費	
前年度剩余金受入		前年度剩余金受入	

	前年度剰余金受入	114,399,476	合計	1,541,551,993
簡易生命保険及郵便年金保険勘定			保 險 費	593,926,099
保 險 料 収 入	1,556,736,310	1,556,736,310	保 險 費	241,318,408
運 用 収 入	421,904,067	421,904,067	簡易保険郵便年金福祉事業団出資金	6,489,295
他会計より受入	9,995	9,995	簡易保険郵便年金福祉事業団交付金	8,411,588
雜 収 入	383,471	383,471	予 備 費	2,000,000
合 計	1,979,032,843	1,979,032,843	合 計	1,979,032,843
年 金 勘 定			年 金 費	2,483,094
掛 金 収 入	189,467	189,467	郵政事業特別会計へ繰入	130,000
運 用 収 入	1,289,993	1,289,993	予 備 費	20,000
積立金より受入	1,152,007	1,152,007		
雜 収 入	1,627	1,627		
合 計	2,633,094	2,633,094		
勞 動 省 労 動 保 険	739,174,480	739,174,480	保 險 給 付	325,213,945
勞 動 災 勘 定 保 険 収 入	472,710,065	472,710,065	取 扱 費	15,077,584
一般会計より受入	2,000,000	2,000,000	設 施 費	702,888

(外) 報 面

83

未経過保険料受入	13,233,854	保険施設費	59,739,514
支払備金受入	251,210,561	労働福祉事業団出資	6,989,460
維 収 入	31,171,460	他勘定へ繰入	18,294,672
維 収 入	31,171,460	予備費	344,327,927
合 計	770,345,940	合 計	770,345,940
雇用勘定			
保 险 受 入			
雇 用 収 入	677,064,442	失業給付費	450,710,000
雇 用 収 入	573,601,442	業務取扱費	23,252,745
一 般 会 計 より 受 入	103,463,000	施設整備費	944,805
運 用 収 入	31,985,167	雇用改善等事業費	58,488,701
運 用 収 入	31,985,167	雇用促進事業団出資	36,883,358
雜 収 入	1,791,387	他勘定へ繰入	7,014,864
雜 収 入	1,791,387	予備費	133,546,523
合 計	710,840,996	合 計	710,840,996
徵 収 勘 定			
保 险 収 入			
保 险 収 入	1,045,412,463	保険料返還金	13,368,155
印 紙 収 入	1,043,222,546	業務取扱費	11,014,771
他勘定より受入	2,189,917	他勘定へ繰入	1,046,311,507
他勘定より受入	25,309,536	予備費	1,000,000
雜 収 入	899,044		
前年度剰余金受入	73,390		
合 計	1,071,694,433	合 計	1,071,694,433
建設省道路整備			
他会計より受入	940,110,300	道路事業費	611,505,000
一般会計より受入	940,110,300	北海道道路事業費	96,575,000

(外) 報 告

地方公共団体工事費負担 金収入	112,215,000	街 路 車 業 費	199,480,000
機 還 金 収 入	950,000	北 海 道 街 路 事 業 費	14,130,000
附帶工事費負担金収入	950,000	建 設 機 械 整 備 費	4,157,000
受託工事納付金収入	19,365,000	北 海 道 建 設 機 械 整 備 費	2,795,000
前年度剩余金受入	12,850,000	離 島 道 路 事 業 費	10,047,000
受託工事納付金収入	12,850,000	沖 縄 道 路 事 業 費	25,066,300
前年度剩余金受入	900,000	日本道路公團等事業助成 有料道路整備資金貸付金 附 带 工 事 費	39,250,000
雜 収 入	900,000	受 託 工 事 費	10,920,000
雜 収 入	2,018,000	道 路 事 業 工 事 諸 費	18,575,000
合 計	2,018,000	事 務 費	11,972,000
水 治 水 劍 定	1,088,408,300	予 備 費	41,267,069
他会計より受入	318,697,655	計	421,081
他勘定より受入	318,697,655		2,237,900
地方公共団体工事費負担 金収入	5,578,342		1,088,408,300
電気事業者等工事費負担 金収入	50,126,481		
附帶工事費負担金収入	2,043,186		
受託工事納付金収入	3,210,000		
	7,414,000		
	7,414,000		
		街 路 車 業 費	199,480,000
		北 海 道 街 路 事 業 費	14,130,000
		建 設 機 械 整 備 費	4,157,000
		北 海 道 建 設 機 械 整 備 費	2,795,000
		離 島 道 路 事 業 費	10,047,000
		沖 縄 道 路 事 業 費	25,066,300
		日本道路公團等事業助成 有料道路整備資金貸付金 附 带 工 事 費	39,250,000
		受 託 工 事 費	10,920,000
		道 路 事 業 工 事 諸 費	18,575,000
		事 務 費	11,972,000
		予 備 費	41,267,069
		計	421,081
			2,237,900
			1,088,408,300
		河 川 事 業 費	169,316,000
		河 川 事 業 費	31,220,000
		河 川 総 合 開 発 事 業 費	39,006,200
		北 海 道 河 川 総 合 開 發 事 業 費	1,380,600
		水 資 源 開 發 公 團 付 金	14,689,294
		砂 防 事 業 費	69,882,600
		北 海 道 砂 防 事 業 費	3,284,000
		建 設 機 械 整 備 費	497,000
		北 海 道 建 設 機 械 整 備 費	88,000
		離 島 治 水 事 業 費	2,808,000
		沖 縄 治 水 事 業 費	1,413,200
		附 带 工 事 費	3,056,016

(外) 報 告 書

85

前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	受託工事費
雜 収 入	雜 収 入	治水事業工事諸費用
合 計	合 計	予 備 費
特定多目的ダム建設 工事勘定	388,346,035	6,997,109
他会計より受入	23,872,273	44,118,134
地方公共団体工事費負担 金收入	23,872,273	182,569
電気事業者等工事費負担 金收入	4,533,830	407,313
借 入 金	4,533,830	
地方債証券償還収入	12,146,673	
受託工事納付金収入	12,146,673	
前年度剰余金受入	541,660	
雜 収 入	541,660	
合 計	43,058,030	
都市開発資金融通		
他会計より受入	1,400,000	17,500,000
一般会計より受入	1,400,000	2,061
借 入 金	16,200,000	9,568,227
借 入 金	16,200,000	6,597

(外) 報

印

		運用収入		運用回収		運用利殖金収入		前年度剰余金受入		前年度剰余金受入	
丙号	繰越明許費							合計	27,076,885	合計	27,076,885
所管	特別会計	事項	所管	特別会計	事項	所管	特別会計	事項	(項) 施設整備費のうち 施設施工旅費	(項) 施設整備費のうち 施設施工旅費	(項) 施設整備費のうち 施設施工旅費
大蔵省	造幣局	(項) 事業費のうち 機械試作研究委託費	印 刷 局	(項) 事業費のうち 施設設備費	(項) 特定国有財産整備費	文部省	(項) 国立学校のうち 受託研究旅費	受託研究旅費	厚生年金病院施設整備費 厚生年金会館等施設整備費	老人ホーム等施設整備費 体育施設整備費	不動産購入費
厚生省	厚生保険	受託研究旅費		施設設備費			受託研究旅費		船員保険	(項) 業務取扱費のうち 施設施工旅費	

		雇用勘定		(項) 施設整備費	
		道路整備		(項) 道路事業費	
自動車検査登録 空港整備	(項) 施設整備費	建設省	道路整備	北海道道路事業費	北海道道路事業費
(取) 空港整備事業費	離島空港整備事業費	街路事業費	北海道街路事業費	北海道街路事業費	北海道街路事業費
航空路整備事業費	沖縄空港整備事業費	沖縄道路事業費	離島道路事業費	沖縄道路整備資金貸付金	沖縄道路整備資金貸付金
航空機騒音対策事業費	金賃付金	有料道路整備資金貸付金	有料道路整備資金貸付金	附帯工事費	附帯工事費
空港等整備事業工事諸費用	(うち) 超過勤務手当費	受託工事費	道路事業工事諸費用	受託工事費	受託工事費
超過勤務手当費	日工事費	超過勤務手当費	超過勤務手当費	超過勤務手当費	超過勤務手当費
港湾整備特別会計へ繰入					
(項) 局合其他建設費のうち 業務旅費(局合其他施設費 に係るものに限る。)					
需品費(同上其他施設費 に係るものに限る。)					
局合其他施設費					
労働省	労働保険	治水定	(項) 河川事業費	北海道河川事業費	北海道河川事業費
労働保険定	(項) 施設整備費	水資源開発公団交付金	河川総合開発事業費	河川総合開発事業費	河川総合開発事業費
保険施設費	砂防事業費	離島治水事業費	北海道砂防事業費	北海道砂防事業費	北海道砂防事業費
施設施工費	施設費	冲縄治水事業費	離島治水事業費	離島治水事業費	離島治水事業費
施設費	医業医養成施設整備費補助金	帶工事費	帶工事費	帶工事費	帶工事費

(外) 証 明

丁号 国庫債務負担行為		特定多目的ダム建設工事		(項) 多目的ダム建設事業費		都市開発資金融通		(項) 都市開発資金貸付金	
所 管	特 別 会 計	事 项	限 度	(千円)	行 为 年 度	国 庫 の 負 担 度	事 由		
大 藏 省	印 刷 局	原 材 料 購 入	100,000	昭 和 50 年 度	昭和50年度及び昭和51年度	印刷事業に必要な原材料の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため			
		施 設 整 備	188,800	昭 和 50 年 度	昭和50年度及び昭和51年度	複数工場の施設の整備には、多くの日数を要するため			
		機 械 購 入	200,000	昭 和 50 年 度	昭和50年度及び昭和51年度	印刷用機械の購入には、その製作に多くの日数を要するため			
大蔵省及び建設省	特 定 国 有 財 產 整 備	特 定 施 設 整 備	58,615,200	昭 和 50 年 度	昭和50年度及び昭和51年度	府舎等その他の施設でその位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適当であると認められるものを処分、これに代わる施設を取得する事業には、国がその施設を取得するまで多くの日数を要するものがあるため			
文 部 省	國 立 学 校	ドームレス太陽望遠鏡製作	1,649,450	昭 和 50 年 度	昭和50年度以降3箇年度以内	京都大学における学術研究用のドームレス太陽望遠鏡の製作には、多くの日数を要するため			
		電子計算機借り入れ	165,105	昭 和 50 年 度	昭和51年 度	京都大学における学術研究用の電子計算機の借り入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめその借入契約を結ぶ必要があるため			
実 訓 船 建 造	プラズマ保持装置等製作	1,409,183	昭 和 50 年 度	昭和50年度及び昭和51年度	北海道大学における実習船の代船建造には、多くの日数を要するため	名古屋大学プラズマ研究所における学術研究用の環状磁場系プラズマ保持装置及び動的制御プラズマ保持加熱装置の製作には、多くの日数を要するため			
		448,000	昭 和 50 年 度						

科学衛星製作		昭和 50 年度	60,000,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	東京大学宇宙航空研究所における科学衛星の製作には、多くの日数を要するため
施設整備	厚生省	国立病院	病院勘定	農林省	国立病院特別施設整備	国立病院及び国立がんセンターの特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため	国立学校、大学附属病院及び研究所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
6,200,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	7,500,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度
7,500,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	120,000,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度
120,000,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 51 年度	57,800,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度
57,800,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 51 年度	671,776	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度
671,776	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	833,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度
833,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	1,629,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度
1,629,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	990,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度
990,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	1,000,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度
1,000,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度				

運輸省	港湾整備	一ツ瀬川農業水利事業瀬江川導水路建設工事及びこれに附帯する事業瀬江川導水路建設工事	253,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以降 3 箇年度以内
	港湾整備勘定	直幡港湾改修事業	3,000,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度
	港湾改修事業費補助	沖縄生港整備	2,040,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度
	航空路整備	航空路整備	9,467,465	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度以降 3 箇年度以内
	航空路整備に係る契約の一部変更	電子計算機借入れ	18,000	昭和 50 年度	昭和 52 年度まで 2 箇年度延長
	電子計算機借入れに係る契約の一部変更		—	昭和 50 年度	昭和 52 年度
	航空保安大学校訓練施設整備	航空保安大学校訓練施設整備	1,080,695	昭和 50 年度	昭和 52 年度まで 2 箇年度延長
郵政省	郵政事業	事業用品購入調製等	3,000,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度
	局舎等施設整備		38,707,101	昭和 50 年度	昭和 50 年度以降 3 箇年度以内

(外) 号 報

		土地建物借入れ	年額	100,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以降所要の年限
簡易生命保険及郵便年金						
保険勘定		簡易保険郵便年金福社事業団出資	2,047,917	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	簡易保険郵便年金福社事業に必要な土地及び建物の借入れには、その契約期間を 1 働年以上とすることを要するものがあるため
労働省	労働保険	雇用促進事業団出資				
	雇用勘定	移転就職者用宿舎施設整備資金出資	20,219,393	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	簡易保険郵便年金福社事業に必要な土地及び建物の借入れには、その契約期間を 1 働年以上とすることを要するものがあるため
		労働者余暇活用施設整備資金出資	7,700,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以降 3箇年度以内	簡易保険郵便年金福社事業に必要な土地及び建物の借入れには、その契約期間を 1 働年以上とすることを要するものがあるため
		中小企業福祉施設整備資金出資	3,900,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以降 3箇年度以内	簡易保険郵便年金福社事業に必要な土地及び建物の借入れには、その契約期間を 1 働年以上とすることを要するものがあるため
建設省	道路整備	直轄道路新設及び改築事業	39,950,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以降 3箇年度以内	簡易保険郵便年金福社事業に必要な土地及び建物の借入れには、その契約期間を 1 働年以上とすることを要するものがあるため
		直轄道路共同溝事業	3,956,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	一般国道大阪 1号新安倍川橋架設工事(その 2)ほか 4箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
		研究学園都市施設整備	1,000,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	一般国道大阪 1号共同溝工事ほか 4箇所の共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道直轄道路改築事業	2,130,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以降 3箇年度以内	大型構造部材実験施設ほか 3 実験施設の整備及びこれらに関連する工事には、多くの日数を要するものがあるため
						一般国道 275 号雁来橋架設工事ほか 1 箇所の改築工事には、多くの日数を要するものがあるため

街路事業費補助	5,512,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内 降 3箇年度以内	大都市及びその周辺における街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄未買収道路敷地取得	6,000,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	沖縄県における未買収道路敷地の取得には、その引渡しを受けるまでに多くの日数を要するものがあるため
道路改築附帯工事	4,332,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	公益事業者の負担に係る一般国道大阪 1 号共同溝附帯工事ほか、4箇所の共同溝附帯工事及び公益事業者等の負担に係る一般国道静岡 1 号新安倍川橋梁架設附帯工事ほか 5 箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため
治水樹定				
直轄河川改修事業	10,970,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内 降 3箇年度以内	北上川ほか 11 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
河川改修費補助	740,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	東京都及び大阪府における河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
直轄河川総合開発事業	320,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	吉井川坂根堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
河川総合開発事業費補助	3,127,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内 降 3箇年度以内	群馬県ほか 3 県における河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
治水ダム建設事業費補助	495,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	山口県及び熊本県における治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
離島河川総合開発事業費補助	172,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	島根県における離島河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

(外) 取扱

離島治水ダム建設事業費補助	245,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	長崎県における離島治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
研究学園都市ダム実験施設整備	433,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	ダム洪水吐模型実験施設及びダム模型振動実験施設の整備並びにこれらに関連する工事には、多くの日数を要するものがあるため
研究学園都市地すべり実験施設整備	200,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	地すべり模型実験施設の整備及びこれに関連する工事には、多くの日数を要するものがあるため
特定多目的ダム建設工事勘定				
紀の川大瀧ダム建設工事	2,090,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度及び昭和 52 年度	紀の川大瀧ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
九頭竜川真名川ダム建設工事	2,583,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	九頭竜川真名川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
仁淀川大瀧ダム建設工事	1,347,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	仁淀川大瀧ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
北上川御所ダム建設工事	930,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度及び昭和 52 年度	北上川御所ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
球磨川河辺川ダム建設工事	100,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度及び昭和 52 年度	球磨川河辺川ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
利根川河辺ダム建設工事	800,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	利根川河辺ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
芦田川河口堰建設工事	1,250,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	芦田川河口堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
遠賀川河口堰建設工事	1,400,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	遠賀川河口堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

荒川大石ダム建設工事	90,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以降 3箇年度以内	荒川大石ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
菊池川竜門ダム建設工事	1,000,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度及び昭和 52 年度	菊池川竜門ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
山国川耶馬溪ダム建設工事	880,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度及び昭和 52 年度	山国川耶馬溪ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
岩木川浅瀬石川ダム建設工事	2,960,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度及び昭和 52 年度	岩木川浅瀬石川ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
最上川寒河江ダム建設工事	1,960,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度及び昭和 52 年度	最上川寒河江ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
信濃川大町ダム建設工事	750,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度	信濃川大町ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
柳田川蓮ダム建設工事	610,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度及び昭和 52 年度	柳田川蓮ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
北海道多目的ダム建設事業				
十勝川十勝ダム建設工事	2,800,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以降 3箇年度以内	十勝川十勝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
石狩川漁川ダム建設工事	850,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	石狩川漁川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
沖縄多目的ダム建設事業				
沖縄北部河川安波・普久川・新川ダム建設工事	1,600,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	沖縄北部河川安波・普久川・新川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
ダム事業受託工事	180,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	熊本県からの委託に係る川辺川五木ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

昭和五十年三月四日 衆議院会議録第十号(一) 昭和五十年度特別会計予算及び同報告書

二八二

昭和五十年度特別会計予算に関する報告書

一 本予算の要旨
本予算は、一般会計予算に準じて、資金の重点的配分と経費の効率的使用に努め、事業の円滑な遂行を期することに重点をおいて編成されたものである。

特別会計予算の概要是次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 電源開発促進対策特別会計

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
三一〇、五〇一	三〇、五〇一

2 造幣局特別会計

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
三一、一五九	三一、一五九

3 印刷局特別会計

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
四〇、三九五	三九、〇一六

五十年度の日本銀行券の製造数量は、二十七億枚、額面金額九兆五千三百五十億円を予定している。

4 資金運用部特別会計

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
二、七二七、三一六	二、七二七、三一六

五十年度の日本銀行券の製造数量は、二十七億枚、額面金額九兆五千三百五十億円を予定している。

5 特別会計

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
二、七二七、三一六	二、七二七、三一六

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一、六一四億円	一、六一四億円

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
三九三、六六九	三九三、六六九

五十年度においては、外國為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を四兆五千億円としている。
8 産業投資特別会計

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
八六、三八七	八六、三八七

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
九、二七八	九、二七八

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
六、八七九	六、八七九

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
四、八三一、三四二	四、八三一、三四二

歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
一一〇、〇三五	一一〇、〇三五</

歳入予算のうち、授業料及入学検定料については、入学料を五十年度入学者より、検定料を五十年度受検者により改定を行うこととしている。

教員給与については、教員給与改善の最終年度分の財源措置として、国立学校附属小・中学校及び特殊教育諸学校(小・中学部段階)の教員について、給与の5%の一ヶ月分に相当する金額三千六百万円を計上している。

15 厚生保険特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
一、九一九、七七一	一、九一九、七七一
二九三、一三九	二九三、一三九
三、二三〇、六五九	一、一八三、〇五一
一〇九、七四七	一〇九、七四七
一〇八、七四六	一〇八、七四六
日雇健康勘定	二六三、〇九〇
年金勘定	二六三、〇九〇
児童手当勘定	二六三、〇九〇
業務勘定	二六三、〇九〇

健康勘定においては、借入金の四十九年度末の見込額三千二百六十億円とそれに伴う利子の支

払に充てるための財源二百七十一億円を加え三千五百三十一億円を資金運用部から借り入れることを予定している。

年金勘定においては、年金額の引上げ、低所得者在職老齢年金の改善等を見込んでいる。

児童手当勘定においては、五十年十月より児童手当額を月額四千円から五千円に引き上げることとしている。

16 船員保険特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
一、九一九、七七一	一、九一九、七七一
二九三、一三九	二九三、一三九

17 国立病院特別会計

歳入(百万円)
一四五、四〇三

病院勘定

療養所勘定
兩勘定を通じて、五十年度においては、看護要員の増員及び夜間看護手当の増額を行うこととしている。

18 あへん特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
一、一〇六	一、一〇六
一、一〇六	一、一〇六

19 国民年金特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
五九二、七一二	四五二、五七
五五二、七三九	五五一、七三九
五六七、一六九	三六七、一六九
国民年金勘定	国民年金勘定
福祉年金勘定	福祉年金勘定
業務勘定	業務勘定

国民年金勘定の歳出では、年金額の引上げによる給付費の増加等を見込んでいる。
五十年十月より年金額を引き上げるほか、五十年五月より本人所得

制限、扶養義務者等所得制限の緩和を図ること等を予定している。

20 食糧管理特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
三、〇一六、五二二	三、〇一六、五二二
四六、一〇七	四六、一〇七
四八二、九二八	四八二、九二八
七、六〇五	七、六〇五
二六三、〇九〇	二六三、〇九〇
一一、一五一	一一、一五一
一一、一五一	一一、一五一
三、五〇四、二六四	三、五〇四、二六四
二六三、〇九〇	二六三、〇九〇
一一、一五一	一一、一五一
一一、一五一	一一、一五一
二六三、〇九〇	二六三、〇九〇

国内米管理勘定
輸入食糧管理勘定
農産物等安定勘定
輸入飼料勘定
業務勘定

21 調整勘定

国内産米については、自主流通米二百五十万トン、政府買入数量六百三十五万トン、政府売却数量六百万トンと見込み、三十五万トンの政府米在庫の積増しを行うこととしている。

22 農業共済再保険特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
七、五四一	七、五四一
四〇、三一〇	四〇、三一〇
一四、四三一	一四、四三一
二、七三八	二、七三八
二、七三八	二、七三八
七二四	七二四
五六一	五六一
四〇、三一〇	四〇、三一〇
一四、四三一	一四、四三一
二、七三八	二、七三八
七二四	七二四

再保險金支払基金勘定

23 農業勘定

果樹共済について、対象果樹の拡大(かき、くり、雜かん)を行うこととしている。

24 森林保險特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
三、四二一	三、四二一
一七、二〇九	一七、二〇九
六〇八	六〇八
一七〇	一七〇
三、〇七九	三、〇七九
三八六	三八六
一七〇	一七〇
一七、二〇九	一七、二〇九
六〇八	六〇八
一七〇	一七〇
三、〇七九	三、〇七九
三八六	三八六

漁船再保險及漁業共済保險特別会計

25 国有林野事業特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
二八、一五四	二八、一五四
三二一、五三一	三二一、五三一
三三四、五三一	三三四、五三一
国有林野事業勘定	国有林野事業勘定

治山勘定

国有林野事業勘定において、歳入に比へ歳出が百三十億円超過しているが、これについては、四十九年度からの持越現金を充当する予定である。

中小漁業融資保証特別会計

特定土地改良工事特別会計

アルコール専売事業特別会計

輸出保険特別会計

機械類信用保険特別会計

五十年度における販売数量は、十三万五千キロリットル、二百五億七千万円を予定している。

簡易生命保険及郵便年金特別会計

機械類信用保険特別会計

自動車損害賠償責任再保険特別会計

保険勘定

業務勘定

港湾整備特別会計

港湾整備勘定

特種港湾施設工事勘定

港湾整備勘定においては、新たに港湾汚染防除用資材の備蓄に補助する等の措置を講ずることとしている。

自動車検査登録特別会計

空港整備特別会計

五十年度においては、航空機騒音対策事業について二百二十九億八千六百万円を、航空路整備

事業について百三十五億八千九百万円をそれぞれ予定する等、生活環境保全と航空輸送の安全確

郵政事業特別会計

五十年度予算では、郵便料金の引上げ幅等を調整したため六百一億円の歳入不足を生じることとなるが、これに四十九年度の歳入不足額千三百八十一億円を加えた不足額千九百八十二億円は

借入金をもつて充当することとしている。

郵便貯金特別会計

簡易生命保険及郵便年金特別会計

労働保険特別会計

労災勘定

雇用勘定

道路整備特別会計

道路

街路

機械

補助率差額

日本道路公団等事業助成費

有料道路整備資金貸付金

計

治水特別会計

治水勘定

特定多目的ダム建設工事勘定

五十年度からは、内地及び北海道の一級河川の改良工事の一部につき、国庫負担率の若干の調整を行うこととしている。

都市開発資金融通特別会計

本予算の可決理由

本予算は、国民福祉の向上と国民生活の安定のため各般の施策を強力に推進することとしており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、日本社会党及び公明党の共同提案にかかる小林進君外十四名提出、日本共産党・革新共同

の本項額が本公司の昭和五十年度の販賣額の半額未満で、又は当社の「昭和五十年度」収入予算額に該当する。

十年度特別会計予算及び昭和五十年度政府関係機関予算により撤回のため繰送金額が求められる額

「譲り受けたもの」である。

昭和五十年二月四日

衆議院議員 沢田義典

昭和五十年度政府関係機関予算

右
國体上押出せ。昭和五十年二月四日

昭和五十年二月四日

昭和50年度政府関係機関予算

予 算 総 則

内閣総理大臣 川長 誠太

(収入支出予算)
第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和50年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

日本専売公社
日本電信電話公社
日本鐵道公社
日本通運公社
日本農林漁業金融公庫
日本中小企業信用保険公庫
日本北海道東北開発公庫
日本中小企業金融公庫
日本医療金融公庫
日本環境衛生金融公庫
日本沖縄振興開発金融公庫
日本銀行
日本輸出入銀行
日本専売公社
(債務負担行為)

第2条 「日本専売公社法」(以下この章において「専売公社法」という。)第35条第1項の規定により昭和50年度において日本専売公社(以下この章において「専売公社」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第3条 専売公社法第35条第2項の規定により昭和50年度において災害復旧その他緊急の必要がある

場合に専売公社が債務を負担する行為の限度額は、100,000千円とする。

(借入金の限度額)

第4条 専売公社法第43条の14第2項の規定による長期借入金の限度額は343,000,000千円、短期借入金の限度額は340,000,000千円とする。

(収入支出予算の彈力余額)

第5条 専売公社において、事業量の増加等により収入金額が予算額に比して増加するときは、大蔵大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費を増額することができる。

(流用等の制限)

第6条 専売公社がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、専売公社法第43条の2の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給手(以下「基準内給与」と総称する。)に要する経費
(2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び調整手当(以下「基準内給与」と総称する。)に要する経費
(3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与その他専売公社が大蔵大臣の承認を受けて定める手当(以下この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費
(4) 補助金に要する経費
(5) 交際費に要する経費

2 前項に規定するもののほか、専売公社法第43条の2の規定により専売公社が大蔵大臣の承認を受けなければならぬ経費は、施設費と他の経費との間にその金額を相互に流用し、又は施設費に予備費を使用する場合におけるこれらの経費とする。
(無越しが制限)
第7条 専売公社がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、専売公社法第43条の3第1項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給手に要する経費
(2) 職員に対して支給する給手に要する経費
(3) 補助金に要する経費
(給与総額等)

第8条 専売公社法第43条の22第1項の規定により、昭和50年度において、専売公社がその職員に対して支給する基準内給手の額を66,521,858千円と、基準外給手の額を44,221,318千円と、給手の総額を110,743,176千円とする。ただし、予算の基礎となつた給与標準則を実施するため必要を生じた場合、第5条の規定により給手を支出する場合又は給手に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業運営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第5条の規定による経費の増額により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。
前項の規定にかかわらず、基準内給手の額及び基準外給手の額は、大蔵大臣の承認を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)

第9条 前条に規定するもののほか、専売公社は、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和50年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(投資)

第10条 専売公社法第27条第2項の規定により、昭和50年度において、専売公社が行うことができる投資の目的及び金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 製造たばこの製造に必要なフィルター製造の事業
- (2) 専売公社の委託を受けて行う葉たばこ等の運搬及び材料品の供給の事業

第3章 日本国鉄道

(債務負担行為)

第11条 「日本国有鉄道法」(以下この章において「国有鉄道法」という。)第39条の8第1項の規定により昭和50年度において日本国有鉄道(以下この章において「国有鉄道」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為の限度額」に掲げるとおりとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第12条 国有鉄道法第38条の8第2項の規定により昭和50年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国有鉄道が債務を負担する行為の限度額は、1,000,000千円とする。

(借入金等の限度額)

第13条 国有鉄道法第42条の2第2項の規定による長期借入金、短期借入金又は鉄道債券の限度額は、次に掲げるとおりとする。

借 入 金 等	限 度 領
長期借入金及び鉄道債券	941,600,000千円
イ 長期借入金、政府引受け債及び政府保証債	438,300,000
ロ イ以外の鉄道債券	300,000,000
短 期 借 入 金	

2 前項に規定する鉄道債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

(収入支出予算の算力条項等)

第14条 国有鉄道において、事業量の増加等により損益勘定の収入金額(次項に規定するものを除く。)が同勘定の予算額(次項に規定するものを除く。)に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受け、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費を増額することができる。

2 国有鉄道において、損益勘定の収入金額が予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その工事に必要な経費を増額することができる。

3 国有鉄道において、資本勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として、工事勘定の経費又は債券及借入金償還の増額に充てることができる。

4 国有鉄道において、国又は地方公共団体等から国有鉄道の財産の移設等の目的をもつて資金を受け入れるときは、運輸大臣の承認を受けて、当該資金を工事勘定の経費の増額に充てることができる。

5 国有鉄道は、災害その他予見することができない事由により、工事勘定の支出を同勘定の予算額又はその経費に予備費を使用する場合において、国有鉄道法第38条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならないときは、運輸大臣の承認を受けて、損益勘定の予備費を使用して工事に比して増加する必要があるときは、運輸大臣の承認を受けて、損益勘定の予備費を使用して工事勘定の経費の増額に充てることができる。

6 第15条 国有鉄道がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、国有鉄道法第38条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 丁号債務負担行為の限度額

(2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費

(3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿泊直手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与その他国有鉄道が運輸大臣の承認を受けて定める手当(以下この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費

(4) 交際費に要する経費

2 前項に規定するものほか、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により国有鉄道が運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、工事勘定のうち総額以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

7 第16条 国有鉄道がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、国有鉄道法第39条の15第1項ただし書の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 職員に対して支給する給与に要する経費

(給与総額等)

第17条 国有鉄道法第44条第1項の規定により、昭和50年度において、国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給与の額を766,120,269千円と、基準外給与の額を453,808,442千円と、給与の総額を1,219,928,711千円とする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要な生じた場合、第14条の規定により給与を支出する場合又は給与に關する公共交通業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、運輸大臣が大蔵大臣と協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第14条の規定による経費の増額により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、運輸大臣が大蔵大臣に協議し

て定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)
第18条 前条に規定するもののほか、国有鉄道は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、運輸大臣の認可を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和50年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(貯蔵品保有の最高額)

第19条 国有鉄道が昭和50年度末において保有する貯蔵品の最高額は、35,000,000千円とする。ただし、その最高額の変更について運輸大臣が承認したときは、その変更された額とする。

(第4章 日本電信電話公社)

(債務負担行為)

第20条 「日本電信電話公社法」(以下この章において「電電公社法」という。)第47条第1項の規定により昭和50年度において日本電信電話公社(以下この章において「電電公社」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるところとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第21条 電電公社法第47条第2項の規定により昭和50年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に電電公社が債務を負担する行為の限度額は、500,000千円とする。

(借入金等の限度額)

第22条 電電公社法第82条第2項の規定による電信電話債券、長期借入金又は一時借入金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

債券等	限度額
電信電話債券及び長期借入金	38,000,000千円

(本此)

[付]

2 電電公社において、資本勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、郵政大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として建設勘定の経費又は債券及借入金等償還の増額に充てることができる。

(流用等の制限)
第24条 電電公社がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、電電公社法第83条第2項の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費
(2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費
(3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与その他電電公社が郵政大臣の承認を受けて定める手当(以下この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費
(4) 交際費に要する経費

2 電電公社は、前項に規定する経費に予備費を使用する場合においては、郵政大臣の承認を受けなければならない。
3 第1項に規定するものほか、電電公社法第53条第2項の規定により電電公社が郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、建設勘定のうち総係費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

(給与の制限)
第25条 電電公社がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、電電公社法第54条第1項ただし書の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。
(1) 役員に対して支給する給与に要する経費
(2) 職員に対して支給する給与に要する経費
(給与総額等)

1 政府引受け ロ 「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第2条から第8条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するもの ハ、イ及びロ以外のもの	475,000,000 585,900,000 495,000,000
一時借入金	

2 前項に規定する電信電話債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

(収入支出予算の算力条項)

第23条 電電公社において、事業量の増加等により損益勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、郵政大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費を増額することができる。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)

第27条 前条に規定するもののほか、電電公社は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節

減したときは、郵政大臣の認可を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和50年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(臨時給与の限度額)

第28条 電電公社法第72条第1項ただし書の規定により昭和50年度において、経済事情の変動その他予測することができない事態に応ずるため特に必要があつて、電電公社が臨時に支給することができる給与の限度額は、200,000千円とする。

(貯蓄品保有の最高額)

第29条 電電公社が昭和50年度末において保有する貯蓄品の最高額は、36,000,000千円とする。ただし、その最高額の変更について郵政大臣が承認したときは、その変更された額とする。

第5章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本開發銀行及び日本輸出入銀行

(借入金等の限度額)

第30条 次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公 庫	限 度	額
國 民 金 融 公 庫	借 入 金	637,400,000千円
住 宅 金 融 公 庫	借 入 金 金 地 債 券	930,700,000 2,000,000
農 林 漁 業 金 融 公 庫	借 入 金	328,500,000
中 小 企 業 金 融 公 庫	借 入 企 業 債 券	523,000,000 60,000,000
北 海 道 東 北 開 発 公 庫	借 入 企 業 債 券	30,600,000 57,300,000
公 営 企 業 金 融 公 庫	公 営 企 業 債 券	120,000,000 160,000,000
医 療 金 融 公 庫	借 入 金	55,800,000
環 境 衛 生 金 融 公 庫	借 入 金	141,000,000
沖 縄 振 興 開 發 金 融 公 庫	借 入 金	64,000,000

2 大蔵大臣は、予見し難い経済事情の変動により前項に掲げる各公庫において事業資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金及び債券のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

3 第1項に規定する住宅金融公庫宅地債券、中小企業債券、北海道東北開発債券及び公営企業債券の発行価格が表面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を法令で規定する金額の範囲内で同項のそれぞれの限度額(前項の規定により限度額が増額された場合を含む。)に加算した金額を限度額とする。

(収入支出予算の弾力条項)

第31条 次の表の左欄に掲げる各公庫又は各銀行において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加(第1号にあっては同号に掲げる増額)するときは、大蔵大臣の承認を受け、その増加する金額を限度として(第1号にあっては予算額をこえて)それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

公 庫 又 は 銀 行	要 件	経 費
1 各公庫	前条第2項及び第3項の規定により借入金及び債券の預定による増額の発行	借入金及び債券の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
2 日本開発銀行又は日本輸出入銀行	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費
3 日本開発銀行	海運業の再建整備に関する臨時措置法第2条の規定により支払を猶予した利子の受入れの増加	特別納付金の支払

2 次の表の左欄に掲げる各公庫において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算を不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

公 庫	保 険 金	限 度	額
1 住 宅 金 融 公 庫	「住宅融資保険法」に基づく保険金	「住宅融資公庫法」第26条の2第2項の規定による住宅融資保険基金の金額と同条第3項の規定による住宅融資保険積立金の金額の合計	
2 中 小 企 業 信 用 保 険 公 庫	「中小企業信用保険法」及び「中小企業信用保険臨時措置法」に基づく保険金	「中小企業信用保険公庫法」第22条第1項の規定による保険準備基金の金額と同条第2項の規定による融資準備基金の金額の合計額に相当する金額を限度として大蔵大臣の定める金額	

(保険契約等の限度額)

第32条 次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、昭和50年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公 庫	根 拠 規 定	限 度	額
住 宅 金 融 公 庫	「住宅融資保険法」第6条	保険額の総額	180,000,000千円
中 小 企 業 信 用 保 険 公 庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条 第2項	保険額の総額 貸付金の総額	4,600,000,000 90,200,000

(流用の制限)

第33条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第1項又は「日本輸出入銀行法」第33条第1項の規定により、大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるところとする。

(1) 役職員に対する支給する給与に要する経費
 (2) 交際費に要する経費
 (俸給予算等の制限)

第34条 この章に掲げる各公庫及び各銀行は、それぞれ支出予算の範囲内であつても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

第6章 捕則
 第35条 第1条に掲げる政府関係機関が昭和50年度において発行する債券で外貨をもつて支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額をその引受契約締結の日ににおける「外国為替及び外國貿易管理法」第7条第1項に規定する基準外国為替相場又は同条第2項に規定する裁定外国為替相場により換算した金額とする。

甲号 収入支出予算

政 府 関 係 機 関	収		支		出
	項	金額(千円)	項	金額(千円)	
日 本 専 完 公 社	た ば こ 事 業 収 入	1,497,376,337	給 与 其 他 諸 業	133,506,427	
	塩 共 通 収 入	68,292,506	た ば こ 事 業	900,480,260	
		1,631,789	通 利	84,317,535	
			資 産 取 得	10,603,112	
			利	12,000,000	
			取 得	42,047,352	
			得	413,000	
			4,000,000		
				1,187,367,686	
合	計	1,567,300,532	合	1,187,367,686	
日 本 国 益 有 効 鉄 道 定	輸 収	1,665,564,582	給 与 其 他 諸	1,253,140,119	
	取 収	77,853,514	業 守	294,881,498	
	受 収	197,919,296	共 工 務 備	325,861,480	
	受 収	452,638,125	理 託	65,028,140	
	受 収		通 事 报 諸	10,000,000	
	受 収		及 債 務 備	415,124,280	
	受 収		費 費 費 費 費 費 費	30,000,000	
	受 収		費 費 費 費 費 費 費		
合	計	2,393,975,517	合	2,393,975,517	

昭和五十年三月四日 衆議院会議録第十号(一) 昭和五十年度政府関係機関予算及び同報告書

二九〇

		資産備充當料金		建設勘定へ繰入資	
		電信電話債券及借入金合計		1,317,000,000 485,000	
		1,026,455,000 1,719,246,000		1,031,484,190 136,844,760 25,589,325 123,111,725 1,317,000,000	
		合計		1,031,484,190 136,844,760 25,589,325 123,111,725 1,317,000,000	
政府関係機関		取入	支出		
		金額(千円)	金額(千円)		
國民金融公庫		事業益金	事業損金	163,674,068	
		事業益金	事業損金	1,080,000	
		6,662,957	6,662,957		
		831,000	831,000		
		377,250	377,250		
		5,454,707	5,454,707		
		合計	合計	169,754,068	
住宅金融公庫		事業益金	事業損金	253,286,306	
		事業益金	事業損金	316,557	
		195,688,001	195,688,001	600,000	
		655,560	655,560		
		53,177,585	53,177,585		
		一般会計上り受入	一般会計上り受入	52,721,000	
		運用収入	運用収入	137,000	

合計		金費	計
農林漁業金融公庫	事業益	事業損	254,922,963
事基収入	事業益	事業損	132,544,405
事業益	事業損	事業損	400,000
一般会計より受入	事業益	事業損	33,530,461
用収入	事業益	事業損	33,210,000
計	事業益	事業損	254,470
中小企業金融公庫	事業益	事業損	65,991
事基収入	事業益	事業損	122,692,161
事業益	事業損	事業損	181,628,825
一般会計より受入	事業益	事業損	181,628,825
用収入	事業益	事業損	296,433
計	事業益	事業損	201,603
北海道東北開発公庫	事業益	事業損	94,830
事基収入	事業益	事業損	181,925,258
事業益	事業損	事業損	181,689,184
一般会計より受入	事業益	事業損	29,005,733
用収入	事業益	事業損	29,005,733
計	事業益	事業損	134,512
公營企業金融公庫	事業益	事業損	121,500
事基収入	事業益	事業損	13,012
事業益	事業損	事業損	29,140,245
合計	事業益	事業損	27,176,517
公營企業金融公庫	事業益	事業損	80,421,808
事業益	事業損	事業損	81,147,004

事業費	予備	51,000
一般会計より受入	1,811,660	
運用収入	1,388,000	
中小企業信用保険公庫	304,429	
合計	82,233,468	
事業費	81,198,004	
事業費	1,971,481	
事業費	40,903,317	
事業費	200,000	
事業費	4,044,170	
事業費	4,044,170	
事業費	17,172,328	
事業費	17,172,328	
事業費	15,903,161	
事業費	15,903,161	
事業費	2,450,000	
事業費	2,450,000	
事業費	15,785	
事業費	15,785	
事業費	39,585,444	
事業費	43,074,798	
事業費	19,738,030	
事業費	19,738,030	
事業費	1,555,657	
事業費	1,518,733	
事業費	32,565	
事業費	21,293,687	
事業費	4,359	
合計	21,815,282	
事業費	29,142,450	
環境衛生金融公庫	36,000	
事業費	26,308,360	
事業費	26,308,360	

昭和五十年三月四日 衆議院会議録第十号(一) 昭和五十年度政府関係機関予算及び同報告書

二九四

(外) 報 明

丁号 機関負担行為		限 度 領 (千円)	行 为 年 度	負担となる年度	由	
政 府 關 係 機 關	事 項				事	
日本専売公社	塩事業費	21,400,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度	輸送業務に必要な動力用燃料の購入、役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶこととするものがあり、また、これに必要な他の物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため	外國からの鹽の購入には、その輸入に多くの日数を要するものがあるため
日本国有鉄道	固定資産取得費	38,504,058	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	たゞ工場等の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため	
損 益 勘 定	營業費	3,500,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	輸送業務に必要な動力用燃料の購入、役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶこととするものがあり、また、これに必要な他の物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため	
當 保	業 費	16,300,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	輸送業務に必要な動力用燃料の購入、役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶこととするものがあり、また、これに必要な他の物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため	
守 費	費	400,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	輸送業務に必要な動力用燃料の購入、役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶこととするものがあり、また、これに必要な他の物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため	
管 理 共 通 費	費	20,000,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内降 3 幹年度以内	上越新幹線及び成田新幹線の建設の受託工事には、多くの日数を要するものがあるため	
受 託 工 事 費	費	95,000,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内降 3 幹年度以内	上越新幹線及び成田新幹線の建設の受託工事には、多くの日数を要するものがあるため	
工 事 勘 定	基幹施設増強費	80,000,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内降 3 幹年度以内	基幹施設増強に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買収及び補償には、多くの日数を要するものがあるため	
	一般施設取替改良費	86,000,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	一般施設取替改良に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買収及び補償には、多くの日数を要するものがあるため	
	車両費	185,000,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以内降 3 幹年度以内	車両並びに車両の製造及び改造に必要な物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため	
総 保	費	400,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度及び昭和 51 年度	東北新幹線等建設に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買収及び補償には、多くの日数を要するものがあるため	
					工事に係る設計、調査、役務の調達等には、工事を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあるため、これに係る物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため	

日本電信電話公社

建設勘定

電信電話施設費	昭和 50 年度	昭和 50 年度及 び昭和 51 年度
122,000,000	昭和 50 年度	昭和 50 年度以 降 3 年度以内
2,800,000	昭和 50 年度	昭和 51 年度

昭和五十年度政府関係機関予算に関する報告書

本予算の要旨
本予算是、日本専売公社等三公社及び国民金融公庫等十二政府関係金融機関に関するもので、一般会計予算に準じ、資金の重点的配分と経費の効率的使用につとめ、事業の円滑な遂行を期する」とを基本として編成されたものである。

次に、各政府関係機関予算の概略は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

収入(百万円)

支出(百万円)

電信電話施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
局舎の整備には、多くの日数を要するものがあるため
電気通信研究所におけるデータ通信設備の研究開発には、多くの日数を要するものがあるため

建設勘定

電話需要の増加に対応して、一般加入電話三百万加入、地域集団電話八千加入の増設等を行つたため、建設費として一兆三千百七十億円を計上している。

国民金融公庫

収入(百万円)
一六九、八五五
支出(百万円)
一六九、七五四

五十年度においては、一兆三千百十八億円の貸付けを行うこととし、その原資として、一般会計からの借入金五百七十七億円、貸付回収金等六千七百四十四億円、資金運用部資金からの借入金五千八百七十七億円、簡保資金からの借入金三百四十億円を予定している。

住宅金融公庫

収入(百万円)
一四九、五一
支出(百万円)
一二五四、一一〇三

五十年度においては、九千九百三十二億円の資金貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金からの借入金八千八百七億円、簡保資金からの借入金五百億円、住宅金融公庫宅地債券の発行収入二十億円及び貸付回収金等六百四億円を予定している。

なお、貸付契約予定額は、一兆二千八百七十二億円を予定している。

農林漁業金融公庫

収入(百万円)
一一一、六九一
支出(百万円)
一三二、九四四

五十年度においては、三千九百九十三億円の資金の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金からの借入金三千八百四十四億円、簡保資金からの借入金百九十億円、貸付回収金等七百十九億円を予定している。

なお、貸付計画額は、四千三百三十億円である。

日本電信電話公社

収入(百万円)
一一一〇、六六七
支出(百万円)
一一一〇、六六七

損益勘定

収入(百万円)

支出(百万円)

中小企業金融公庫

収入(百万円)
一八一、九二五
支出(百万円)
一八一、六八九

損益勘定

収入(百万円)

支出(百万円)

資本勘定

収入(百万円)

支出(百万円)

第一 昭和五十年度予算の編成替えを求める理由
三木内閣は口では対話と社会的不公正の是正をいいながら、施策の実態はまさに「有言不实行」に終わっており、まったくのまやかしである。このことは、三木内閣初の本格的予算ともいふべき五十年度予算の実態が如実に証明している。すなわち、昭和五十年度予算は、次のような基本的な欠陥をもつていて。

(1) 物価安定、社会的公正の確保を公約しながら、公共料金の値上げ、独占禁止法改正あるいは公害規制に対する態度など、大企業と資産所得者の利益を守り、物価・賃金の悪循環論を振りかざして、インフレと不況の犠牲を国民に転嫁しようとしている。

(2) 三木内閣の看板である福祉充実も、老齢福祉年金等のわずかの底上げをしたにすぎず、これでは放置されてきた福祉充実はほど遠至である。

(3) 税制改正でも、インフレの下で物価調整減税すらできず、かえつて酒税、たばこ定価等間接税の増税を行い、大企業・高額所得者や資産所得者に対する不公平税制を温存し、高度経済成長政策の下に体系化された税制をいささかも転換しようとしていない。

(4) 今日の地方財政は、增高する行財政需要といんフレ、物価高の下で從来の貧弱な財政構造の今まで膨大な超過負担をかかえ危機にひ

んしている。にもかかわらず、なんら抜本的な措置を講じていない。逆に、事務所事業所の創設に伴い、事業税の自主財源を制限しようと言えている。

(5) 不況の中、中小企業倒産対策、雇用、失業対策は極めて貧弱であり、中小企業、労働者の不安は増大している。一方、緊迫した農林漁業の危機打開を求める国民の声にこたえていない。

(6) 住宅、土地対策についても、建設戸数を実質的に削減し、住宅困難者の期待を全く裏切っている。また、三木総理の公約である環境保全対策も五十年規制の延期をはじめ完全に施策が大幅に後退している。

(7) 国民生活優先の予算編成が強く求められているとき、依然として四次防計画に固執し、防衛関係費を前年度よりも大幅増額させているのは国民の声を全く無視したものである。

(8) 新規設備費、研究費をはじめ新規定員増に伴う人件費の全額削減、訓練、演習費等の大幅削減、経総費、国庫債務負担行為の凍結は当然といわなければならない。

以上のようないくつかの予算案は、これまでその実現が困難であることは、これまでそれが立場を明らかにし、予算委員会の中で政府に施策の具體化を求めってきたところであるが、国民生活の緊急課題について、ここに共同して、政府が昭和五十年度予算を撤回し、次の基本方針及び重点組替え要綱に基づき、編成替えすることを要求する。

第二 予算編成替えの基本方針

今日の経済情勢はインフレ・物価高騰と不況の併存という極めて深刻な事態に直面し、社会的不公正はますます拡大されている。当面する局面を開拓するにはまずこれまでの政府自民党がとり続けてきた大企業優先の高度経済成長政策の誤りを率直に反省し、国民生活優先の経

路線へ転換することが必要であり同時にこの方向にそつて、インフレ、物価高の収束、不況の克服はもとよりのこと、現実にインフレ、物価高騰、不況の最も被害を被っている社会的に弱い立場に置かれている人々の被害救済に全力をあげなければならない。

したがつて昭和五十年度予算は、以上の立場を堅持し、次の五つの基本目標を貫く財政の重

点的配分を行い、財政構造の根本転換をはかることによつて、インフレと不況の克服、不公平、不公正の是正、生活優先の方向に編成替えすることが必要である。

(1) インフレ・物価高の抑制

(2) 総需要抑制の質的転換と中小企業不況打開、雇用の安定

(3) 地方財政の危機打開と超過負担の解消

(4) 公平な税制の実現と国民福祉の飛躍の拡大

(5) 農漁業の基盤整備と公害防除、環境保全

(6) 国民生活優先への重点組替え要綱

第一 歳入関係

(1) 勤労所得減税と税負担の公平化

イ インフレ物価高の下で勤労者の税負担軽減のため、生活費には課税しないとの原則に立ち、低所得層を中心の所得稅減税を実施する。このため、所得稅は四人家族年収二百八十万円まで無税とするよう世帯構成に応じた税額控除を行うこと。

ロ 所得稅の課稅所得一、〇〇〇万円以上

の部分については累進率を高めるこ

ト。

ハ 資産所得課稅を強化するため、利子所得、配當所得課稅の特別措置を廃止し、株式譲渡所得課稅を復活させ、有価証券取引税を強化する。さらに、個人の土地譲渡所得課稅の特別措置は廃止する。また、富裕税を新設すること。

二 大企業の法人税率を四二%に引き上げ、他方、中小企業の軽減税率適用区分を拡

大する。さらに配当課稅率の引き上げ、法人受取配当の益金不算入をやめること。

ホ 大企業優遇の価格変動準備金、異常危険準備金及び内部留保の充実のための特權的減免措置を廃止するとともに、交際費課稅、政治献金課稅を強化し、広告費に対する課稅を創設し、一定割合を損金不算入とすること。

ヘ 法人所有の土地に対し、土地再評価益課稅を行う。なお、土地譲渡所得に対しても、分離高率課稅を行うこと。

ト 酒税の税率の引き上げ、たばこ定価の値上げは行わないこと。

チ 入場税は、高額料金(一万円以上)等を除いて、廃止すること。

ト 国債の減額

チ 入場税は、高額料金(一万円以上)等を除いて、廃止すること。

二 歳出関係

(1) インフレ・物価対策の強化(公共料金、独占價格の規制)

イ 酒・たばこ・郵便料金などの公共料金の値上げはストップすること。また、消費者米価の物価令適用を復活すること。

ロ 大企業の管理價格に対する規制と監視機構の強化をはかり、主要商品の原価及び在庫の調査、公表を行いうため、専任の物価調査官を増員し、公正取引委員会の機構を強化すること。

ハ 国民生活安定法、投機防止法の運用を強化すること。

二 生鮮食料品の生産増強、卸売市場の整備、総合小売センター設置等流通機構の改革費用を増額すること。

ホ 消費者保護行政を推進し、消費者団体への助成措置を講ずること。

イ 福祉年金を改善し、老齢福祉年金月三

万円をめざし当面二万円とし、特別給付金、障害福祉年金、母子・準母子福祉年金の大幅引上げをはかる。また、年金制度の抜本的改革を行い、賃金自動スライド制の年度当初よりの実施、賦課方式、国民年金夫婦六万円の最低保障制、被用者年金の二元化等を計画的に行うこと。

口 生活保護基準引上げ率を五〇%（政府案二三・五%）施設入居者の生活経費も同様に引き上げること。

ハ 老人福祉対策の拡充を進め、寝たきり老人対策を推進し、ホーム・ヘルパーの増員、身分待遇改善等をはかること。

ニ 児童手当は、月六千円（政府案五、〇〇〇円）とし、四月実施とすること（同一〇月実施）。

ホ 「社会福祉施設緊急整備五カ年計画」を、予定どおり五十年度に達成するとともに、施設職員及び病床代替職員の増員をはかること。また、自治体の超過負担をや上乗せ措置を必要としないよう、措置費の抜本改善をはかること。

ヘ 障害児保育、教育の拡充、いわゆる介護手当の倍増と対象拡大、福祉電話の大容量建設と通話料軽減、障害者団体の機関誌紙の郵送料無料化、福祉工場拡充や盲人福祉工場の新設、各種障害者の職域開拓、障害者が利用しやすい公共建築物（道路、鉄道などを含む）への改造等々、きめ細かな障害児者対策を確立すること。

ト 公設公營の休日夜間診療所網（歯科を含む）の整備、休日夜間診療所やへき地診療所に医師を派遣できる国公立基幹病院の整備、自治体病院にたいする補助の拡大、救急医療対策の強化など、医療供給体制を国の責任で確立すること。

行き届くようになるとともに、身体障害者福祉法をはじめ、各法に分立する障害等級区分の抜本的改定を行うこと。

又 国立病院の差額ベッドの一掃、歯科における保険適用範囲の拡大、腎臓病患者の血液人工透析体制の確立、ガン治療用原子炉の新設など、患者の負担軽減をはかること。

又 医療保険の給付率を引き上げ（健保家族及び国保を八割に）、国民健康保険の国庫負担率を五〇%（現行四〇%）プラス調整交付金一〇%（現行五%）に、政管健保の国庫負担率を二〇%にするのをはじめ、老人医療その他現行公費負担制度を、全額公費負担に転換すること。

ル 大腿四頭筋短縮症をはじめ、多発傾向にある薬害、医療被害の早期発見、原因究明、被患者救済の制度を整備し、予算措置を講ずること。

オ 結核、精神病、ハンセン氏病など長期慢性疾患対象の病院・療養所は、入所者にとって単なる治療の場であるだけではなく、一定期間の生活の場にならざるをえない。このためこれらの病院・療養所の生活面を充実させ、リハビリテーションを含む予算を拡充すること。

ワ 医師、看護婦など医療従事者の養成、医療機関及び福祉施設職員の週休二日制早期実施のための準備費を計上し、計画を策定すること。

タ 労働災害対策を強化し、被災労働者に対する援護措置を確立すること。

ヨ 社会保障 社会福祉の計画的向上を実現するため、「社会保障長期計画」をたて財政対策を確立すること。

レ 全国一律最低賃金制度の実施と労働基

(3) ソ 本権の確保のための施策、時間短縮、週休二日制、心身障害者高年齢者雇用等をはかり、雇用安定対策を推進すること。

イ 中小零細企業の雇用対策を強化し、雇用保険の失業者に対する給与の延長措置の実施等雇用保障体制を確立すること。

ロ 住宅・生活環境の整備

ハ 従来の産業基盤整備優先の政策を改め高速道、港湾等の予算の生活関連投資への切替えなど、生活基盤整備重点の公共投資に転換すること。災害復旧事業については、実施時期を繰り上げ、早急に施行すること。

イ 公営住宅建設戸数の拡大をはじめ、公共賃貸住宅の大量建設、居住水準の向上をはかるとともに、住宅金融公庫資金を増額して、住宅建設を促進する。日本住宅公団の家賃を引き下げる。住宅基本法の早期制定、公共住宅七五〇万戸（五カ年）の建設計画を確立すること。

ハ 土地利用計画法施行費補助の増額、遊休地指定、公有地拡大のため、買取り請求に答えるる財源を確保すること。

二 下水道、公園・生活道路、中小河川整備等を重点的に行うこと。

ホ 過疎バス対策の強化、国鉄在来線の整備強化をはかり、住民の足を確保すること。また、通勤通学対策を強化し、交通地獄を解消するとともに都市近郊の足なし団地の解決をはかること。

（4） 公害防止、自然環境保全対策の強化

イ 濱戸内海環境保全対策、環境影響事前評価の充実強化、総量規制の実施の拡大、公害監視測定器の整備等の促進、公害防止事業団助成費の拡充、工場排水クローズド・システム開発促進及び実施指導の促進、休廃止鉱山鉱害防止工事費補助導

(5) 口 公害被害者を全面的に救済するため、制度の拡充を行い、公害病の発明と治療開発のための研究開発制度を確立すること。
口 公害被害者を全面的に救済するため、制度の拡充を行い、公害病の発明と治療開発のための研究開発制度を確立すること。
八 国立、国定公園などの天然資源、自然美の荒廃状況を点検し、自然保護対策のための抜本的施策を講ずること。
イ 義務教育費の父母負担を引き下げ、給食費への国庫補助を増やすこと。
ロ 義務教育施設への国庫負担の増額を行い、人口急増地域の小中学校用地取得費、校舎建設費等の拡充、高校の施設、用地費のための国庫補助を増額すること。
教育・文化対策の充実

(6) 一 農林漁業、中小零細企業対策の充実
イ 国民の食糧確保の見地から十ヵ年計画で自給率八〇%以上を目指して農用地の拡大、休耕田の復元、水田裏作、輪作等のための強力な予算措置をとること。
また、共同化促進のため長期低利融資を増やすこと。
ロ 農産物の価格安定をはかり、消費者に安定した価格で供給できるよう予算措置をとること。
八 農産危機打開のため、緊急粗飼料増産対策事業等の充実、飼料対策費の充実

流通飼料の価格安定対策費を強化すること。

- ニ 林業生産基盤の整備をはかり、造林事業費の中における労働者の賃金を引き上げ、国土緑化を推進すること。
- ホ 畜殖漁業の推進、大型漁礁設置など沿岸漁業整備費を強化すること。
- ヘ 中小零細企業の緊急融資強化の措置をはかるため、政府系三機関の融資わくを拡大すること。無担保、無保証融資制度を改善し、融資限度額を三百万円に引き上げ、小規模事業者生産安定資金を創設するとともに、信用補完制度を充実すること。下請振興協会の強化等下請企業対策を強化すること。また、中小企業省の設置、中小企業の事業分野の確保、官公需についての中小企業のわくの拡大をはかること。さらに、織維業の過剰在庫は海外援助向け等政府買上げをはかるとともに伝統的工芸品産業対策費を増額すること。

(7) 資源・エネルギー対策の確立

- 総合エネルギーにおける国内炭の位置を明確にして、生産力拡大のための予算措置をはかること。また、国内資源確保の立場から鉱産物備蓄制度を実現すること。さらに、石油エネルギーについては、輸入・開発・精製の一元化を推進する措置をはかる

こと。なお、資源収奪的海外援助は廃止すること。

(8) 地方財政の危機打開と超過負担の解消

- イ 地方財政危機を開闢し、住民福祉優先の地方財政を確立するため、自主財源を賦与するとともに、地方税の課税最低限の引上げに伴い、交付税率を大幅に引き上げて第二交付税交付金制度を創設すること。なお、予算計上額の交付税交付金四兆四、〇〇〇億円は保障すること。
- ロ 超過負担の解消をはかること。このため約一兆円の既往の地方の超過負担について、三年間で補てんするための年度計画をたてること。また、公営住宅、義務教育施設、保育所等福祉施設について超過負担が生じないよう単価是正を行うとともに、対象差、数量差についても抜本的改革を行うこと。さらに機関委任事務等についての人件費、事務費についても国は全額措置すること。

(9) 防衛関係費の削減

- 公営交通、水道財政対策、公営病院への財政措置を強化すること。企業債の償還期間の延長、利子の引き下げをはかること。
- 第四次防衛力整備計画はただちに中止することとし、新規装備費を一切取りやめ、提供施設整備費を削減し、自衛

官の定員増、欠員補充は認めない等によって防衛費は削減する。なお、継続費、国庫債務負担行為は凍結すること。

(10) 産業投資特別会計等への繰入れの削減

- 一般会計からの産業投資特別会計及び港湾整備特別会計(特定港湾)の繰入れを削除すること。
- Ⅳ その他経費の削減及び予算の効率的使用

国債減額に伴う利子支払い及び事務費を削減する。出資金のうち、日本原子力船開發事業団への出資金の削減及び輸出入銀行等への貸付金をとりやめる。予備費を削減する。施設費、補助金、委託費、物件費、旅費等のうち一定程度を削減し、予算の効率的使用をはかること。

(11) 財政投融资計画の大企業中心の運用

- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
- 右
- 国会に提出する。

昭和五十年二月十二日
内閣総理大臣 三木 武夫

め、開銀、輸銀等の大企業への長期低利融資や産業基盤投資を削減し、国民生活基盤投資を充実させること。とくに、原子力発電はまだ商業炉建設の段階でないので開銀融資等は削除すること。なお、財投計画は全体として国會議決とすること。

以上により、歳入歳出の規模は政府原案と同額とすること。
第八条第一項の表を次のように改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正す

不具障疾の程度	年	金額
特 別 項 症	第一項症の年金額に一、四三七、一〇〇円以内の額を加えた額	
第一 項 症		一、〇五三、〇〇〇円
第一 項 症		一、六六三、〇〇〇円

第三項症	一、三三四、〇　〇円	年	金
第四項症	一、〇〇六、〇〇〇円	特別項症	第一項症の年金額に一、五三五、一〇〇円以内の額を加えた額
第五項症	七八〇、〇〇〇円	第一項症	一、一九三、〇〇〇円
第六項症	五九五、〇〇〇円	第二項症	一、七七六、〇〇〇円
第一款症	五五四、〇〇〇円	第三項症	一、四二五、〇〇〇円
第二款症	五一三、〇〇〇円	第四項症	一、〇七五、〇〇〇円
第三款症	三九〇、〇〇〇円	第五項症	八三三、〇〇〇円
第四款症	三〇八、〇〇〇円	第六項症	六三六、〇〇〇円
第五款症	二六七、〇〇〇円	第一款症	五四八、〇〇〇円
		第二款症	五九二、〇〇〇円
		第三款症	四一七、〇〇〇円
		第四款症	三三九、〇〇〇円
		第五款症	一八五、〇〇〇円

第八条第二項中「四万二千円」を「六万円」に、「二万二千円」を「一万八千円」(当該障害年金の支給を受ける者に配偶者がないときは、そのうち一人については四万二千円)に、「二万四千円」を「三万六千円」(当該障害年金の支給を受ける者に配偶者がないときは、六万円)に改め、同条第六項中「七万一千円」を「十二万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金	額
第一款症	一、一八四、〇〇〇円	
第二款症	一、八一一、〇〇〇円	
第三款症	一、五五四、〇〇〇円	
第四款症	一、二七七、〇〇〇円	
第五款症	一、〇一四、〇〇〇円	

第二十六条第一項中「一万三千円」を「一万八千円」に改め、同項第一号中「三十六万六千六百円」を「四十七万四千円」に改める。

第三十二条第三項第一号中「一万一千円」を「一万八千円」に改め、同項第一号及び第三号中「九千円」を「一万三千五百円」に改める。

第二条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金	額
第一款症	一、三三三、〇〇〇円	
第二款症	一、九三五、〇〇〇円	
第三款症	一、六六〇、〇〇〇円	
第四款症	一、三六四、〇〇〇円	
第五款症	一、〇九四、〇〇〇円	

第二十六条第一項第一号中「四十七万四千円」

を「五十万六千円」に改める。

(未帰還者留戸家族等援護法の一部改正)

第三条 未帰還者留戸家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正

する。

第八条中「三万五百五十円」を「三万九千五百円」に、「三万一千五百五十円」を「四万一千万円」に、「三万二千五百五十円」を「四万一千五百円」に改める。

第十五条中「厚生省令の定めるところにより」を削り、「一人につき千円から三千円まで（十八歳未満の者については、五百円から千五百円まで）」を「政令で定める金額」に改める。

第十六条第一項中「二万一千円」を「政令で定める金額」に改める。

第四条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改める。

第十七条第一項中「三千五百円」を「政令で定める金額」に、「但し」を「ただし」に改める。

第八条第一項中「三万九千五百円」を「四万二千百六十円」に、「四万一千円」を「四万三千六百六十円」に、「四万二千五百円」を「四万五千百六十円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十一号）の

一部を次のように改める。

附則第十八項中「一万二千円」を「一万八千円」に、「四万一千円」を「六万円」に改める。（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第六条 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十二号）の一部を次のように改める。

附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十三項の次に次の二項を加える。

14 昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した

者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第五十一号）による遺族援護法第二条第三項第七号の規定によ

る規定の改正により遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者は、第一条に規定する戦没者等の妻とみなす。

15 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十一月一日とする。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第七条 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）の一部を次のように改める。

第十八条第二項中「八千円」を「政令で定める金額」に改める。

第十九条第一項中「二万一千円」を「政令で定

める金額」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条の二第一項及び第三条中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

第五条第一項中「三万円」を「二十万円」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条の二第一項及び第三条中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

第五条第一項中「二万一千円」を「政令で定める金額」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条の二第一項及び第三条中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

第五条第一項中「三万円」を「二十万円」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条の二第一項及び第三条中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条の二第一項及び第三条中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条の二第一項及び第三条中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

金を受ける権利を取得した者（前項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者を含む。）が「に」「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 死亡した者が昭和十六年十二月八日以後に死亡したとしたならば、弔慰金を受ける権利を取得したこととなる者は、前項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得したこととなるべき者については、第三

条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和五十年四月一日」とする。

16 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三

条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和五十年四月一日」とする。

17 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十月一日とする。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第十一条 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条の二第一項及び第三条中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条の二第一項及び第三条中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条の二第一項及び第三条中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条の二第一項及び第三条中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条の二第一項及び第三条中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条の二第一項及び第三条中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

に至つた者は、第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第一

項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

18 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三

条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和五十年四月一日」とする。

19 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十月一日とする。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第十一条 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条の二第一項及び第三条中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

20 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ昭和五十年七月三十一日と、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和五十年八月一日」とする。

21 前一項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十月一日とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一条)の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「一万八千円」を「一万八千円」に、「九千円」を「一万三千五百円」に改める。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。ただし、第三条中未帰還者留守家族等援護法第十五条 第十六条第一項及び第十七条第一項の改正規定並びに第七条及び第八条並びに次

項及び附則第三項の規定は同年四月一日から、

第二条及び第四条の規定は昭和五十一年一月一日から施行する。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受けられることができる者に交付する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十月一日とする。

4 この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受けられることができる者に交付する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十一年一月から六・八%引き上げるほか、扶養親族加給及び特別加給等の額をそれぞれ引き上げること。

5 この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受けられることができる者に交付する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十一年一月から二十九・三%引き上げ、更に昭和五十年一月から六・八%引き上げるほか、扶養親族加給及び特別加給等の額をそれぞれ引き上げること。

6 慰金を支給すること等により、援護措置の一層の改善を行おうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

障害年金、障害一時金、遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給法に準じて昭和五十年八月から二十九・三%引き上げ、更に昭和五十年一月から六・八%引き上げるほか、扶養親族加給及び特別加給等の額をそれぞれ引き上げること。

2 未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項

(1) 未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を遺族年金の増額に準じて引き上げること。

(2) 葬祭料及び遺骨引取経費の額を引き上げ、その額を政令で定めること。

3 戰傷病者特別援護法の一部改正に関する事項

療養手当及び葬祭費の額を引き上げ、その額を政令で定めること。

4 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇については、

正する法律案(内閣提出)に関する報告書

年金の支給等各般にわたる援護の措置が講ぜられているが、本案は、更に支給金額の引き上げを

図るとともに、戦没者等の遺族に対して特別弔

すること。

5 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部改正に関する事項

各種特別給付金支給法の改正を行い、昭和四九年戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正(防空業務に従事した者を準軍属として処遇)により、遺族給与金を受ける権利を有するに至つた戦没者等の妻及び戦没者の父母等並びに障害年金等を受けるに至つた戦傷病者等の妻に、それぞれ特別給付金を支給すること。

6 施行期日

この法律は、昭和五十年八月一日から施行すること。ただし、未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び遺骨引取経費の改正規定、定、戦傷病者特別援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正規定は、昭和五十年四月一日から施行すること。

7 議案の可決理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、日華事変以後に死亡した戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する等の措置を講ずること。

8 戰傷病者特別援護法の一部改正に関する事項

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、日華事変以後に死亡した戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する等の措置を講ずること。

9 戰傷病者特別援護法の一部改正に関する事項

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、日華事変以後に死亡した戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する等の措置を講ずること。

10 戰傷病者特別援護法の一部改正に関する事項

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、日華事変以後に死亡した戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する等の措置を講ずること。

11 戰傷病者特別援護法の一部改正に関する事項

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、日華事変以後に死亡した戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する等の措置を講ずること。

12 戰傷病者特別援護法の一部改正に関する事項

三 本審施行に要する経費

昭和五十年度一般会計予算(厚生省所管)に七十三億四千六百六十五万二千円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和五十年度以降において、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に特別弔慰金として総額二千二百四十八億円、特別給付金として総額二億四千五百五十万円が計上される見込みである。

右報告する。

昭和五十年二月二十七日

社会労働委員長 大野 明

[別紙] 索議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕
正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 軍傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改

正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 軍傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改

正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 最近の急激な物価の上昇及び国民の生活水準の著しい向上みあつて、援護の水準を更に引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努める

こと。

なお、戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、一層の優遇措置を講ずること。

一 戰傷病者に対する障害年金等の処遇及び原爆症等内科的疾患の認定基準については、更にその改善に努めること。

一 生存未帰還者の調査については、更に関係方面との連絡を密にし、調査及び救出に万全を期すること。

一 戰没者等の収集については、更に積極的に推進すること。

一 戰没者等の遺骨について、更に積極的に推進すること。

一 戰没者等の収集については、更に積極的に推進すること。

共和国との間の関係を発展させるため、昭和四十九年十一月十三日に東京で、日本国と中華人民共和国との間の海運協定に署名した。よつて、この協定を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国と中華人民共和国との間の海運協定は、日本国政府及び中華人民共和国政府は、一千九百七十二年九月二十九日に北京で発出された両国政府の共同声明に基づき、日本国と中華人民共和国との間の友好的な交流を促進し及び海運の分野における両国間の関係を発展させるため、平等互恵の原則に従い、

第一條 この協定の適用上、

2 「船舶」とは、商業的目的のために旅客又は貨物の海上運送に從事する商船をいう。

1 「一方の締約国の船舶」及び「他方の締約国の船舶」とは、次条の規定に従い、日本国又は中華人民共和国の国籍を有する船舶と認められた船舶をいう。

第二条

1 いづれの一方の締約国の船舶も、第三国との開港に出入する権利を有する。

2 いづれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の領海を航行し、他方の締約国の港に出入し、又は他方の締約国の港の内外において停泊する場合には、当該船舶並びにその旅客及び積荷は、税關、検疫及び港に関する規則及び手続の適用に関し、各種の課徴金及び費用の徴収に關し、港及び停泊地における停泊、泊地の変更及び貨物の積卸しに関し、港の設備及び航行補助のための設備の使用に關し、水先の役務に關し、並びに船舶、乗組員及び旅客のために必要とされる各種の物資の供与及び各種の便宜の提供に關し、第三国との船舶並びにその旅客及び積荷に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

有する船舶と認められる。

第三条

1 いづれの一方の締約国の船舶も、兩締約国間又は他方の締約国と第三国との間における旅客又は貨物の運送に從事することができる。

2 兩締約国以外の国の船舶で、いづれか一方の締約国が備船したものも、他方の締約国が異議を申し立てない限り、1に規定する運送に参加することができる。

第四条

1 いづれの一方の締約国の船舶も、第三国との開港に出入する権利を有する。

2 いづれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の領海を航行し、他方の締約国の港に出入し、又は他方の締約国の港の内外において停泊する場合には、当該船舶並びにその旅客及び積荷は、税關、検疫及び港に関する規則及び手続の適用に関し、各種の課徴金及び費用の徴収に關し、港及び停泊地における停泊、泊地の変更及び貨物の積卸しに関し、港の設備及び航行補助のための設備の使用に關し、水先の役務に關し、並びに船舶、乗組員及び旅客のために必要とされる各種の物資の供与及び各種の便宜の提供に關し、第三国との船舶並びにその旅客及び積荷に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

第五条

日本国と中華人民共和国との間の海運協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国は、海運の分野における日本国と中華人民共和国との間の海運協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国は、海運の分野における日本国と中華人民共和国との間の海運協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

いづれの一方の締約国も、他方の締約国の権限のある当局が当該他方の締約国の船舶に対して発給した船舶の積量測度に関する証書を承認する。いづれか一方の締約国のある当局が発給した船舶の積量測度に関する証書を備えていない船舶については、他方の締約国は、当該他方の締約国の法令に従つて積量の測度を行うことができる。

第六条

1 いづれの一方の締約国も、他方の締約国の権限のある当局が発給した乗組員身分証を承認するものとし、当該他方の締約国の船舶が当該一方の締約国の港の内外において停泊している間、当該船舶の乗組員で前記の乗組員身分証を所持しているものに対し、出入国、上陸、税関及び検疫に関する規則及び手続の適用に関し、第三国の船舶の同様の乗組員に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する乗組員身分証とは、日本国に定めるものをいい、中華人民共和国にあつては、「船員手帳」又はこれに代えて日本国に定めるものをいい、中華人民共和国にあつては、「海員証」又はこれに代えて中華人民共和国の定めるものをいう。

3 いづれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の港の内外において停泊している間、当該船舶の船長又は当該船長がその代理人として指定する乗組員は、当該他方の締約国において必要と

される手続を完了した後に、当該一方の締約国との外交官又は領事官と面会することができる。

第七条 この協定は、沿岸貿易には適用しない。ただし、いづれか一方の締約国の船舶が、国外から運送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を卸し又は国外向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積み込むため、他方の締約国の一の港から他の港に航行することは、沿岸貿易とはみなされない。

第八条

1 いづれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸において海難その他の緊急事態に遭遇した場合には、当該他方の締約国は、当該船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対し、類似の場合に第三国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に与える援助及び保護よりも不利でない援助及び保護を与えるとともに、最も迅速な方法により、当該一方の締約国の関係当局にこれらに関する状況を通報する。

2 1の船舶から救い上げられた積荷その他の物品は、それが当該他方の締約国の国内における消費のために搬入されない限り、関税その他の租税を免除される。

第九条

一方の締約国は、他方の締約国の海運企業に対し、当該海運企業が海運業務に関連して当該一方の締約国の領域内で得た収入のうち支出を超える

される手続を完了した後に、当該一方の締約国との外交官又は領事官と面会することができる。

第七条 この協定は、沿岸貿易には適用しない。ただし、いづれか一方の締約国の船舶が、国外から運送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を卸し又は国外向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積み込むため、他方の締約国の一の港から他の港に航行することは、沿岸貿易とはみなされない。

第十一条 両締約国は、両国間の海運活動が相互の間の経済貿易関係の発展に寄与し得るよう、両締約国による旅客又は貨物の円滑な運送の促進につき、できる限り協力する。

第十二条

両締約国は、いづれか一方の締約国の要請がある場合には、この協定の実施に関連して生じた問題を処理するため、適当な方法により、両締約国が合意する日時及び場所において、協議することができる。

第十三条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日から三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、三年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

2 いづれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の三年の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けて、この協定に署名した。
千九百七十四年十一月十三日に東京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
東郷文彦

中華人民共和国政府のために
韓念龍

日本国と中華人民共和国との間の海運協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
政府は、昭和四十九年七月以来、中華人民共和国との間に海運協定を締結するため交渉を行つてきた結果、案文について合意に達したので、同年十一月十三日東京において本協定に署名を行つた。

本協定は、我が国と中華人民共和国との間の分野における両国間の関係を発展させることを目的とし、各締約国船舶の開港への出入の権利、港に関する規則及び手続等港における待遇、船舶乗組員の出入国、海難救助等に関する待

官 報 (号 外)

同条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた者について適用し、施行日前に旧法第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた者については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧法第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者が、施行日以後に同条第八項の規定に該当することとなつた場合における施行日前に領収した入場料金に係る入場税については、なお従前の例による。

6 施行日においてその経営する興行場等（新法第二条第一項に規定する興行場等をいう。以下同じ。）又はその催物を行なう興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき新法第二十一条第一項に規定する課税入場料金を定めている経営者又は主催者が施行日前に行つた旧法第二十一条第一項の規定による申告は、新法第二十一条第一項の規定による申告とみなす。

7 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

今次の税制改正の一環として、最近における入場税の負担の状況にかえりみ、その軽減を図るためにこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

に、税率を一本化するほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提 出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今次の税制改正の一環として、最近における入場税負担の状況にかえりみ、その軽減を図る等のため、入場税法について次のような改正を行おうとするものである。

(一) 映画の免税点を「一、五〇〇円（現行一〇〇円）」と、演劇等の免税点を「三、〇〇〇円（現行一〇〇円）」に、それぞれ引き上げるとともに、税率を一律一〇%（現行五%及び一〇%）にする」ととしている。

(二) 興行場經營者等の事務負担を軽減するため、興行場の開発申告制度を簡素合理化する等所要の規定の整備を行うこととしている。

なお、本案の施行に伴う昭和五十年度の減収額は一一〇億円と見込まれている。

最近におりる莫大な入場料金の推移等にな
えりみ、大衆負担の軽減に資する等のための措
置として、本案は時宜に適した妥当なものと認

め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十年三月四日 衆議院会議録第十号

相続税法の一部を改正する法律案及び同報告書

ら日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提

大藏委員長

100

入場税法の一部を改正する法律案に対する

附帶決議

○円については、物価及び貨幣価値の動向を考慮し、適時、額の引上げを配慮すべきである。

二 ギヤンブル性の行為にかかる低廉な入場料金

については、適切な料金の引上げ等税収の確保に配慮すべきである。

THE JOURNAL OF CLIMATE

右
相続税法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十年一月三十日

— 1 —

を次のように改正する。

改める。

第一項中「因り」を「より」に 第十五条の二】を「第一

三十万円)だ、「公文」を「超文」に改め、同項第六号中

「一千万円」を「一千万円」及び、「百五十万円」を「四百万円」に改める。

める。

第十五条の二を削る。

第十六条を次のように改める。

(相続税の総額)

第十六条 相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した金額を当該被相続人の前条第二項に規定する相続人が民法第九百条及び第九百一条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額(当該相続人が、一人である場合又はない場合に、当該控除した金額)につきそれぞれその金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

二百五万円以下の金額	百分の十
三百万円を超える五百万円以下の金額	百分の十五
五百万円を超える九百万円以下の金額	百分の二十
九百万円を超える千五百万円以下の金額	百分の二十五
一千五百万円を超える二千三百万円以下の金額	百分の三十
二千三百万円を超える三千三百万円以下の金額	百分の三十五
三千三百万円を超える四千八百万円以下の金額	百分の四十
四千八百万円を超える七千万円以下の金額	百分の四十五
七千万円を超える一億円以下の金額	百分の五十
一億円を超える一億四千万円以下の金額	百分の五十五
一億四千万円を超える一億八千万円以下の金額	百分の六十五
一億八千万円を超える二億五千万円以下の金額	百分の六十五
二億五千万円を超える五億円以下の金額	百分の七十
五億円を超える金額	百分の七十五

の」に相当する金額(当該金額が四千万円に満たない場合には、四千万円)を「申告期限から三年以内(当該期間が経過するまでの間に当該財産が)に改め、「場合において」の下に「政令で定めるところにより納稅地の所轄稅務署長の承認を受けたときは」を加え、「以内に当該財産が分割されたときは、当該財産を「以内」に分割された場合には、その分割された財産」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、「第二十七条第一項の規定による申告書」の下に「当該申告書に係る國稅通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書(以下「期限後申告書」という。)及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書(以下「修正申告書」という。)を含む。」を加え、「同項の婚姻期間が十年以上である旨」を「財產の取得の状況」に改め、「その申告期限内に」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「申告期限内の」を削り、「第一項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十九条の三第一項中「因り」を「より」に、「二万円」を「三万円」に改める。

第十九条の四第一項中「二万円」を「三万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

第二十二条の六を削る。

第二十二条の五第一項中「因り」を「より」に、「五百六十万円」を「千万円」に改め、同条第三項中「國稅通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する」及び「(以下「期限後申告書」という。)」を削り、同条を第二十二条の六とする。

第二十二条の四中「四十万円」を「六十万円」に改め、同条を第二十二条の五とする。

第二十二条の三の次に次の二条を加える。

(特別障害者に対する贈与税の非課税)

第十八条中「因り」を「より」に、「百分の七十」を「百分の七十五」に、「こえる」を「超える」に改める。第十九条中「因り」を「より」に、「及び第二十二条の三」を「第二十二条の三及び第二十二条の四」に改める。

第十九条の二第一項を削り、同条第二項中「被相続人との婚姻期間が十年以上である」を「被相続人の」に改め、「(当該金額が当該配偶者につき前項第一号の規定を適用して算出した金額に満たない場合には、当該算出した金額)」を削り、同項第二号イを次のように改め、同項を同条第一項とする。

イ 当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額の三分

の一に相当する金額(当該金額が四千万円に満たない場合には、四千万円)を「申告期限から三年以内(当該期間が経過するまでの間に当該財産が)に改め、「場合において」の下に「政令で定めるところにより納稅地の所轄稅務署長の承認を受けたときは」を加え、「以内に当該財産が分割されたときは、当該財産を「以内」に分割された場合には、その分割された財産」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、「第二十七条第一項の規定による申告書」の下に「当該申告書に係る國稅通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書(以下「期限後申告書」という。)及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書(以下「修正申告書」という。)を含む。」を加え、「同項の婚姻期間が十年以上である旨」を「財產の取得の状況」に改め、「その申告期限内に」を削り、「第一項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「申告期限内の」を削り、「第一項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十九条の三第一項中「因り」を「より」に、「二万円」を「三万円」に改める。

第十九条の四第一項中「二万円」を「三万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

第二十二条の六を削る。

第二十二条の五第一項中「因り」を「より」に、「五百六十万円」を「千万円」に改め、同条第三項中「國稅通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する」及び「(以下「期限後申告書」という。)」を削り、同条を第二十二条の六とする。

第二十二条の四中「四十万円」を「六十万円」に改め、同条を第二十二条の五とする。

第二十二条の三の次に次の二条を加える。

(特別障害者に対する贈与税の非課税)

第二十二条の四 第十九条の四第二項に規定する特別障害者(以下この条において「特別障害者」という。)が、信託会社その他の者で政令で定めるもの(以下この条において「受託者」という。)の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの(以下この条において「受託者」という。)において当該特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づいて当該信託契約に係る財産の信託がされることによりその信託の利益を受ける権利(以下この条において「信託受益権」という。)を有することとなる場合において、政令で定めるところにより、その信託の際、当該信託受益権につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載し申告書(以下この条において「障害者非課税信託申告書」という。)を納稅地の所轄稅務署長に提出

官 報 (号 外)

したときは、当該信託受益権でその価額のうち三千万円までの金額（既に他の信託受益権について障害者非課税信託申告書を提出している場合には、当該他の信託受益権でその価額のうちこの項の規定の適用を受けた部分の価額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

前項に規定する特別障害者扶養信託契約とは、個人が受取ると締結した金銭・有価証券その他の財産で政令で定めるものの信託に関する契約で、当該個人以外の一人の特別障害者を信託の利益の全部についての受益者とするもののうち、当該契約に基づく信託が当該特別障害者の死亡後六月を経過する日に終了することとされ、ことその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

障害者非課税信託申告書には、受託者の営業所等のうちいづれかのものに限り記載することができるものとし、一の障害者非課税信託申告書を提出した場合には、当該申告書に記載された受託者の営業所等において新たに特別障害者扶養信託契約に基づき信託される財産に係る信託受益権に関する事項を記載する。

つき第一項の規定の適用を受けようとする場合その他の場合で政令で定める場合を除き 他の障害者非課税信託申告書は、提出することができないものとする。

⁴ 前二項に定めるもののほか、障害者非課税信託申告書の提出及び当該申告書に記載した事項を変更した場合における申告に関する事項その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条の七を次のように改める。

贈与税の税率

第二十一条の七 贈与税の額は、前二条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額

に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

五十万円以下の金額

五十万円を超えて七十万円以下の金額

七十万円を超える百万円以下の金額
百万円を超える百四十万円以下の金額
百分の二十一
百分の二十五

百分の三十五
百四十万円を超える二百万円以下の金額
二百萬円を超える一百八十万円以下の金額

二百八十万円を超える四百万円以下の金額
四百万円を超える五百五十万円以下の金額
百分の四十
百分の四十五

五百五十万円を超える八百万円以下の金額
八百万円を超える千三百万円以下の金額
一千三百万円を超える二千万円以下の金額
二千万円を超える三千五百萬円以下の金額
三千五百万円を超える七千万円以下の金額

百分の五十五
百分の六十五
百分の七十五

第二十一条の八中「因り」を「より」に、「前二条」を「前条」に、「算出した」を「計算した」に、「但し」を「ただし」と、「これらの」を「同条の」と、「これ」の二第一項の規定の適用を受けようとする者に係る超えるに改め、「第十九条の二第一項」を削り、同条第三項中「因り」を「より」に改め、「(第十五条

る」を「超える」に改める。
第三章中第一十六条の二の次に次の一条を加え
る申告書については、同項の婚姻期間を証する書類その他の大蔵省令で定める書類を含む。」を削る。

(土地評価審議会) 第二十八条第一項及び第一項第一号中「因り」を
第二十九条第一項、同規定、第三十一条、土地平面審議会
より之、「第二十一」条の四及び第二十二条の六

第二十一条の二 國稅局としに 二 地評価審議会
を置く。
土地評価審議会は、土地の評価に関する事項
から第二十一条の八までを「第二十一条の五、第二十一条の七及び第二十一条の八」に改める。

て国税局長がその意見を求めたものにして調査審議する。

3 土地評価審議会は、委員二十人以内で組織する。
第三十二条第六号中「第十九条の二第四項たゞ
を削る。

4 委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体
し書」を「第十九条の二第二項ただし書」に、「同各

の職員及び土地の評価について学識経験を有する者のうちから、国税局長が任命する。

第一項を「同条第一項」に改める。

第三十八条第一項中「こえる」を「超える」に、

前二項に定めるもののほか、土地評価審議会「五年」を「五年以内」に、「因り」を「より」に改め、

の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

「基礎となつたものの価額の合計額」の下に「(以
下)課税相続財産の価額」という。」を、「財産の価額

第二十七条第一項中「因り」を「より」に、及び
遺産に係る配偶者控除額の合計額をこえる」を「を

対応する相続税額として政令で定める部分の税額については十五年以内とし、その他の部分の相続税額については十年以内とする。」た、「十年以内の延納を許可することができる場合においては、五十万円」を「課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が十分の五以上である場合には、七十五万円」に改め、同条第二項中「当該金額が五万円を下る場合には、最終の年割額を除き、五万円」を「課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が十分の五以上である場合には、延納税額を不動産等の価額に対応するものとして政令で定める部分の税額(以下「不動産等に係る延納相続税額」という。)とその他の部分の税額(以下「動産等に係る延納相続税額」という。)とに区分し、これらの税額をそれぞれの延納期間に相当する年数で除して計算した金額」に改める。

第五十二条第一項第一号中「(当該延納の許可を受けた相続税額が第三十八条第一項の規定に基づき五年をこえる延納の許可を受けることができるものである場合には、年六パーセント。以下この項において同じ。)の割合」を「の割合(次のイ又はロに掲げる延納相続税額については、それぞれイ又はロに掲げる割合。以下「利子税の割合」という。)」に、「年六・六パーセントの割合」を「利子税の割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合(以下この号において「不

動産等の割合」という。(が十分の五以上である場合における延納相続税額 不動産等に係る延納相続税額については年五・四パーセント、動産等に係る延納相続税額についてとは年六パーセントの割合

かつ、課税相続財産の価額のうちに立木の
価額が占める割合が政令で定める割合を超
える場合における延納相続税額のうち当該
立木の価額に対応するものとして政令で定
める部分の税額 年五・四ペーセントの割

第五十二条第一項第二号中「年六・六ペーセン」の割合を「利子税の割合」に改め、同条に次の項を加える。

第五十二条第一項第二号中「年六・六ペーセン」の割合を「利子税の割合」に改め、同条に次の項を加える。

相続税額又は第一項第一号ロに掲げる税額とその他の部分の税額とがある場合において、納付された金額が延納年割額を超えて、又はこれに不足するときにおけるその納付された金額の充当の順序その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十二条の二を削る。
附 則
(施行期日)

（経過措置）

2 改正後の相続税法(以下「新法」という。)の規

定は別段の定めがあるものを除き昭和五十年一月一日以後に相続者へは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる

る。 きる金額)から既に旧法第十九条の三第一項若しくは第二項又は新法第十九条の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とす

前項の規定は、新法第十九条の四第一項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又はその同条第三項において準用する新法第十九条の三第二項に規定する扶養義務者の昭和四十九年十二月三十一日以前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する。旧法第十九条の三第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合について準用する。

項又は第二項の規定による」とあるのは「第十九条の三第一項又は第二項の規定による」とある、「第十九条の三第一項又は同条第三項において準用する条の四第一項又は同条第三項において準用する条の四第一項の規定による」と、「第十九条の三第二項の規定による」と、「第十九条の三第一項の規定を」とあるのは「第十九条の三第一項の規定を」とある、「第十九条の三第二項の規定を」とあるのは「第十九条の四第一項の規定を」とある。

一項若しくは同条第三項において準用する同法
第十九条の三第二項」と読み替えるものとする。

基づく同項の信託について適用する。

6 新法第三十八条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に延納を許可する相続税について適用し、施行日前に延納を許可した相続税については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

7 税務署長は、施行日前に延納を許可した相続額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうちに新法第三十八条第一項に規定する不動産等の価額が占める割合が十分の五以上であるもののうち、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来するものがある場合には、施行日以後に当該納期限が到来する分納税額のうち、当該不動産等の価額に対応するものとして政令で定めるものについては、施行日以後最初に到来する当該納期限（施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日）までにされた当該延納の許可を受けた者の申請により、施行日以後の延納期間の二分の一に相当する期間（当該期間に一月に満たない端数を生じた場合には、これを一月として計算した期間）の範囲内において延納期限を延長し、及び施行

8 新法第五十二条の規定は、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該利子税のうち施行日前の期間に対応するもの及び施行日前に当該納期限が到来した相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

期限が到来した相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

9 税制特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十条の六第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、「同法第三十八条第一項及び」を「同法第三十八条」に改め、「十五年以内の延納」を許可し、及び「を削り、同条第二項中「同項中

第四十六条第一項中 地方酒類審議会	地方酒類審議会 國税局長又は沖縄國稅事務所長の諸間に応じて、酒類の生産及び供給に関する重要な事項並びに酒類の級別について調査審議すること。
土地評価審議会 （租税特別措置法の一部改正）	國税局長又は沖縄國稅事務所長の諸間に応じて、相続税及び贈与税に係る土地の価格に関する事項について調査審議すること。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における相続税及び贈与税の負担の状況にかえりみ基礎控除額の引上げ、税率の調整等によりその負担の軽減を図るとともに、配偶者に対する相続税負担の軽減措置を拡充するほか、特別障害者に対する贈与税の非課税措置を創設し、相続税の延納制度を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

相続税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今次の税制改正の一環として、相続税及び贈与税の負担の軽減と制度の整備合理化を図るため、次の措置を講ずることとしている。

（一）相続税の負担軽減

1 課税最低限の引上げ

（1）遺産に係る基礎控除の引上げ

次とおり遺産に係る定額控除及び法定相続人比例控除を引き上げ、從来の配遇者控除について、配遇者の負担軽減措置に吸収する。

法定相続人比例控除 一二〇〇〇万円（現行六〇〇〇万円）

法定相続人比例控除 四〇〇万円（法定相続人數を乗じた金額）

10 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

（大蔵省設置法の一部改正）

日以後の延納期間を同条第二項の規定に準じて変更することができる。

(2) 配選者の相続税負担の軽減
配選者の負担軽減措置を次のとおり拡充する。

改正案

現行

配選者が取得した相続財産のうち
遺産額の三分の一相当額(ただし、
その額より四、〇〇〇万円の方が
大きい場合には四、〇〇〇万円)
まで非課税

(4) 婚姻期間一〇年を超える配選者が取得
した遺産のうち、婚姻期間に応じ最高
三、〇〇〇万円まで非課税

(4) 不動産・同族非上場株式等に対応する
の非課税(ただし、遺産額三、〇〇〇
万円の場合の法定相続分を限度とす
る。)

(4) 不動産・同族非上場株式等に対応する
の延納税額につき
延納期間 一五年 利子税 年六・〇%

</div

最近における地価及び一般的な物価水準の状況にかんがみ、相続税及び贈与税負担の適正化を図るための措置として適当と認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては佐藤觀樹君外二名より日本社会党、公明党、民社党の三党共同提案にかかる修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

修正案の要旨は、相続税における配偶者の負担軽減措置のうち、遺産総額の三分の一の非課税限度について最高一億円の限度を設け、贈与税の配偶者控除についてその適用要件である婚姻期間二〇年以上を二〇年以上に短縮しようとするものである。

また、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十年三月四日

大蔵委員長 上村千一郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

[別紙]

相続税法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

一 贈与税の配偶者控除の要件について、婚姻期間を短縮する方向で検討すること。

二 土地評価審議会の委員となる「土地の評価について学識経験を有する者」の任命に当たつて

は、農業団体の構成員で農地の評価に精通していると認められる者をその対象とするよう配意すること。

昭和五十年三月四日 衆議院会議録第十一号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価
一部 一一〇円

発行所

東京都港区赤坂一丁目二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二一四四二二(大代)

三一四